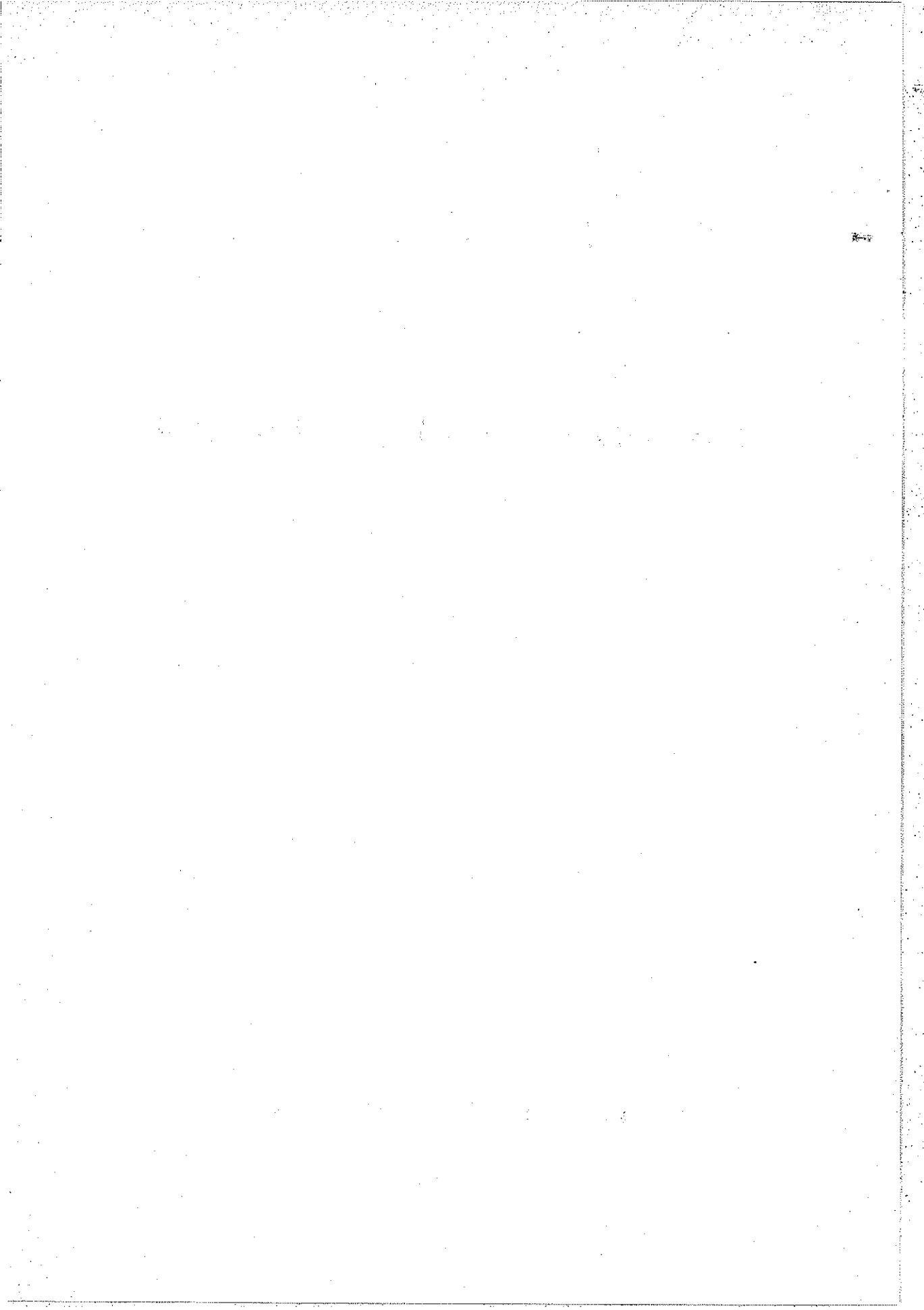


昭和56年12月15日開会
昭和56年12月17日閉会

和泉市議会第4回定例会会議録

第 5 号

和 泉 市 議 会



和泉市議会第4回定例会会議録目次

昭和56年12月15日(火曜日)第1日目

出席議員・欠席議員	1頁
○ 議事説明員その他	1頁
○ 議事日程	3頁
○ 開会宣告(午前10時0分)	4頁
○ 市長開会あいさつ	4頁
○ 日程第1 会議録署名議員の指名について(飯坂楠次・田中昭一・奥村圭一郎)	5頁
○ // 第2 会期の決定について(12月15日～12月18日 4日間)	5頁
○ // 第3 一般質問について	5頁
1 番に 19番 大谷 昌幸君	5頁
2 番に 16番 赤坂 和見君	10頁
3 番に 10番 天堀 博君	22頁
4 番に 15番 穴瀬 克己君	31頁
5 番に 8番 原 重樹君	42頁
6 番に 9番 直村 静二君	57頁
○ 散会宣告(午後4時35分)	75頁

昭和56年12月16日(水曜日)第2日目

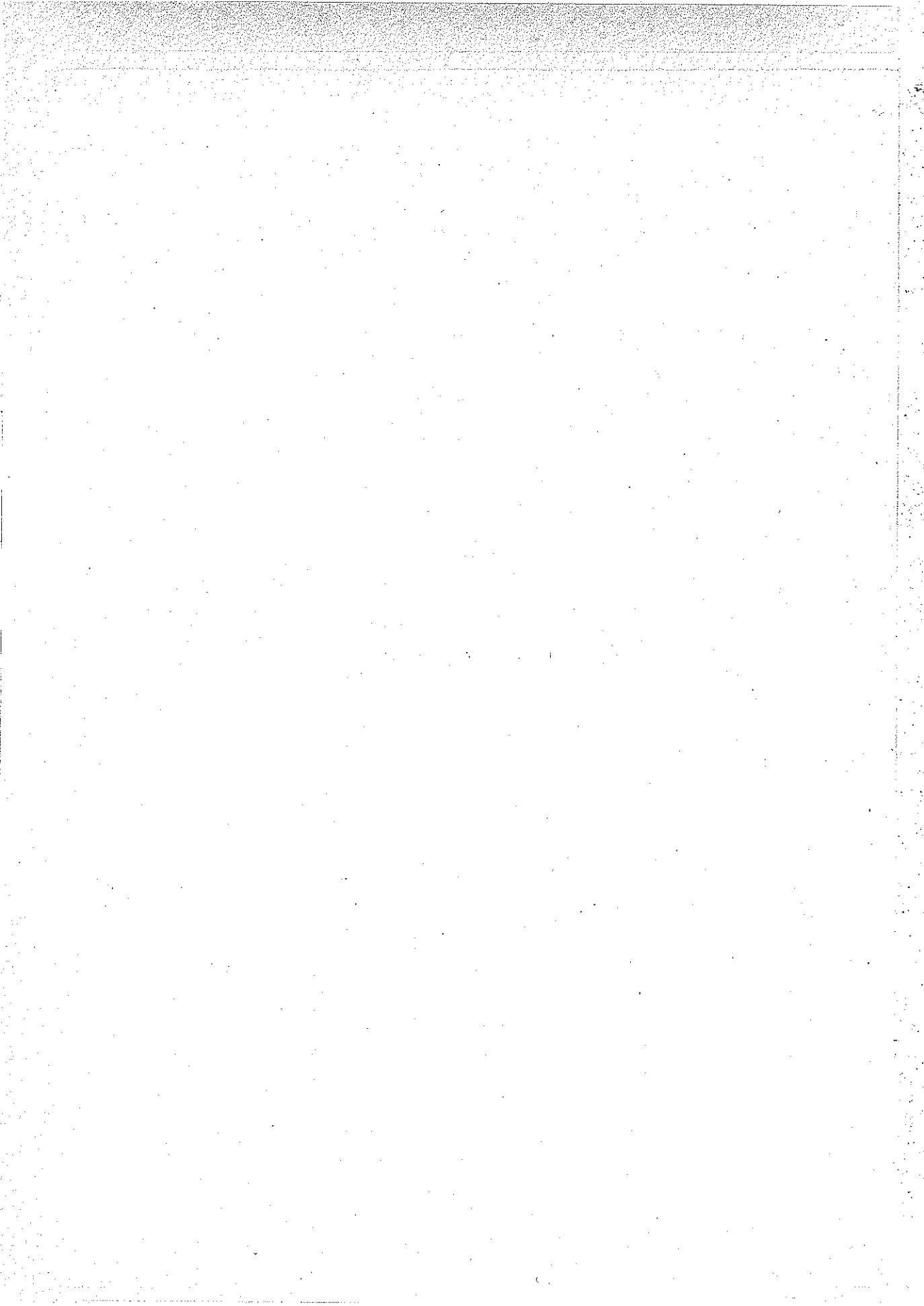
○ 出席議員・欠席議員	77頁
○ 議事説明員その他	77頁
○ 議事日程	78頁
○ 開会宣告(午前10時23分)	80頁
○ 日程第1 一般質問について	80頁
1 番に 5番 田中 包治君	80頁
○ // 第2 昭和55年度和泉市水道事業会計決算認定について(決算審査特別委員長報告)	92頁
○ // 第3 // 病院事業会計決算認定について(//)	92頁

○ 日程第 4	例月出納検査結果報告(収入役扱 昭和56年7月分)	
○ # 第 5	" (水道部企業出納員扱 昭和56年7月分)	
○ # 第 6	" (市立病院企業出納員扱 昭和56年7月分)	— 96
○ # 第 7	" (収入役扱 昭和56年8月分)	頁
○ # 第 8	" (水道部企業出納員扱 昭和56年8月分)	括
○ # 第 9	" (市立病院企業出納員扱 昭和56年8月分)	上
○ # 第 10	" (収入役扱 昭和56年9月分)	頁
○ # 第 11	" (水道部企業出納員扱 昭和56年9月分)	程 100
○ # 第 12	" (市立病院企業出納員扱 昭和56年9月分)	
○ # 第 13	昭和55年度和泉市歳入歳出決算認定について	101頁
○ # 第 14	決算審査特別委員会の設置について	115頁
○ # 第 15	決算審査特別委員会委員の選任について	116頁
○ # 第 16	和泉市母子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について	117頁
○ # 第 17	和泉市民交通傷害補償条例の一部を改正する条例制定について	119頁
○ # 第 18	和泉市と泉大津市との境界の一部変更について	123頁
○	(午後2時42分休憩、以後本会議再開されず流会)	148頁

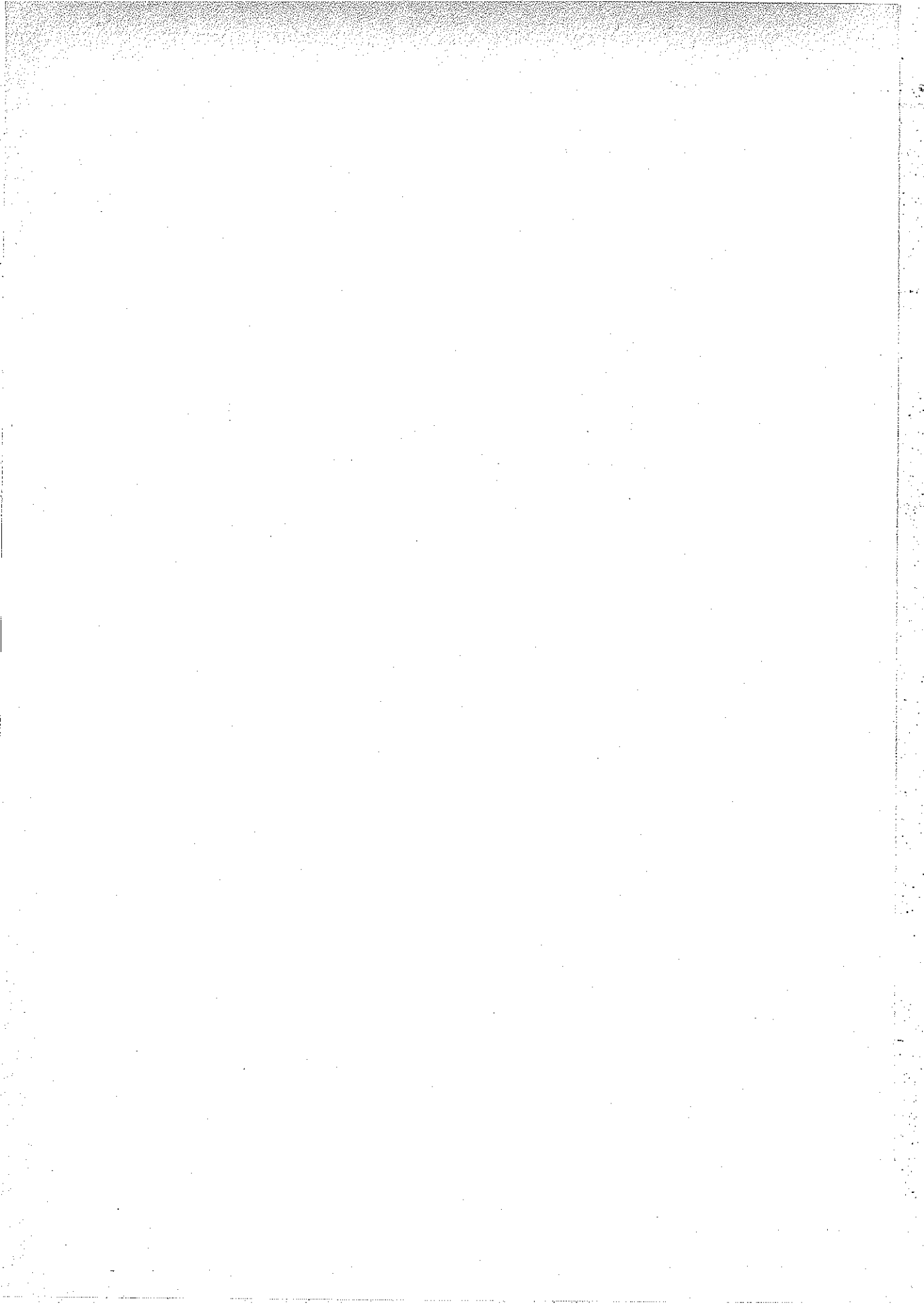
昭和56年12月17日(木曜日)最終日

○ 出席議員・欠席議員		149頁
○ 議事説明員その他		149頁
○ 議事日程		151頁
○ 開会宣告(午前10時6分)		151頁
○ 日程第 1	和泉市と泉大津市との境界の一部変更について	151頁
○ # 第 2	昭和56年度和泉市一般会計補正予算(第4号)	152頁
○ # 第 3	人権擁護委員候補者を推薦するにつき意見を求めることについて	169頁
○ # 第 4	特別委員会委員の辞任許可について	171頁
○ # 第 5	特別委員会委員の選任について	172頁
○ # 第 6	南横山校区内に市役所事務取次所設置に関する請願	172頁

○ 日程第7	和泉市富秋町助松団地（288世帯）を泉大津市へ編入することの 請願	174頁
○	＃第8 国民健康保険給付費の都道府県一部負担導入反対に関する意見書	176頁
○	閉会宣告（午前11時32分）	177頁
○	市長閉会あいさつ	178頁
○	議長閉会あいさつ	178頁



第 1 日



昭和56年12月15日午前10時和泉市議会第4回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(24名)

1番	若 浜 記久男 君	17番	橋 本 佳 行 君
5番	田 中 包 治 君	18番	松 尾 孝 明 君
6番	三 井 正 光 君	19番	大 谷 昌 幸 君
7番	勝 部 津喜枝 君	20番	出 原 平 男 君
8番	原 重 樹 君	21番	池 辺 秀 夫 君
9番	直 村 静 二 君	22番	飯 坂 楠 次 君
10番	天 堀 博 君	23番	田 中 昭 一 君
11番	成 田 秀 益 君	25番	奥 村 圭 一 郎 君
12番	横 田 憲 治 郎 君	26番	仁 井 明 君
13番	並 河 道 雄 君	27番	柳 瀬 美 樹 君
15番	穴 瀬 克 己 君	28番	貝 淵 博 治 君
16番	赤 阪 和 見 君	29番	藤 原 要 馬 君

欠席議員(1名) 2番 竹内修一郎君



地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

職 名	氏 名	職 名	氏 名
市 長	池 田 忠 雄	市 民 部 長	富 田 宏
助 役	坂 口 禮 之 介	市 民 部 次 長 兼 福 祉 事 務 所 長	中 川 鉄 也
収 入 役	中 塚 白	産 業 衛 生 部 長	広 岡 史 郎
参 与 兼 市 長 公 室 長 参 事 務 取 扱	西 川 喜 久	産 業 衛 生 部 次 長	角 谷 泰 夫
参 与	林 徳 次	産 業 衛 生 部 次 長 (商 工 担 当)	青 木 孝 之
秘 書 広 報 課 長	石 本 博 信	建 設 部 長	逢 野 一 郎
財 務 部 長	麻 生 和 義	建 設 部 次 長 兼 土 木 課 長 参 事 務 取 扱	吉 田 日 出 男
財 務 部 次 長	北 野 敦 雄	都 市 整 備 部 長	浅 井 隆 介
財 政 課 長	大 塚 孝 之	都 市 整 備 部 理 事	西 川 武 道
同 和 对 策 部 長	橋 本 昭 夫	都 市 整 備 部 次 長	萩 本 啓 介
同 和 对 策 部 理 事 兼 解 放 総 合 セ ン タ ー 所 長 参 事 務 取 扱	生 田 稔		

改良事業部長	西川武雄	教 育 長	葛城宗一
改良事業部次長	前田守正	教 育 次 長	杉本弘文
病 院 長	竹林淳	管 理 部 次 長	逢野博之
病院事務局長	内田繁	指 導 部 長	高橋貞良
病院事務局次長	藤原光夫	指 導 部 次 長	竹田明郎
水 道 部 長	田中稔	指 導 部 次 長	明坂貞士
会 計 課 長	赤田備信	選挙管理委員会委員長	味谷日吉
消 防 長	松村吉堯	選挙管理委員会事務局長	農端小一
消防本部次長兼消防署長	湯川行夫	監 査 委 員	久光喜多男
用地担当理事 土地開発公社事務局長	平野誠蔵	監査事務局長兼公平 委員会事務局長	向井洋
用地担当参事 土地開発公社事務局次長	岩井益一	農 業 委 員 会 会 長	坂上國治
教 育 委 員 長	堀内由延	農 業 委 員 会 事 務 局 長	信田種行

※ 課長級の職員は、議案等の説明の必要に応じて出席させる。

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会囑託速記士 中野満男

本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事 務 局 長	吉岡昭男
次 長	吉田種義
議 事 係 長	西井正
議 事 係	佐土谷茂一
議 事 係	藤原寛治

本日の議事日程は次のとおりである。

昭和56年和泉市議会第4回定例会議事日程

(12月15日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1		会議録署名議員の指名について	
2		会期の決定について	
3		一般質問について	

一般質問発言者及発言の主旨 (56・12)

発言順・議席番号

① 19番 大谷 昌 幸 議員

1. 市職員の職務と権限の範囲について
2. 黒鳥山・松尾寺公園の利用について

② 16番 赤 阪 和 見 議員

1. 第2石尾中建設について
2. 国際障害者年の総括について今後の計画
3. 環境保全条例制定の内容について

③ 10番 天 堀 博 議員

1. サービスセンターについて
2. 中央丘陵開発について

④ 15番 穴 瀬 克 己 議員

1. コミュニティセンターの位置づけについて
 - イ. 学校施設の地域開放について
 - ロ. 体育・文化施設の充実について
2. 57年度予算編成について

⑤ 8番 原 重 樹 議員

1. 福祉問題について
 - イ. 福祉会館の建設について
 - ロ. 国際障害者年について
2. 幼児施設・義務教育施設の問題について
3. 市営住宅の問題について

⑥ 9番 直村 静二 議員

1. 同和行政について

- イ. 行政差別
- ロ. 教育条件整備
- ハ. 全体計画等

2. 建設行政について

- イ. 用地買収
- ロ. 侵水対策

3. 府中周辺整備について

⑦ 5番 田中 包治 議員

地公法と執行権限

(午前10時開議)

- 議長(藤原要馬君) おはようございます。議員の皆さんには、年末何かとお忙しい折にもかかわりませず多数御出席賜りましたことを厚く御礼申し上げます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長をして報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(吉岡昭男君) 御報告申し上げます。ただいま御出席されている議員さんは20名でございます。欠席届のある議員さんは竹内議員さん、遅刻の届けある議員さんは若浜議員さんでございます。その他の議員さんにつきましては、ほどなくお見えになることと思われれます。現在20名でございます。

- 議長(藤原要馬君) ただいま報告どおり出席議員数20名をもちまして議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○

- 議長(藤原要馬君) 本日の議会に出席を求めた者の氏名及び議事日程は、お手元に印刷、配付してあるとおりでありますので、よろしく御了解願います。

○

- 議長(藤原要馬君) この際、市長のあいさつを願います。

(市長のあいさつ)

- 市長(池田忠雄君) 一言、ごあいさつを申し上げます。

本日、ここに昭和56年第4回定例会をお願い申し上げましたところ、議員皆様方には年末

何かと御多忙の折にもかかわりませず御出席を賜り、ただいま議会が成立いたしましたことを衷心より厚く御礼を申し上げます。

本定例会に御提案を申し上げます議案は、昭和55年度和泉市歳入歳出決算認定を初め、和泉市母子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について外三件と諮問一件、監査報告九件でございます。議案の内容につきましては別途御説明をさせていただきますが、何とぞよろしく御審議を賜りまして御議決、御承認を下さいますようお願い申し上げる次第でございます。

はなはだ簡単でございますが、開会に当たりましてのごあいさつといたします。どうかよろしくお願いを申し上げます。

-
- 議長（藤原要馬君） 市長のあいさつが終了しました。

それでは、日程審議に入ります。日程第一「会議録署名議員の指名」を行います。本件は、会議規則第103条の規定に基づき、22番・飯坂楠次君、23番・田中昭一君、25番・奥村圭一郎君。以上3名をお願いいたします。

-
- 議長（藤原要馬君） 日程第二「会期の決定について」をお諮りいたします。

本定例会の会期は、過日の議会運営委員会の決定に基づき、本日より12月18日までの4日間といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、本定例会の会期は本日より18日までの4日間と決定いたします。

-
- 議長（藤原要馬君） 日程第三「一般質問」を行います。

まず、19番・大谷昌幸君。

- 19番（大谷昌幸君） 通告に基づきまして、一般質問の要旨を御説明申し上げます。

私どもは市民から選ばれて、市役所の職員の皆さん方と市民の皆さん方とのパイプ役のお仕事をさせていただいておりますその途上におきまして、それぞれの窓口の係の方と、あるいはその上の課長あるいは部長などの上層部との間で意見の不一致と申しますと失礼かもわかりませんが、どうも意見の一致を見ない場合がある。そして、いたずらに時日を費して十分なお返事を得られないということがままございます。かような例を一つ一つ申し上げますと、時間も制限のあることですので、簡単に日ごろ感じておりますことを元々いたしまして、今後、この一議

場にお入りの管理者としての管理職の皆さん方のお気持ちを御披露いただけたらと、かように思う次第でございます。

たとえば過日より和泉市職員労働組合という名のもとに、ベニヤ板一枚のサイズの看板が散見されるわけでございます。私は、この看板の文面あるいは内容あるいは意図するところ等についてとやかく申し上げる場所でもございませぬし、また、かような意思の持ち合わせしておられないわけでございますけれども、このような看板を市の職員労働組合の方が市民の皆さん方にアピールせんがために立てておられるので、その中の一つの言葉をお借りいたしますと、たしか「悩みの110番」という言葉があったと思ひんです。

この一般の和泉市民の方の中には、一面では好況、一面では不況と言われるこの社会情勢の中におきまして、いろんな悩みをお持ちの方がたくさんおありのことと存じます。市としては、広報を通じていろんな施策あるいは悩みの対応等の宣伝はしておられるわけでありませぬけれども、もしも市の職員の方たちが、いわゆるこの議場にお入りになってない市の職員の方たちが、市行政における宣伝、対応の仕方が不十分であるという考えのもとに、かような看板を立てておられるのであるとするならば、管理者としてこの議場に入っておられる皆さん方が、それ以上に対応されるような方途があるのではないかと。もし、現在で十分であるならば、なぜこのような看板が出てくるのであろうかということに疑問を感じるわけです。

繰り返して申し上げますが、看板の内容をどうのこうのというわけではございませぬ。ただ、市民の皆さん方の悩みを聞いていくということは、市の行政全般の仕事であると思ひます。したがって、まだまだ管理職の立場におられる皆さん方として、積極的にやっていただかなければいけないことがたくさんあるのではないかと思ひわけです。

こういう看板は、市としてもまた必要ではなからうか。いろんな経費の面もあるかもわかりませぬけれども、市の職員の方たちが、自分たちの給料の中から差し引いた費用で看板を立てるまでもなく、市の一般予算の中で積極的に立てて市民に対応されるのが至当ではなからうかと思ひわけでありませぬ。それにつきまして今後、どのように対応されるかということをお伺ひしたいと思ひます。

次に、第二点の黒鳥山、松尾寺公園の利用でございませぬけれども、これは過去より両方とも自然を取り入れたりっぱな公園を市の方でおつくりいただき、それぞれ担当課の方で割合きれいに手入れをされておられるわけでありませぬ。特に松尾寺公園につきましては、いろんな樹木に名前をつけられておりますがこれを利用されるのが非常に少いように見受けませぬ。黒鳥山公園につきましては、青年会議所初めその他の団体あるいは、クロスカントリーなどで利用はされておりますけれども、松尾寺公園につきましては、非常に自然の景観を取り入れた、ま

た、自然に親しめるようなりっぱな素地ができながら利用されていない。交通の便もあるかもわかりませんが、各小中学校あるいは周辺市域の学校にも利用していただくようなPRが不十分ではなからうか。せつかく多額の経費を流入しながら十分に利用されていないのは、非常に惜しまれてならないのであります。

最近、各市とも観光とかいろんな自然の景観の見直しに力を入れてるわけでありまして。

84平方キロにわたる広大な市域を持つ本市として、広大な自然の中にりっぱな公園を持ちながら十分に利用されていないのは、非常に遺憾に思うわけでございます。これを今後、どのように利用されていくか、そういうおつもりがあるかどうか、お伺いしたいと思います。

以上、要旨を御説明申し上げ、御答弁のいかんによりましては再度御質問させていただくことをお願いいたしまして、私の要旨の説明を終わらせていただきます。

○ 議長（藤原要馬君） 理事者答弁。

○ 人事課長（稲田順三君） ただいま大谷議員さんの御質問に対しましてお答え申し上げます。

まず、職員組合の設置してある御指摘の立て看板についてでございますが、この立て看板の趣旨は、労働組合運動の一環として未組織労働者を対象にその労働条件の改善、組織化に向けての専門的知識、労働問題についての相談等を目的としてやってるわけでございます。行政としても市民相談をやってるわけでございますけれども、確かにまぎらわしい点が御指摘のようにあるかと考えますので、今後とも関係者と十分協議を行い、また職員についても市民サービスの向上を図ること等で十分協議して対処していきたいと考えておりますので、よろしく御理解のほどをお願い申し上げます。

○ 19番（大谷昌幸君） 人事課長の御答弁は、労働組合の看板ということを主にされたと思いますが、その御答弁は一応結構なんです。先ほど繰り返し申しましたように、市行政全般としてこういう市民の悩みをどのようにもっと積極的に聞いていくか、そういうことについて御答弁をお願いしたいと思います。

○ 秘書広報課長（石本博信君） 私どもの方で市民相談室を窓口にして、市民さんの心配事、悩みの相談ということで広報でいろいろPRしてございまして、現在法律相談、心配事相談、交通事故相談、消費者相談等の窓口になっておるわけでございますが、議員さんのおしやる看板等は市としても必要ではなからうかという御意見もいただきましたので今後、さらにPRも含めて十分検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○ 19番（大谷昌幸君） 予期しない方から御答弁をいただき、広報が出てきたんですが、よその市から本市の広報を見た場合、非常によくやってくださってることは私も理解する一人なんです。しかし、市民の構成の上においてレベルをどの辺に見てるかということなんです。

ということを申し上げると大変失礼かも知れませんが、一見して広報の中までわかるかどうか。もう少し現在の広報は色刷りなども取り入れて親しみのあるものにしていただきたいと思います。もう少し一般的なものである、ということですね。観点をどのあたりに置くか、その点を考えていただいて、もっと内容を充実してもらいたい。いわゆる簡略に充実してもらいたいということを要望するわけです。

広報から答弁が出てきたので、私どもの方も応変にお願いしますが、広報を作成するということは、和泉市広報課の担当の方がそれぞれの部課から原稿をもらわれてつくるわけですからまず市政全般、市民の悩み事などその他全般にわたって先ほどお願いした私の要旨についての御答弁もできればお願いしたいと思います。

○ 参与(西川喜久君) 私からお答えを申し上げたいと思います。先程人事課長から申し上げましたように職員労働組合が行っておりますのは組合活動の一環として、市内に働く労働者を対象に市民の悩み事相談等をしておるわけですが、現在市でも市民相談をやっており今後広報活動を通じた中で、もう少し徹底した宣伝をして市民相談に当たってまいりたい。特に広報の問題も出ましたが、御意見を十分お聞きした中で充実を図り、特に市民の相談業務を行っていきたくと考えておりますので、ひとつ御了解を賜りたいと思います。

○ 19番(大谷昌幸君) いまの御答弁をいただきましたのでお願いしますが、私、日ごろからこういう広報とか看板とか市のいろんな書類を見せていただき、ちょっと初めに申し上げたのと視点が変わるかも知れませんがやはり管理職の方は、こういうことを申し上げては失礼かも知れませんが人格の形成とかに十分お努めいただきたい。それが自分の部あるいは課、係の全部の人たちの意見を十分取り入れていく中心的な大事なポイントになるのではないかと思うわけです。

そういう点で統制がとれておらんやないか、と先ほど申し上げましたが一例といたしまして、よく工事をしているとか工事でもなくとも、具体的な例を挙げるのはやめて抽象的に申し上げますが、「和泉市〇〇課」と書いてあるのをよく見かけるんです。立て看板、ポスター等いろいろありますが、「市役所〇〇課」というのは私の考えではないんです。市役所のこの建物は、デリケートな問題ですが、会社でいえば社屋であって、和泉市というものの一つの行政機関として和泉市があり、その中に「〇〇部〇〇課」とあるのと違いますか、そのように思っています。それなのによく「和泉市〇〇課」と書いてある。そうすると部は何のためにあるんですか。いわゆる部長の決裁なくして書類なり看板がつけられるものですか。よく「仰決裁」という二つ折りの書類が回ってくると思うんです。部長は完全に決裁してると思うんです。部長があつてこそ課があり係がある。この点を十分にお考えいただきたいと思います。

それと、いろんなことをしていられる場合われわれが話をして何かをやってもらい場合、いわゆる金がついてくる。今度の議会でも決算が出ております。非常に和泉市の苦しい財政の中から2億7千万円の黒字をあげていただいた御努力については頭の下がる思いをしておる1人でございますが、今後ともそういう金の使い方というものを十分に考えていただきたい。

現在、日本経済が安定成長に向っております。過去、GNP二ケタ成長ということはとうてい望めない。そういう非常に厳しい中にあるわけです。いま、議場にお入りの管理職の方々は、昭和30年代の公務員の厳しい時勢をわたってこられた方々ばかりだと思います。現在、ラスパイレース指数がどうのこうのということも言われておりますが、過去の苦しい中を歩んでこられた管理者であればこそ私がお願いするような自分の課の人々を温かく、そして明るく仕事のできる市役所の職場にしてやるだけの力量は必ずやお持ちであると期待しておるわけなんです。

したがって、まず皆さん方に1つお願いしたいことはこのごろ流行の言葉で言えば、グレードアップと言うかそういうことを十分に御認識していただきたい。そして、和泉市をよりりっぱな都市にしてもらいたいと思います。今回の議案にも出ております泉大津市との境界問題にしても和泉市との境界線上にある住民の方々の意識調査をしても、どうも和泉市の人気、評判がよくないことは大変に残念に思うわけです。そういう点で今後とも一層の御努力をお願いしたいと思うわけです。

また、市役所から出す文書は全部公文書でありますので文字の間違い等につきましては、教育委員会にりっぱな先生もおられますので十分相談され、そういう間違いのないよう完璧を期していただきたいということを特に市長さんを初め皆さん方にお願いしたいと思います。

この件はこれで終わります。

○ 議長（藤原要馬君） 次。

○ 指導部次長（竹田明郎君） 公園事業につきましての教育委員会の態度、という御質問でございますのでお答え申し上げます。

都市公園として黒鳥山あるいは松尾寺公園につきまして非常に理解ある市民の方々の懇いの場としての御意見を賜っております。松尾寺公園につきましては自然を取り入れた未完成の公園でございますが、年々設備も整っております。また、周辺は植物の分布についての学術的には非常に宝庫でして近くには松尾寺という奈良時代からの名称もあり、建物、古文書につきましても重要文化財等の指定のものもたくさんございます。このように懇いの場、学問の場であるという認識も持っております。

松尾寺公園の方も次第に設備も整い、一方松尾寺においても庫裏の建設等も行われ利用者もかなりふえてるところでございますが、なお私ども社会教育面についてもまた学校教育面においても積極的に利用いたし住民の方々からも自分の身近でこんないいところがあったのか、と

いうことを知ってもらいより配慮してまいりたいと思います。いろいろ御指摘いただきましたが、今後の行政に生かしていきたいと存じます。

- 19番(大谷昌幸君) 要望だけしておきます。

割合どこでもそうかもわかりませんが自分の市のものというのは余り見に行かない、利用せずしてよその市が利用しに来るといふことがあると思うんです。いまの松尾寺公園にしても高石とかとか岸和田市などから学校の遠足など、ご利用されておる、市内の利用が非常に少ない。教育委員会全般、社会教育、学校教育を問わず市内のりっぱな自然の中にある施設を十分に、PRしていただき市のイメージアップにつながるようお願いいたします、私の一般質問を終わります。

- 議長(藤原要馬君) 次に、16番・赤阪和見君。

- 16番(赤阪和見君) 通告順に従って要旨の説明をいたします。

(仮称)第二石尾中学校建設についてでございますけれども市内の小中学校を初め教育施設は、関係各位の理解あるお考えで老朽校舎も年とともに建てかえが行われ、子供たちの学習環境も非常によくなっていることは大変喜ばしいところであります。

このような中、石尾中学校は過去の総合した経過は別として青葉台、緑ヶ丘等に代表される大型デベロッパーの進出、建て売り住宅の地域への建設で急激な生徒増があらわれ行政が対応し切れないでおることは周知の事実であります。しかしながら、(仮称)第二石尾中学校建設のための用地取得も終え、いま造成に取りかかろうとしておると聞き及んでおりますが今後の造成、建設、開校に至る計画をお聞きしたいと思えます。

また、造成、建築に係る問題点はないのかどうか。開校に際し校区編成はどのようになるのか。また、中央丘陵開発に伴い今後の中学校建設との兼ね合いはどうか。特に新設校でありますので、常に私たちが言っている地域との融合を図るために地域コミュニティセンター的役割を果たすためのモデル校としてはどうかと考えておりますが、その点はいかがお考えか。最後に体育館、プール等の諸設備はどのように計画を立てておるのか、お聞かせを願いたい。

次に二番目の国際障害者年の総括についてでございますが、過去の一般質問、各委員会の中で述べてきましたが、私は人間だれであっても免れることができないのが老病死であります。だれがいつどのような障害を持つ身になるかわからない。若いよりも病が先にくるのが障害者児であります。ここで長文の論文を割愛して紹介させていただきますが、これは私たちが常に口にする四苦八苦、人間なぜ苦しむのか、という一節であります。

まず、生老病死の中から説明してみよう。生まれ生き老い病んで最後に死んでいく。一見す

ると、人間の一生の節を大まかにたどったとしか思えない。生老病死がなぜ苦なのか、ここに人間生命の苦の本源的な意味を説くかぎがある。確かに自分のこととしてではなく、自分と外の他人の人間一般のこととしてとらえるとき生老病死はあたり前の現実であり、人間に限らず他の動物、植物、つまり生あるもの全般に当てはまる客観的な法則と言っていい。

生老病死の現実、だれびとも免れ得ない。にもかかわらず、すべての人は他人の老病死を見ては不安や嫌悪を抱くがそれらを克服しようともせず、なるべく自分の問題として見ないようになっている。しかし、どれだけ老病死の現象を回避し見ない振りをしていても、その人に確実に訪れるものであるから現実に到来してしまったとき驚きあわてても遅いのである。

では、何が遅いのであろうか。その人が人間として充実した悔いなき人生を送るには遅過ぎるのである。生あるものの不可避に訪れる老病死の現実を直視することにより、人間は自分の生き方、生命のあり方について最も正しい道を発見するであろうという考えが込められている。つまり、犬も老い病み死んでいくが犬が老病死の現実を直視して、そこから犬のあるべき生き方を探るなどと言うと笑い話になる。犬はそれができるともだれも思っていないからである。しかし、人間も自然の成り行きに任せ生まれ病の苦痛にさいなまれ老いの精神的苦痛に打倒され、そして恐怖の真ただ中で死んでいくという、自然的に生を何となく生きたというのでは、犬を笑えなくなる。

人間が老病死の現実を直視したとき、ほかならぬ自分が老いるのであり、自分が病の苦痛に懊悩するのであり、自分が恐怖の中で死んでいくのであり、だれも自分のかわりに老病死を経験してくれないという冷厳な事実に目覚めることができる存在である。その観点から老病死をとらえ、人間がだれにもかわってもらえずたった1人で直面していかなければならない——とあります。この中にある自分が、という見解に立ち行政が各施策を進めていかななくてはならないと考えられるものでございます。

そこであと二週間余で国際障害者年も幕を閉じようとしておりますが、国では12月9日を「障害者の日」と政府宣言を出し、また世界では国連が83年より向こう10年を障害者の雇用、社会復帰を目指して取り組むと決め、また53カ国、500人が参加しての障害者インターナショナル「DPI」が正式に発足したと伝えられております。

そのような中であって、和泉市行政においてことし1年の障害者児の対策について各セッションにおける成果を披露していただきたい。また今後の取り組みをどのように考えておられるのか。第1点目に対策本部は今後どのように設置していくのか、それとも取りやめるのか。二点目に57年度予算に対する市長の考え方はどうか。56年度と比べてお答え願いたいと思います。今後、市長は10年計画を立ててと常におっしゃっておりますけれども、その10年計

面でどのように取り組んでいくのか、お聞かせ願いたいと思います。

最後の三点目、環境保全条例制定の内容についてであります。審議会も発足し会合を重ね、条例制定に向け前向きに検討されてることについては非常に結構なことと考えております。この条例は、原案検討資料の第1章第1節の目的にあるように市民生活優先の見地から良好な環境づくりに関する市長、市民及び事業者の責務を明確にし良好な環境を守るための施策の基本となる事項を定め総合的な推進を図り、市民の健康で文化的な生活環境を確保すること——とあるように12万市民が「住んでよかった和泉市、住みたくなる和泉市」と市長がいつも言われる町づくりのためにより市民の合意と協力がなければなりません。

そこで今後、この内容、中身についてどのように考えていかれるのか、また罰則、指導、違反等の措置はどうするのか、公布施行のめどはいつごろになるのか。最後に市長がこの条例公布に際しての決意のほどをお聞かせを願いたい。これだけの項目であります。市民、事業者に徹底していくためにどれぐらいの市職員の配置を考えておられるのか、お聞かせを願いたいと思います。

以上で通告職旨の説明を終ります。答弁のいかんによっては再質問を留保いたしまして終了します。

- 議長（藤原要馬君） 答弁。
- 教育次長（杉本弘文君）（仮称）第二石尾中学校建設計画の御質問に対しまして教育委員会よりお答えいたします。

議員皆様方のお力添えをいただく中、昭和58年開校を目指して全力を挙げて取り組んでるところでございます。用地等の問題につきましては、住宅都市整備公団との間で譲渡あるいは先行利用について事務的に話し合いを進めてまいりましたが、一応の了解もできこと数日の間に覚え書きの締結もできる段階になっております。また、用地内に分布する遺跡調査についても関係者の御了解を得て調査も進行いたしております。造成については設計の概要もでき上がってまいりまして、造成工事に関連する関係地元として鍛冶屋町会、青葉台自治会に対しまして、それぞれ町会長さん、自治会長さんを通じて理解と協力をいただくべく、話し合いを進めてる段階でございます。

これら前段の事務的な処理と見通しがつき次第、所管の委員会にも御報告申し上げる予定でございましたが今議会前に御報告申し上げる段階に至らず、まことに申しわけなく存じておる次第でございます。58年度開校を目指す中で何とか話し合いの結論を得たく、現在関係部局のお力添えもいただく中で鋭意努力いたしておるところでございます。

なおまた、校区問題についてでございますが学校を建設するに当たりまして教育委員会とし

てそれなりの計画は必要でございます。進められております中央丘陵開発による将来計画も見きわめる中で、将来に向けての校区編成については本市適正就学対策審議会の御審議を煩わしてまいりたい、かように考える次第でございます。

それから中央丘陵開発との関連でございますが開発の具体化とあわせて町づくり計画との関連もございますので、これは今後の公団側との間でも事務的に詰めてまいりたいと考えております。

また、施設の問題でございますが現在の段階では、まず石尾中学校の生徒増による分離を先決と考えておりその関係でできることなら当初からプール、体育館等も完備した学校としてつくっていききたいというふうに考えておるわけでございます。財政計画との関連もございますができるだけ当初から完備されたものにもっていききたい、このように考えております。

それから地域コミュニティーセンターとしての問題でございますが、これらにつきましては今後十分検討させていただきたいと思っておりますので、御了承いただきたいと思います。

- 16番（赤阪和見君） いま大体の説明をいただいたわけですが、造成、建築に係る問題点は左いのか、とお聞きしました。聞くところによれば非常に土地が高台だということで地域との融合性をどのようにされるのか、地域の周辺では心配されておる。城みたいになってしまうという形ですね。そういう中で造成していかなければならないという点があるかと思うが、どのようにお考えか。

それと58年開校までの目途を立てている以上いつまでに造成し、いつまでに建物を建て内装とかすべての工事はいつごろ終わるかという逆の計算からいったところのものもできると思っておりますので、それをちょっと披瀝していただきたいと思います。

それと中央丘陵の開発は今後5年、10年とかかかっていくわけですから、その先にならうと思っております。しかし、5年、10年というのは学校は1年1年の積み重ねという感じでありまして、そこに歴史が刻まれるという教育の場という観点から今後の中央丘陵と学校建設との兼ね合いを考えずして計画を立てるのはずさんだ、そうあってはいかんと思うんです。その点ですっきりと中央丘陵の開発に今後の学校建設を考えていらっしゃるのか、その点の見通しもあろうと思っております。やはり3万人の人口がふえるので小中学校がこの中に張りつくという見通しもあると思っておりますが、その点について若干述べていただきたい、そのように思います。

- 教育次長（杉本弘文君） 現在予定いたしております用地は非常に高地でございます。問題はそれを造成していく上において鍛冶屋町との境界の問題がございます。その擁壁の問題等がございます、いま鍛冶屋の町会長さんのお力をいただき話し合いを進めてる段階でございます。できるだけ要望されてるように低い擁壁という点に沿って話し合いを進めてるところで

ございます。

二点目の工程の問題でございます。御指摘のように学校を建築していく上において逆算いたしますと私どもの考え方としては年内に造店問題についての話し合いをできるだけ詰めさせていただきます、1月中旬から8月ぐらいまでの間で何とか造成を完了、その後建築にかかりたい。建築も突貫工事ではなくできるなら1年ぐらいの余裕を持った中で建設をしたいと考えております。今後の話し合いの経過によりましてできるだけ私どもの希望する工程内でもってやっていきたいということで鋭意努力してるところでございます。

また中央丘陵との関連の問題でございますが、御指摘のように学校周辺におきましては中央丘陵の開発で建てられる四小学校に対応してまいるような考えのもとに、この石尾中学校の建設もそれを含めた中で考えてるわけでございます。

- 16番（赤坂和見君） 特に日程、工程の立て方58年開校が至上命令ということでかかるのと、なるべく58年に開校したいという出発点の決意いかんによっては非常に取り組みが変わってくると考えます。逆算すれば最低7カ月かかる。しかし、いま次長がおっしゃったように突貫工事ではなく1年間ぐらいでじっくりといいものを建てたい、その気持もわかります、なるほどそのとおりです。

しかし造成の問題で5メートルも10メートルもの擁壁ができてくる、城みたいになってくるところからするならばここで1つ提案ですが、そのような決意というものではなく先ほど言った地域コミュニティセンター的なモデル校として新設校を考えていったらどうかという事は、校舎は上にあっても結構ですが校舎とグラウンドを離す、遠く離すわけではない。そこで地域住民が校庭を使いながらそこに便所や手洗い、更衣室もあるという独立した運動場や体育館、テニスコートの施設をつくる。それを地域住民が学校をよりよくするためにそれらを使っていく。生徒と学校の管理者、そして地域周辺の人たちの健康増進の場としてコミュニティを広げていく場としての建築方法をとっていったらどうかという提案を常にしているわけです。その点で教育長、58年開校の決意を披瀝していただければ非常にありがたいと思います。しっかりとした内容のある見通しを持ってね。一生懸命やったけれどもできなかったというならば、まあできないでは済まんと思いますがいまの石尾中学を考えたときには…。しかし、きつい言葉ですが第二石尾中学を本当にやる気があるのかどうか再度お聞きしたいと思います。

- 教育次長（杉本弘文君） お答えいたします。

58年開校の決意ということですが過去、議会においてもいろいろ御指摘いただいてまいりました中で私どもといたしましては58年開校は至上命令ということで受けとめ努力いたして

おり、せがひでも成し遂げようと考えております。

なお、御提言のありました問題につきましては私どもも理想とするところでございまして今後の建設の上において検討を加えてまいりたいと考えます。

- 16番(赤阪和見君) 1点だけ。検討を加えたいとおっしゃる以上は3月まで検討して3月から建築にかかる、すでに設計にはかかっているということですのでひとつよろしくお願いたします。
- 議長(藤原要馬君) 次。
- 市民部次長(中川鉄也君) 2点目の国際障害者年の総括と今後の計画について答弁させていただきます。

まず、国際障害者年の総括でございますが現在のところ推進本部の総括はまだできておりませんので、事務局レベルでのまとめということで御理解願いたいと思います。

その第1点、本年の国際障害者年に当たっての当市としての取り組みの内容ですが現在まで取り組んできた項目を大ざっぱに申し上げますと、第1点として市庁舎の整備を行っております。御承知のとおりエレベーター、トイレあるいは通路の段差解消、ドアの解消、点字ブロックの新設、身障者の専用駐車場設置等、市庁舎の整備を行いました。

二点目には、啓発活動として懸垂幕、立て看板の設置、福祉のしおりの発行、市政だよりによる啓発、市職員に対する研修、市役所の公用封筒などへの標語の掲載等を行っております。

第三点、行事といたしましては障害者団体と市長との懇談会あるいは国際障害者年での和泉市の障害者の記念集会の開催等々を行いました。

第四点に生きがい対策といたしましては、簡易授産施設に対する運営助成のアップと市の建物の提供、非常に時期がおくれましたがやっと市の建物もこのたび完成したということでございます。

それから精薄者(児)に対する市の業務提供等を行っております。

以上が方年度の市として行った事業でございますが、これらの取り組みと行政機関を初め各種団体のPR、新聞、テレビなどマスコミの報道などにより障害者問題に対する市民の認識はかなり高揚を示しているというぐあいに理解しております。

しかし、一方で生活保護、医療、療育、環境整備などまだまだ障害者の完全参加と平等にはほど遠いというのも現実であるというぐあいに認識しております。したがってこれらの諸問題については今後10年ほどの長期計画を策定して取り組んでいく必要があると考えておりますが、いまのところ国レベルでの長期計画が無策定でございますので国、府の計画の発表を受け、当市としても10年ほどの長期計画ということで検討してまいりたいと考えております。

それから第二点目の障害者年の和泉市の推進本部でございますが当初は57年3月末をもって廃止するという事で定めておりましたが、これらについても存続の方向で検討していきたいと考えておる次第でございます。

それから第三点目の57年度に向けてのこれからの予算の問題でございますが現在市民部の中で検討中でございますので、現在のところはそういうことでひとつ御了解願いたいと思えます。

○ 16番(赤坂和見君) いまお答え願ったんですが、今後の取り組みをどのように考えてるのか。ことしは障害者年ということであと二週間ほどで終わろうとしております。国際的な国連での決議ですから予算的にはことし1年行政の範囲内ではね。今後公用封筒に障害者年のAピールの印刷をした。また懇談会、記念集会建物を建てたということですが、これはことし1年の成果であります。私は各セクションにおける成果、教育委員会あるいは産業衛生部門ではこうだ、という各部局セクションにおける成果、目玉1つだけでも結構ですから後でちょっと披露していただきたい。基本的に今後の問題をどのように考えておるのか。57年度予算に対する考え方はちょっと無理かもわかりませんが、今後このようなことを継続して計画していきたいという点があったらお聞きしたい。

○ 市民部次長(中川鉄也君) 推進本部としては十分な総括ではございませんが、われわれ事務局レベルといたしましては継続的な啓発活動というのは、いかなることがあっても大事だとまず認識しております。

それから二点目には議員さん御指摘のとおり12月9日を障害者の日ということで指定されました。今後は毎年、その日を中心とした取り組みも考えていくべきだと考えております。

それからことし、ちょっと時期が遅くなって問題もあったんですが体育館で半日、障害者の方々が集まってもらっていろいろ交流ということで計画、非常に不十分な問題がありましたがそれらを反省して来年度以降、もっと充実したものをやってほしいという意見も障害者の中から出されてるということで、障害者団体からも細かい要求、要望等も含めていろいろ出ておりますのでそれらを考えておるわけです。

それから長期計画については先ほど申し上げましたとおり、いまのところまだわれわれとしてもどう対応していくか、十分わからない現状でございますが和泉市独自としてもこれとは関係なく、障害者福祉都市の指定についても近い将来検討していきたいと思っております。

それから大阪府が障害者の文化活動、スポーツ、レクリエーション活動の拠点として泉北の光明池地区に福祉エリア、障害者総合福祉センターということだと思いますが、それを設置する計画を聞いておるわけです。場所的には堺市になると思いますが当市にとっても隣接の近郊

でございますので、われわれ和泉市の意向も十分反映できるように府に要望してまいりたいと考えております

いまのところ、大ざっぱでございますがそういうものを骨子として考えていきたいと思っております。

- 16番(赤阪和見君) 各セクションのことはありませんか。
- 市民部長(富田宏之君) 本年度の国際障害者年の活動の取り組みでございますが、これにつきましては事務局は福祉事務所が受け持って全市を挙げて推進本部が事業をやったということでございます。それで私の方から一括して御報告させていただいたわけでございます。

以上でございます。

- 16番(赤阪和見君) それでは1点聞かせていただきますが教育委員会ではことし、それから今後どれぐらい学校の施設面で障害者の受け入れに対してどのような施策をされたのか、またされるおつもりか。

- 指導部長(高橋貞良君) ただいまの御質問に対してお答えを申し上げます。

先生御理解のとおり障害者のテーマは完全参加と平等ということでございます。これを教育委員会の関係でとらえられたならば障害を持った子供のすべてに完全に教育権を保障していくということであろうととらえ実現に向けて本年度、特に努力してきたところでございます。

その結果、とりわけ重度であった1名の就学猶予者が万やむを得ず出ましたので、それについては訪問指導を行っておりますがその他養護学校、各学校の養護学級に完全に障害を持った子供さんを受け入れることができたわけでございます。ただ受け入れるだけでなく、その子供たちが健全な子供とともに学び育っていくということで本市においてそのような方針で教員の研修、管理職の研修を実施してきたところでございます。

その中で学校施設でございますが、そういった子供を受け入れた実態の中で車いす、その他の用具もいろいろ充実してきたところでございまして今後も障害を持った子供も、それ故に教育権が阻害されることのないように取り組んでまいり所存でございます。御理解のほどをお願いを申し上げます。

- 16番(赤阪和見君) 最後に今後の障害者の1番の問題である就業、就学というのは割合義務化され、いろんな形で努力されてることは理解もし、1定の成果も挙げられてるということと私も考えてるんですが作業というか雇用の問題についてお聞かせ願いたい。

軽作業、いろんな建物ができたということでこの前に新聞にも若干報道されておりましたが、「広報いずみ」にも建物はできたが仕事がなく困っておられると出ておりました。いま関西マネージ以外と思うんですが、いまは葉ぼたんということで市役所の周辺とか庁舎の中を美し

くされてます。そのようなことはどの管理でやってるのか、また今後どのように広げていこうとしているのか、その考え方について市の主体的な役割というかそれをどのようにしようと思ってるのか、その点をちょっとお聞かせ願いたい。

- 市民部次長（中川鉄也君） 先ほど報告させていただきましたが本年は国際障害者年の中で初めての試みと言っては何ですが、精薄障害児に対して市で直接雇用となると非常にいろいろ問題があるということで、兵庫県伊丹でやっておりました精薄障害児に対する市の業務提供というかこうで3名の方を直接雇用という形ではなく業務提供ということで福祉課を主管部局として実施したわけです。本年4月から市庁舎周辺、体育館周辺の除草清掃を中心に現在まで約9カ月、業務に従事していただいた中でかなりの成果を挙げてる点、われわれも非常に喜んでいるわけです。

今後、団体代表の方とも事前にいろいろ話し合い市でこういう仕事をやってもらうことによって、これが民間の企業等にも反映というか市でこんなぐあいにやってるんだから民間でもやってほしい、民間でも実施できるんじゃないかというはね返ることを大いに期待してるわけです。その結果かどうか、現在1名の企業の方が5名程度の精薄児を雇用したいという申し出もあり、われわれとしても非常に喜んでおります。今後、団体代表の方々とも来年度の運営について年末から来年1月に話し合いするというところで相談してるわけですが、半年なり9カ月の成果等を振り返っていろいろ検討したいと考えております。

ただ、すべて市としてその人数をふやしていくというやり方は安易なことですので周辺の農地等をお借りする、その部局とは全く相談しておりませんが代表の方もおっしゃってるんです。住宅都市整備公園で買収した山林等で遊休地があれば、それを一時的に市で1年か2年でも使わせていただきたいという申し出もあるわけです。そういうことを受けてわれわれも可能な範囲内で検討していきたいと考えております。

- 16番（赤阪和見君） 非常にこの問題はむずかしいと思います。だれしもがいつどのようになるかわからない。わからんことをどうのこうのと言っても始まりんことですが、それが1番行政の施策に求められるものではないか。自分らはいつ、どのようになるか若いよりも病の方が先にきていろんな形で障害が起こってくる。それはだれであっても、幾らりっぱな人であってもなり得る可能性は十分にあるという現実を踏まえて施策を進めていただきたい。まして若くして、また願わずして生まれながらに社会的にハンデを背負った人たちに対して社会への完全復帰、平等と言われるように温かい施策をしていただきたい、このように考えるものであります。

そこで先ほど言いましたように作業の提供とか秋には菊、いまは葉ほたんで美しく市庁舎内

外を飾ってるのはこれも何も行政が指導したわけではなく、「手をつなぐ親の会」の指導者たちと子供たちがやったんです。品物であれば上手に包めない、汚なくなる、よごれるとかありますが、土にたわむれてその中で愛情を込めてやれば、それにこたえて育てくれる。野菜、植物などを大きく育てることによって健全者と区別なく相手がこたえてくれる、このように言っておりました。

その点でいま彼らが困ってるのは土地の問題、苗、種の問題が横たわっております。幾らか費して9カ月間やってきましたが、やっとこの2〜3カ月菊の花が咲き、葉ほたんが実り市民に好感を与える市役所ができてきた。私たちは非常に喜んでおりますけれども今後このような施策の中で市として土地の提供、種の援助などいろんな援助をしていただきたい、そういうふうに考えております。

そのようなことで本当に障害者年をこの1年で終わらすことなく私たち市行政の取り組み方いかんによっては、中央丘陵の開発に伴い内陸産業の誘致を図る中で福祉工場もできてくるんじゃないか、皆さん方理事者の熱意いかんによっては変わるんじゃないかと思えます。議会もともに協力と言われるならいつでも協力させていただきます。理事者皆さんにおかれましては、いつ、だれがどうなるかわからないという現状を踏まえ障害者のための施策を自分のものとして考えていただきたい、そうお願いして終わります。

- 議長（藤原要馬君） 次の答弁を願います。
- 産業衛生部次長（角谷泰夫君） 環境保全条例に関しましてお答え申し上げます。

条例の中身といたしましては各市の例からも基本的には市民啓発、市民参加の環境保全を目指しております。本市としても、これらを基軸とした考え方に立っておりますが日常の現況を見ながら限界に近いものについては慎重に現状分析を行い、違反者等への対策を盛り込む必要があると考えております。

なおまた、去る12月8日に開催されました第2回公害審議会では8名の委員さんによる小委員会が組織され、これらの問題を含め集中的に検討を賜ることになっております。事業主に対する法的問題、指導の問題に関しましては、現実的に法的に規制されてるもの単なる行政指導だけでなく処分による強いものとして職員の指導並びにこれらの業務の効率化を図っていきたいと考えております。

また議員さんの御指摘のように本条例の趣旨、目的を基本として今後の行政施策の方向づけをしてまいりたいと考えております。

条例の制定時期といたしましては今後、数回の小委員会を重ねまして審議会としての総合的な御意見を賜り、さらに常任委員会、特別委員会の御意見を賜る中で昭和57年4月施行を目

途に審議会等での御審議等をお願い申し上げたいと考えております。

以上でございます。

- 16番(赤阪和見君) 市長、この条例ですがこれだけのものを市長に徹底指導する、これは条文ですから「市長が…」となっておりますがこれは職員がいろんな形で指導、啓蒙、違反者への勧告等を行っていくと思います。そういう点で各部局にわたるわけですが、この指導徹底を期するためにどれぐらいの市職員を配置していくのか。むずかしい問題だと思いますが、その点のお考えはないわけですか。
- 参与(西川喜久君) 私からお答え申し上げたいと思います。
御指摘の点ごもっともでございます。環境保全条例そのものを御制定いただく以上、あくまでも市といたしましても守っていかなければならないことは十分承知しておりまして人員配置等々につきましては今後十分関係部課とも話し合いをいたしまして、守る上において支障を来さぬよう努力してまいりたい、かように考えておりますので御了解願いたいと思います。
- 16番(赤阪和見君) 内容ですが、いま審議会にかかっているので余り詳しい点までとは考えておりませんがちょっと1点この中に処分罰則のある項目は何項目ありますか。聞くところによると理念条例である、そこから出発して考えていくということらしいですが、ちょっと罰則項目だけ何項目あるかお聞きしたい。
- 産業衛生部次長(角谷泰夫君) 罰則を設けてある項目はございません。
- 16番(赤阪和見君) それでは自転車等の管理について、「前条において撤去した自転車等について一定期間保管したのち申し出のないものについてはこれを処分する」、これは罰則ではないんですか。ということは広告の問題にしてもいろんな立て看板の中で見苦しいものについては取る権限を条例でつくれば、やはり取る権限ができてくる。警告文を張り取るんだと、そういう考え方があるんじゃないか。もう一步深く考えなければ処分の問題の中で自転車は処分できても、ほかのものは処分できない放置されてできないということはおかしいと考えます。特にカラオケ公害などは近年、非常にその勢いがついてきております。そういう点でのもっと徹底した拘束性を持つとは言いませんが理念条例であるとするならば、それに対する市職員の張りつけ等はずっと必要ではないか、その点どうお考えでしょうか。
- 産業衛生部次長(角谷泰夫君) 先に御答弁申し上げたのは罰則即罰金とか、そういった刑法上の問題等との関連に限ってお答えいたしました。まことに不十分で申しわけございません。現在、可能な範囲でそういった罰金とかどうとかではなくてもやはり対応する1つの手法として自転車の撤去とかカラオケ騒音問題等についても罰金制度ではなく、できるだけ実態分析の上立った解決方策といったものを強くできるような処分等にはしていく必要があると現

在検討しておりますのでよろしくお願ひ申し上げます。

○ 16番(赤阪和見君) 先ほどの処分は罰則ですね、違うんですか。

○ 市長(池田忠雄君) いま産衛次長からお答えいたしておりますように、あるべき環境保全をしていくという決意をして理念条例という表現をしておりますのは、やはり市の責任、市民の責任あるいは事業者の責任とこの3者が一体となって住みよい和泉市をつくっていくということからその理念を条文にまとめていくということ、罰則と条文は若干違うと思います。いろんな条例を取り寄せてるんですが市によってはこの条例に違反した場合は懲役何カ月、罰金何万円というふうに明記している条例もございます。

本市の場合初めてつくる条例で市民に御協力をいただき、きれいな町づくりを基本にしている関係上、のっけからそういう懲役何ヶ月という刑罰的なものを含めての条例はいかがなものか、御協力を主にしていかなければならないだろうということから実はいま環境保全審議会で条例案をおつくりいただくよう御検討いただいているわけでございます。

ただ、そういう条例ができる以上町をきれいにするわけですから、それにふさわしくないことについては強力な行政指導は行っていかなければならない。それも本市だけでなく場合によっては関係機関、警察等々とも協力の中で強力な行政指導を展開していくことは等然のことだと思っております。単に町をきれいにするために御協力くださいというだけではなく、したがって理念条例とはいえ適当な処分なり強力な関係機関の御協力を得てのタイミングのいい1つの行政指導は強力に行っていきたいということは当然この中に含まれていると思います。基本的な懲役何カ月、罰金とかは盛り込んでいないという意味だけでございますので誤解のないように御理解いただきまして、場合によっては警察力等も含めての強力な行政指導は当然あり得ると思っておりますのでその点は御理解いただきたいと思っております。

○ 16番(赤阪和見君) いまの市長の説明で大体わかりました。カラオケ騒音についての小委員会等の中間的な報告があればしていただきたいと思っております。

○ 産業衛生部次長(角谷泰夫君) いま、いろいろ御意見を賜っておりますが結論的な方向づけは現時点ではいただいておりません。

○ 16番(赤阪和見君) 条文の基本的な罰則、言葉のニュアンスは別としていまカラオケで受験勉強の子供を抱えながら隣に住んでおって十分寝られない。市や警察から来ていただいても半時間ぐらいはおとなしくしているが全く反省がない。警察が行ってしまうと、「どないせと言うんや」と反対に開き直る。条例がない、罰則規定がないという点で非常に人間の道徳的な、常識的な者ばかりなら問題はないわけですが残念ながらそのような地域の周辺には非常識な、また道義を外すような形がある。

本当に文面をすべて守っていただければ罰則もへったくれもないわけです。しかし、そのような指導監督、措置をしていくためには先ほど公室長から言われたように適切な人員の配置をしていただき、より明確にしながらやっていただきたい。これだけ広い和泉市で条例を守っていく、あるいは守らないで自分たちさえよかったらいいという感覚の者がおる中でポイ捨て、カラオケ公害、自転車の放置等また不法投棄等の問題についても徹底して調べられるような指導できるような人員の配置をしていただきたい。審議会におこたえする道は市長ね、結局市行政の立場として、それだけの指導者と目を光らす者、それに対応する人員配置がなければどうしようもないものがあるんじゃないかと私は思っております。

その点で今後、この条例が公布され執行されるまでひとつしかりと、なし崩しに条例はできたけど何にもならへんわ、あるだけや、ということではなく、どうか実のある条例の公布をしていただきたいそのように考えております。今後の審議の内容を見させていただきその上でまた論議をしていきたいと思えます。

以上でございます

○ 議長（藤原要馬君） 次に10番、天堀 博君。

○ 10番（天堀 博君） 通告に基づきまして趣旨の説明をさせていただきます。今回の質問はいままでにも何回か質問してきているところでありますので、特に今回は新年度の予算編成時期を迎えております。そういう段階的な問題も踏まえまして端的に質問をさせていただきたいと思えます。まずサービスセンターについてでございますけれども、基本はやはり電送システム等による出張所業務を行うことと、われわれは考えておりますしいままでの理事者等の答弁によっても、そういうものが理想的だというふうにも聞いておるわけです。ただ財政的な問題をその他で即そういうわけにはいかないという点で、現行のような事務取次所のシステムが行われてるというわけでありまして。電送システム導入については中央陵の開発等とも考え合わせて、というお考えもお聞かせ願ってますが、その点では変わりはないかどうか現時点で再確認させていただきたい、これが第1点でございます。

しかし、中央丘陵開発というのは従前から質問等で言ってますようにまだ先のことであります。しからばそれまで住民の利便を図るという点で現在の事務取次所が鶴山台における直営システムと横山、南松尾両農協への委託システムの計3カ所でやられてますが、どうしても二度手間という1番のネックがある。現在の位置のみでは機能が極端に低くなっているわけでありまして。それそのものが十分な機能を果たしていないと言ってもいいと思えます。

そこで私はこういう事務取次所をそれぞれの必要な地域に増設をしていく計画があるかとい

う点をお聞かせ願いたいと思います。特にすでに請願の出ている光明台それから今回の縦会で請願の提出が予定されている南横山地区、さらに以前から要望の強い旧北信太地区であります。そして市役所へ来るのに不便さという点では光明台に匹敵する伏屋、その伏屋の地域も堺その他へは最近便利になりましたが市役所へ来るには非常に便利が悪いということでもあります、そういう点でそれぞれの地域について増設をしていく計画があるかどうかをお聞かせ願いたいと思います。

それから現行のシステムで年間の予算が幾ら必要か、これについては鶴山台と他の2農協への委託システムでは方法が違いますのでそれぞれ別々にお答えを願いたいと思います。年間ですから開始してから現在までということではなく年間の推定で結構であります。

それから職員への負担いわゆるそれぞれの農協で受け付けたものを電話で確認し、職員さんが3人それぐらいの時間に車で持って運ぶわけですがそういう点では本庁内の職員が手薄になる、あるいは持って運ぶ職員の負担等が出ていないかどうか、こういう点についてもお聞かせ願いたいと思います。

次は中央丘陵問題でございますが、まず第1点目は買収状況です。これは民間デベロッパーの所有地と個人の所有地に分けてお聞かせ願いたい。民間デベロッパーについてはそれぞれ何%ぐらいの買収になってるのか、いわゆる積水ハウスとか藤木産業とかの会社がございますがあるいは大阪府企業局等をも含めてどういう形になってるのか、この中に万野グループ等も含めていただきたいと思います。

それからそれぞれについての買収、たとえば一筆一筆の買収になってるのか、それとも覚え書さ等を締結してやる、あるいはやってるのか、そういう方法についてもお聞かせ願いたいと思います。

それから個人の所有地についても大体何%の買収になってるのか。

それからいよいよ買収が本格化されてきておまして、さらにいろいろ関係者の話を総合して聞きましたところ土地買収がどう今後うまく進んでいくかということが最大の問題だというふうにも聞いております。確かにそういう面があるかと思えます。さらにことしから来年にかけてこの買収作業がますます本格化してくるわけであります。

そういう時期において従前からわれわれが提唱しております多くの市民の参加による(仮称)町づくり委員会、そういう計画がないのかどうか。一時、何かそういうものを考えるといった時期もございましたけれども依然としてやはり民間の専門的な機関にいろいろ委託するとか、あるいは各校区等における対策委員会であるとか、あるいは議会でも多少報告されるという程度で終わってるわけですのでその点では今後どういう形で進めていくか市民からも非常に注目

されております。その点市民参加による(仮称)町づくり委員会の設置をわれわれは再度要望したいと思っておりますし市民も願ってるところでもあらうと思っておりますので、その点どう考えておられるのか。あるいは現在、民間の専門機関に委託して計画づくりをやっているということですが、どの程度まで進捗しているのかという点についてもお聞かせ願いたいと思っております。

中央丘陵問題についてもう1点、造成工事及び公的な建築建造物等の工事についてここで聞きをしておきたいと思っております。それは造成工事等の発注、これはどのようにやられるのか公団発注になるのか、あるいは窓口はどこになるのか。それから公的な建築建造物あるいは公園等も含めて、これらの発注についてもどうなるのか、それぞれについての具体例を言いますと学校の建設等はこれは市の教育委員会なり市の発注でやられるのか、それとも公団の関係になるのか。それから緑地公園等についても同じであります。

さらに関連して今回、第二石尾中学校の用地が開発区域内ということで確保ができた、この点はいいわけですがこれの造成工事あるいは学校の建設その他についてもどこから発注になるのかについてもお聞かせ願いたい。その場合、以前にも要望等がございました地元業者育成というか地元が潤うという点から言えば、どういうふうに考えておられるのかこの点についてひとつ市長にもお聞かせ願いたいと思っております。

以上で趣旨説明を終わらせていただきます。答弁によりまして再質問させていただきますのでよろしくお願いいたします。

- 議長(藤原要馬君) 理事者答弁。
- 市民部長(富田宏之君) サービスセンターについてお答え申し上げます。

まず現在の設置状況及び今後の設置内容についてでございます。電送システム導入につきましては現時点では中央丘陵開発に伴います出張所的な要素も含めた取次所の充実という考え方は変わっておりませんが、今後の市民の需要等も含めて早期にやはり年度別の電送システム導入の計画を樹立する必要があると考えております。

また、第2点目の現在の取次所の形で必要とする光明台 南横山、伏屋等で増設の考え方もございますが、この点につきましては本議会中にも南横山の地域から請願をいただくこともお聞きしてありますので、できれば所管委員会の中で十分御検討いただきながら一定の考え方を出示していきたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

また、3点目の年間の経費でございますが鶴山台につきましては年間120万円でございます。また、他の2農協に対する経費につきましては年間96万円でございます。その他3カ所合わせて若干の消耗品等の経費は必要といたしております。

それから第4点目でございますが現在の市民課職員に対する仕事の負担の問題でございます

が、その点につきましては6月開設によって1名の増員をお願いし、現在その業務に当たっておりますが何分1名の増員でございますので、すべて現在の職員の中に負担がかかってないと言えましょうが、それはそれなりに現在の市民課の構成の中で十分業務に対処していつてる現状でございますので、御理解をいただきますようお願い申し上げます。

- 10番(天堀 博君) 中央丘陵の開発とあわせて出張所業務もかなり大々的というか、大きく改善していかなくてはいかん問題があると思いますのでその点での基本線は変わっていないということです。さすればということで先ほど言った増設の中で1つ答弁が抜けておった旧北信太地区、これは鶴山台の取次所へ北信太地区から相当行ってるようですが非常にこちらからすれば少ない団地ということで特に阪和線近辺については便利が悪いわけですから、その点については北信太駅前あるいは北信太農協等への委託ということも含めて、これは答弁の中で漏れてましたのでひとつ頭の中へ入れていただくようお願いいたします。

所管委員会等で十分論議していただくということですが確かにそのとおりで思うんです。ただ、こういうことにつきましては請願の紹介議員としては、ずっと見ますと各会派のそれぞれの方々がされてるわけです。あるいは地域的なつながりのある方々とか、そういう点から見てもいわゆるやることそのものについては異論がないというふうにわれわれも考えてるわけです。ただ、市としてやる気があるかどうか、そこら辺の問題にかかっているのではないかと思います。

先ほど言ったように現在のようなシステムだと、どうしても位置が限られてる。横山なら横山というように、これは言わなくてもおわかりですが念を含めて言うと南横山あるいは父鬼の方が横山農協に来られて申し込みをされ、そしてまた3時半か4時ごろ取りに来なくてはいかんとなるので、大変不便なわけです。その点で十分な機能を果せない。電送システムが導入されておれば横山農協に来られてすぐに5分か10分すれば交付されるわけです。しかし現在のシステムでは他の地域にも必要だと考えてるわけです。これは先ほど言ったようにほぼ全議員さんが必要だということで今回の請願でも恐らくそういうことだと思うんです。繰り返しますが議会の委員会で云々というよりも理事者にやる気があるかどうかの1つにかかると思いますので、その辺の腹構えを再度お聞かせ願いたい。

それから年間の予算にしてもしれてると言えば何ですが大きな予算を費やしてない。そういう点からいけば十分考えていただく余地があるのではないかと。考え様によっては理事者の方では恐らく余りあちこちの地域にすれば今度電送システムをしたときの問題もあろうかとお考えだと思います。だからその辺では十分お考えをいただき電送システム等を先ほどの御答弁の中でちょっと出ましたが、単に中央丘陵開発だけでなく、その推移も見ながら早期に実現してい

ただくことも大事ではないかと思うんです。

それから職員への負担ですが、これは市民課の職員をふやしたのはいわゆる市民課の辞令を出してふやしてるのか、それとも運転等で派遣した形になってるのかこの点も再度お聞かせ願いたいと思います。

- 市民部長（富田宏之君） 再度のお尋ねでございますので私から御答弁申し上げます。

増設の件につきましては、いま議員さんの御提案がございました電送システム等とあわせて検討する必要があるというぐあいに認識しております。そういう面も含めまして今回御提案をいただく2地区、また御指摘の他の地域等も含めまして今後の取次所の内容等を充実することについて努力を重ねてまいりたいと考えております。

それから職員でございますがこれは年度途中でございまして、その人自身が管財課の所属の職員さんでございましたが本年度の1年間につきましては市民課の方に張りついていただくということで辞令なしに職場がえをお願いしたわけでございます。

- 10番（天堀 博君） 今回、当面の問題としては一定の地域に増設をしていただくということをお願ひしたいと思います。その中でも請願が出て、出てないにかかわらず十分検討していただきたい。特にいま私、10月から変わりましたが泉北環境で建設の委員長などをしておりますが破砕機の設置等の問題が出たとき一部お聞きかと思いますが高石の地域から見れば取石の方がはたらかしにされ、和泉の地域から見れば舞町の地域とかあの辺がはたらかしにされている。処理場そのものも最初つくったころは周辺に家もほとんどなく高石のはずれ和泉のはずれだったが、いまはどんどん開発も進み住宅が付近まで近づいてきていることの問題が出てきております。さらに以前からの住民の方々も何か和泉の端っこで不便さをそのままにされるということもあります。そういう点からもぜひ、ひとつそういう不便な地域はもちろん電車に乗って来ればと、なりますがわざわざ電車に来るのは大変ですからそういう点もよくお考えをいただき、ぜひ旧北信太地域等にも考えていただく必要があると思います。

それから市の職員への負担ですが、管財課の職員さんに回っていただいた、それなりにいいと思いますが交付するのに農協へ持って行くとき2人で行かれると思うが、その間は1人抜けてしまう実質上はね。その点も十分配慮していただくと窓口の時間的な問題として果たして忙しいかどうかよく調査しておりませんが日によってはそうなると思いますので、ぜひその点の考慮も願ひしたいと思います。新年度予算編成の時期ですのでぜひ現行のままでも必要なところへは事務取次所の増設は考えていただきたいと願ひしたいと思います。これはこの点で終わります。

- 議長（藤原要馬君） 次の答弁。

- 建設部次長（吉田日出男君） 第二石尾中学校建設に当たって地元業者をどうするかにつきましてお答えを申し上げます。

本件の造成工事につきましては先ほども教育委員会からお答えがあったと思いますが相当高台でございます、相当量の土量が予想されます。年明けから3月末までに造成工事ということで工期的にも非常に難工事だと考えられます。また引き続き校舎の建築工事にかからねばなりませんし、工事規模といたしましては校舎体育館等も含めての建設工事となりますので地元業者では困難なものもあるのではないかと考えられます。そこで市外大手業者との考え方も持ちながら現在いろいろ検討協議中でございますので早急に決定してまいりたいと考えております。現時点ではそういうことで御理解賜りたいと思います。

- 10番（天堀 博君） 買収状況の中で、ちょっとこっちの質問の仕方が悪かったのかもわかりませんがそれぞれの民間デベロッパー、たとえば積水、新東急、藤本産業、万野グループそれぞれについて何%できてるかということで全体で28%ということですが新東急と大阪府の企業局は、ほぼ完了あるいは完了とお聞きしましたが、いわゆる積水とかはどの程度いってるのか、万野グループはどうなってるかの点、ちょっと答弁漏れがあったと思いますのでそれをお聞かせ願いたい。

- 都市整備部長（浅井隆介君） 答弁の中に不備がありまして申しわけございません。藤本グループにつきましては現在折衝中でございますがまだ覚え書き等の締結までには至っておりません。見通しといたしましては本年度末までにこれを買収したいと考えてございます。

積水ですが積水化学の持っている地域につきましては、まだ覚え書きの締結のみでございまして具体的な契約の段階までは至っておりません。したがって買収件数にはあがっておりません。

それから万野グループにつきましても、これはほとんど個人所有でございましてそのうち8人が大口所有、その他は家族の人が持っているわけでございます。これにつきましても一応市長と万野グループの会長とのトップ会談で基本的な話はできておりますけれども、細部にわたる話し合いは現在のところまだ進んでおりません。

それから企業局につきましては、これは全部買収を完了いたしてございます。

これらを総括いたしますと全体の28%が買収済みとなるわけでございます。

- 10番（天堀 博君） いまの答弁で大体わかったんですが私どもの方でいろいろ調査すると、積水の持っているのは40ヘクタール以上ある。東洋ハウジングから移ってるかどうか別として、ダミーですから…。積水ハウスということで見ると40ヘクタール以上あると調べてるんですが、その点間違っておれば…。

○ 都市整備部長（浅井隆介君） 積水の総所有面積はそのぐらいだと思いますが、その中には私どもの対象から外れてる部分もございますので、大体34ヘクタールぐらいになろうかと思っています。

○ 10番（天堀 博君） そうするとかなり大きな部分を積水ハウスが所有しておるわけですね。覚え書きを締結されてるから言うてみたら、買収が終わったものと一応見られる。実質上はまだ公団の方に移ってないにしてもね。そういう面を入れると28%ではなく、かなりの部分の買収が進んだという見方ができると思うんです。

確かに今後の買収がどう進むかについて大きな注目の的になるが、しかしあわせてここまでくれば後へ退けないという状況、よし悪しは別にしてなってると思う。その点からすれば、この開発そのものはどんどん計画的に進んでいくと、市長、3役の方々もそう考えておられると思います。そうすると、やはり町づくり土地利用計画をもっと具体化したものを相当この際、思い切って深めておかないといままで質問してきた中で短大がどうの、という話も出ておりますがそういうものも含めてやっていかないと本当に市民本位の町になるかどうか疑問が出てくると思うんです。

いまの答弁の中で住民の意見の吸い上げということで各校区の地元対策委員会から意見を出してもらう、あるいは総合計画見直しの中で云々、あるいは議会の特別委員会の意見等もお聞きする、都市計画審議会にもお諮りするということですが都市計画審議会は私も委員ですが、そう言うとは何ですがかなりイエスマン的な、というのはほとんどでき上がったものが出され、もうどうにもこうにも修正も何もできない状態のものが出されてくる。だから都計審で計画そのものをいじくったりしていく性格のものでは実際上はないわけです。もちろん決定機関ですから諮ることは必要ですが意見を聞くことは必要ですが、もっとそれ以前に泥臭い形でのプランづくりが必要ではなからうか。

市長は公共主導型で和泉市が全部プランを考えて進めていく、と言われておりますが前回の議会でうちの原議員も質問いたしました。例の焼却場を持って来るとかの話も含めて、やはり公団ペースで進む点がかなりあると思う。住宅都市整備公団がこれを開発していくわけですから極端に言えば和泉市が開発するわけではない。そういう面からのいろんな主導的なものが出てくると思う。そうすると和泉市から意見を言うて聞いてもらうという形に極端に言えばならざるを得ない。あるいはあらかじめ和泉市の方で町づくり委員会みたいなものをつくってやり出すとやりにくくてしょうがないという状況が生まれるのではないかという懸念があってそういうものに手をつけようと思えないのか、その辺もひとつお聞きをしたいと思います。

その関連もあります。宅地造成とかは公団が発注するんだ、言うてみたら、こんなことをな

せ聞く人や、と思っておられるかもしれませんが、なぜ聞いたかといういわゆる公団が発注しその他もほとんどそうってくる。ただ、たまたま学校を建てるとかになると市の教育委員会の関係が出、あるいは建設部との関係が出てくる。

ところがその場合でも、たとえばこの開発区域内に用地を求められたこととなりますから、関連でお聞きしたいんですが、(仮称)第二石尾中についても非常に大きな造成工事になってくることも含めて地元業者ではちょっと無理ではないかという話も出てくる。こういうものがこのままのペースで進んでいくと、いわゆる地元業者に対する考え方が全くどこかへ飛ばされてしまう。これは今回の開発の中の1側面としての問題点ですがやはりプラン全体についてもそういうものが出てくるとわれわれは見てます。

だからいかにも市長の言を借りれば市が中心になっていろんなことを進めていく、こういうものもできるんだと言われるが実はそうではなく、もっと他のペースがあって市がそれに乗っかっていろいろ意見を言うてしてもらい、そういう形に実質上はなってるしそういう性格のものだと見ております。市長の言われるように市の方へもっと引っ張り込んでいくのなら町づくり委員会等で広範な市民参加のもとに意見を吸い上げるものをこしらえて注文をつけていく、最終的にはベイしなければいかんということにもなるが、そういう面も含めた町づくり委員会の中でいろいろ論議していくことこそが必要ではないか。その中で府や国の事業をどんどん引っ張り込んでいく。市民総ぐるみでやることによって本当に市民参加、市民本位の町づくりができるんじゃないかと考えております。

その基本的な考え方がずれてるんじゃないかと思えますし、部長の答弁を聞いてると官僚的な視野の域を出ない、いろんなプランづくりその他の面でもね。この辺はちゃんとやってるやないかとなるかもしれませんが非常に問題が出てくると思います。ひとつ本当に市民本位、市民合意の町づくりをやり、りっぱなものをつくっていくというその辺の考えを再度お聞かせ願いたいと思います。

○ 参与(林 徳次君) 特に今後の中央丘陵の町づくり計画の進め方について私も従来から何回か御説明申し上げたところでございます。いよいよ土地集約40%という部長報告どおりめどが立ってまいりました。来年は少なくとも町づくり計画の基礎になる叩き台のものをまとめ上げねばならぬと存じます。特に都市計画の中心になります線引きとか中央丘陵地区内の用途地域、土地利用の問題とか主要な都市施設の決定、もちろん道路、教育施設、その他もろもろの全部が含まれます膨大な都市計画の叩き台を御提示申し上げる時期が迫っていると存じます。

先般来御説明申し上げましたように市内部に一定の組織をつくり、公団主導型に甘んずることなく市主導型に持っていくべく中央丘陵開発事業につきまして市の考え方を委員会で集約を

行い、秋ごろ公団に申し入れを行っております。公団法には地元市長に事前協議を整えるという義務づけがございます。それに至る事前協議のさらに前段の協議ということで申し入れを行っております。これがまだ数カ月かかって結論を得るに至っておりません。内容はいちいち申し上げませんが、膨大なものでございまして建設部各課から消防施設、教育施設福祉施設など万般に至る市行政各般にかかわりのある考え方、要望をまとめたものでございます。これらの協議が整いましたら私が先ほど申し上げた叩き台として1つの構成図、絵にしてまとめ上げられるんじゃないかと存じます。

先ほど部長が御説明申し上げておりますように、この時期に特に議会に設けていただいております所管の特別委員会にまずこの内容を御提案申し上げ、十分に御審議、御指導を賜る、これが起点になろうかと思えます。その上に立って地元の町会、自治会等を網羅していただいております地元の御意見をあわせてまとめ上げていく過程が来年、展開されるのではないかという見通しでございます。その過程を通じてもちろん市広報等を通じて必要な資料、考え方等を全市民的に明らかにし、市民の御意見、御比判を仰ぎたい考え方が基本でございます。

以上でございます。

- 10番(天堀 博君) 官僚的な域を出ないとわれわれは決めつけてるわけではございませんが、そう感じるわけです。やはり先ほど言った造成の工事、第二石尾中の問題でもそうですが、どうしても大手企業とかそういうところ中心の開発にならざるを得ないという結論になってしまふんです。

その点からもぜひ市民本位の町づくりができるようにわれわれはこれからも意見を言っていきたいと思しますので理事者の方もしっかりやっていただきたいと思えます。

以上で終わります。

-
- 議長(藤原要馬君) ここでお昼のために暫時休憩いたします。

(正午休憩)

(午後1時2分再会)

- 議長(藤原要馬君) それでは午前中に引き続き一般質問を行います。15番穴瀬克己君。
- 15番(穴瀬克己君) 15番・穴瀬克己です。通告順に従いまして質問の要旨を申し上げます。

初めにコミュニティーの文化、スポーツセンターとしての学校開放の問題であります。豊かな町づくりの課題は、人間砂漠といわれる現在に人と人の触れ合いの場心の触れ合いの場を

どのようにつくっていくか、市民が休日に乗ってわざわざ遠い所に出かけていくというのではなく身近に生活の中に休みまた憩える場所、コミュニティーの場をいかにつくっていくかというところにあると思うのであります。

地域住民に密着したスポーツ施設並びに集会施設を数多くふやしていくことが大きな課題ですが財政面からも、また用地確保の面からも非常に困難なように思うのであります。そこで期待されるのが学校の開放であります。

いま学校開放についての認識は大きく変わってきております。先日福岡県の春日市に行政視察に行かしていただきました。ここは6万6千人という和泉市の半分ぐらいの人口でございましたが、ここでは小中学校全校にナイター設備を完備し、勤労青少年や地域住民のコミュニティー広場としてスポーツや文化活動を通じて地域連体感の輪が大きく広まり、人間性豊かな町づくりを皮膚で肌で感じてまいりました。市長も常々住んでよかった和泉市、住みたくなる和泉市を提唱されておりますが財政困難ないまこそ社会教育、社会体育行政に懸命の努力と不断の英知と情熱が肝要であります。

そういった観点から学校開放は一部行われているように思いますが、どのような形で開放しているのか、また利用者の実態はどうか使用料、照明料等はどのようにしているのか、そして管理運営はどうしているのかをお伺いいたします。

次に市民グラウンドのナイター設備の設置が旧来から要望されておりますが、どう考えているのか、どのような協議態勢に入っているのかをお伺いいたします。

また野谷池公園のスポーツ総合グラウンドの実現はいつごろの予定なのか、また施設内容についてはどのような計画になっているのか説明をお願いいたします。同じく甲斐田川グラウンドの建設はどうか施設内容についても説明をいただきたいと思えます。

最後に次年度予算編成に当たりお伺いいたします。中央における行財政改革は地方自治体を与える影響と制約が予測される中で地方自治体の存立意義がきわめて重大な時期を迎えようとしておを状況下で本市においては市長を初め理事者の努力もさることながら市民各位の忍耐、理解と協力を得て過去2年間、一定の行財政運営の上に評価をするものであります。しかしながらその行政運営の構造は依然として旧態然なる形式と惰性が底辺にはびこり刮目的な発想の転換がいまこそ必要であります。また財政面においても、その構造の基盤軟弱であり将来展望とともに今日的視点を含め懸命の努力と英知が肝要であります。

そこで57年度予算編成に際し、市民要望を踏まえて予算計上の上に配慮されることと思えますが、その編成の方針、概要についてお伺いいたします。

以上答弁のいかんによって自席よりの再質問の権利を留保して終わります。

○ 議長（藤原要馬君） 理事者答弁。

○ 指導部次長（明坂貞士君） 社会体育担当の明坂から学校体育施設の開放についてお答え申し上げます。

学校体育施設の開放事業につきましては常々御指導をいただきまして恐縮いたしておるところでございます。開放につきましては学校長の判断によって学校教育上支障のない限り開放していただいているのが現実でございます。

過日、市内全般の小学校、中学校における開放の状態を実際に調査いたしました。昨今御指摘いただきました長期的に1団体が使用して他の団体が利用できないといった学校もございました。また地域の子ども会活動の場所として運動場を半ば独占的に利用されている実態も見受けられるように思うわけでございます。

私どもの考え方としては、これら利用されているのは地域の子ども会、小中学生のクラブ活動等々の方々でございまして、これの円滑なる利用方法を考えていなければならないと考えるわけでございます。

教育委員会といたしましては開放事業を形式的にこだわることなく1つの事業の一環としてこの体育施設を運営委員会といった形で、その開放校、開放校それぞれの学校における運営委員会を設置して日程的な問題使用上の規則の問題そういった面を今後考えていきたい、というふうに考えております。

次に市民グラウンドのナイター設備でございますが、かねがね御指摘、御要望を受けておるわけでございまして他市のことになるわけですが昭和56年度の事業として隣接の高石市が現在工事中でございます。私どもいろいろ参考として御教授願ったわけでございますが、総工費がうちの市民グラウンドと同じ規模で約1億円かかってございます。国からの補助は約880万円と伺っておりまして市の財源の大きな負担になってございます。そういった中で来年度から実施されるわけでございますが私どもといたしましては隣接市の状況をさらに勉強し研究した上で取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

次に野谷池のグラウンドの問題でございますが、これの工事内容は、ことしの10月から埋め立て工事を行ってございます。来年の3月まで埋め立て工事をしましてその後1年間放置をし、補助金の関係上58年4月から年次的に建設をしていきたいというふうに考えてございます。施設の概要でございますが400メートルトラックが1つ、テニスコート4面、そのほか管理棟、駐車場を考えてございます。

次に甲斐田川の運動広場でございますが、これの土地の交換分合についてはほぼ合意点に達しておりまして私も過日現場へ行ってきたわけでございますが区割り造成については非常に工

事が進んでございます。見通しとしましては58年の4月に、早ければ58年度じゅうには利用できるものと考えてございます。施設の概要としましては野球場、多目的広場、テニスコートが6面、広さ約3万2千平米を考えておるわけでございます。

なお、これのナイター設備の問題でございますが先般も府の企業局の方へナイター設備の設置方の要望をしてございます。

ただし、これの建設の測量、設計につきましては来年の夏ごろになる予定でございますのでその席上改めて正式の協議を整えていきたい。ナイター設備についてはそういうぐあいに考えてございます。

以上です。

- 15番(穴瀬克己君) 最初の学校開放についてでございますが現在の小中学校における開放状況等大まかな形での御報告はございましたすけれども、開放されていることは間違いのない。事実関係があるわけですがその中で一部団体の独占使用という形の中で公平な活用がなされていないというのが実態でございます。

もう1つ問題となるのが運動場に対しては照明料等が必要となつてこないですけれども、体育館の利用もなされております。その中で使用料、照明料等をどのような形で徴収されているのか無料で行われているのか、この点について掌握されている範囲で結構ですでお聞かせ願いたい。また、そこにおける管理運営責任体制はどのような形で実行されているのか説明をお願いします。

- 指導部次長(明坂貞士君) 体育館の使用料の問題でございますが事実、国府小学校等においては利用度が高いわけでございまして、午後10時ごろまで照明がついておるといふ状態が続いておるようでございます。しかしながら使用料の徴収については現在のところいただいておりません。

管理責任の問題ですが施設の不備に伴う事故につきましては、当然教育委員会がその責任があるわけでございます。ただ、利用しておられる中ではその使用の申請をなされた責任のある方が利用時間中は責任を持っていただく、というのが現実でございます。

- 15番(穴瀬克己君) 照明料等はいただいていないという形ですね。ところが利用者の中で現実に使用料に見合うものを利用のお礼として支払っているというのが各地であります。そういう実態をつかんでいるのかどうか。

いまの公共施設・設備の範囲の中では住民要望のスポーツ利用者に環元できるほどの施設というのはいりません。ただ1カ所体育館があり、市民グラウンドがあるだけです。これだけ和泉市に各種団体、グループのスポーツに関する青少年、住民の要望が多いにもかかわらず、

それに現実的に対応されていないというのが実態です。整備されていないままに学校の開放に踏み込んでおるわけです。ここに使用料にまつわる疑惑の問題も生じてくるわけです。また一部独占にもなっておるわけです。

ここらは前々から提唱しておりますように社会教育体制、社会体育行政という観点からきちっとした使用要綱等をつくり市条例をつくりながら健全な運営をしていかなければならない。このことによって事故の責任云々の問題、管理上の問題、これらが学校教育者ときちっと切り離されて社会体育行政が進められていくわけです。こういった展望を持たずして現状処理のままに入っているがゆえに使用料も取れない。事故が起こっても——責任体制いまだ説明がありましたけれども、きちっとうたった条例もなにもないわけですよね。こういうものをきちっと整理していかなければならないと思うわけです。

現段階で学校開放の中での問題点が数点ございます。それは管理運営の問題、事故責任の問題、照明等いろんな費用の問題でございます。地域住民に積極的に平等に、公平に地域のコミュニティの場として小中学校を開放しているという姿勢があるのかどうか、その点を御答弁お願いします。

- 指導部次長（明坂貞士君） まず使用料の問題でございますが私ども聞いておるところによりますと長期的に利用なさっている団体の中で夏にお礼としてジュース類をお渡しするというようなことはときどきあるように聞いてございます。また、ある学校においてはこれは種目は拳法でございますが拳法の月謝といいますが、そういうものを団体が徴収して拳法に要する道具なんかを買っておるといったようなことも言われておるわけですが、御指摘の学校側が料金に見合うものを徴しているというようなことは、今回の調査では各学校長とも全部否定してございます。

次の体育施設に関する使用要綱の制定の問題でございますが、私どもの考え方といたしましては、あらかた素案というものを持っておるわけでございますが、「小中学校の体育施設開放に関する規則」といったものを今後つくっていきたい。一応第1番目の目的として、社会体育事業の一環として学校体育施設を支障のない範囲において開放することによって御指摘いただいております市民の健康増進、あわせてスポーツの振興を図って学校をコミュニティスクールとして育成することを目的とする、といったような考え方で進んでいきたい。

その中には事務の所管、また各学校ごとの運営委員会の設置、事故の管理責任の明確化、また使用する目的、利用者の費用弁償の問題、これらの問題を整備して1つの施行規則といったものをつくって早急に実施していきたい、こういうふうに考えてございます。

- 15番（穴瀬克己君） 前向きな姿勢というのは毎回同じような答弁をいただいておりますわけ

でございます。現在コミュニティー施設として全国的に学校開放という問題が大きくとらまえられてきております。この中で積極的に取り組んでいる市では全校にナイター設備等を設置しながら地域住民のスポーツの場、また文化・教育の場として学校の校舎に至るまで開放をしているところがたくさん出てきております。

これはきのうきょう始まった問題じゃなしに和泉市におけるスポーツ施設、文化・教育の施設が非常に少い中で皆さんが常に憂慮されている問題でございます。

こういった問題を教育長はどう考えているのか、どう具体的に解消していこうとされているのか、この点について教育長の方から御答弁をお願いいたします。

○ 教育長（葛城宗一君） お答え申し上げます。

スポーツの振興という方向に見合って学校を開放する、その場で学校と社会、地元住民の方々の連帯意識の高揚を図る、これはお説のとおりでございます。その点で御承知のように社会教育施設等の少い中で積極的に運動場、体育館等は開放事業として教育に支障のない限り開放するように実施し、今日に至っているわけでございます。

しかし一方、学校はあくまでも教育の場として教育目的を達成するために充実整備しなければならぬという政令の規定に基づいて義務教育を行っているわけでございます。したがってあくまでも開放する限界というものは教育上支障があるかないかということの判断の根拠に置かなきゃならぬ、かように考えるのでございます。現在の開放はあくまでも学校管理者である校長の責任において教育上支障あるかないかの判断の根拠、校長の判断に基づいて開放するようにということを主体に置いているわけでございます。

なおまた今後の施策として全面的に実施するとなると得指摘のように人と物、すなわち物理的に便所をつくるとか人を張りつけるとか等のことが当然必要であろうと考えます。それらの問題等々を整備して積極的に開放するには当面の人口急増に対する教育施設の確保の上においては非常に問題があろう、財政的な問題を検討せなきゃならぬであろう、かように常々考えておるのでございます。

しかし担当の方から申し上げておりますように現況の中で学校施設開放の要綱的なものを設置して積極的に対処していきたい、かように考えるのでございますが、学校を開放する中で、使用料を取るということは全然考えておりません。

御承知のように政見発表等々に利用される場合、すべて考慮したときに使用料を取るか取らんかの限界をどこに求めるかということは、判断上非常にむずかしかろうと。これらの面も大阪府下衛星都市寄っては検討しているわけでございます。

今後、御趣旨を体しながらも一般住民のコミュニティーの場所として積極的に対応すよう

に、開放要綱等を検討し対処してまいりたい、かように考えておりますのでその点御理解いただきたいと思います。

- 15番(穴瀬克己君) 教育長のおっしゃる旨は当然踏んまえた上での学校開放でございます。学童、児童教育に支障がない限り開放していこうということでの質問でございます。

その中で現在なぜ学校の開放を訴えているのか。当然、子供たちが勉強している間に開放せよと言っているんじゃない。子供たちが終了してそして夜間の開放になるわけです。それ以外は日曜・祝日の平日開放です。この中で地域住民のコミュニティーの場として学校施設を提供し本来の意味での人間教育の場としていくところに、本来の教育のあり方があると思うわけがあります。

そこで財政的な面もございましてとおっしゃいましたですがけれども、和泉市よりもっと狭い人口6万の市ですら年次計画の中で小中学校にナイター設備を設置していつているという現状を見るときにわが和泉市にでき得ないことはない。財政的困難があろうとも住民の福祉優先を考えていくならばですよ、できないわけではない。長期の展望に立つての計画設定をするならば必ずできる。

費用も小学校のソフトボールの照明機具であれば大体千3百万で設置できます。中学校の軟式野球でも同じく千4百万ぐらいで設置されております。56年、55年で。いま1億数千万円かかるという市民グラウンドのナイター設備の話がございましたが、そのような費用はよそではかかっておりません。どこからデータを得られたのか知りませんが、事実上、今年度、昨年度で設計したところによると、もっと低額な形で実施されておるわけです。それも5年、10年と計画を設定しながら地域のボランティアを育成して市民合意の中で運営委員会を開きながら、どのように学校を開放していったらよいか研究されておりました。

私も前回の一般質問の中でも委員会の発足を提唱しましたがけれども具体的に、じゃどのようにして可能に結びつけていくのかを検討しなければいつまでたってもこれは空理空論です。やる気があるかないかの問題です。

先ほど教育長も、校長の全責任のもとにおいて開放するようなことを言っておりました。校長の責任においてでき得ないから、いま問題が起こっておるわけです。管理責任の問題、運営の問題等学校側にとってをおっかぶせていくから学校の開放ができていけないんです。真の社会体育行政、社会教育行政を見つめていくときに、これだけ住民が渴望する文化とスポーツの広場、コミュニティーの場を志向していく中に学校の開放にたどりつかないわけがない。それこそ財政面で用地買収、用地確保の面で新たなところで設置していこうとすると問題がたくさん出てくるわけです。

ここで私の提案しているのは地元のPTAとかスポーツ団体、各種団体の皆様方のお力をかけないと事実上の運営はでき得ない。物を与える、グラウンドを与えるからやれというんじゃないしに地域住民が寄り合って触れ合いの中から、住民の考えの中から運営されるスポーツの振興、ここに本来の社会教育の意義があるんじゃないか、このように思うわけでございます。

そういう意味で積極的にコミュニティー広場、小中学校の開放に向けて準備委員会等を発足していただけるかどうか、その点について教育長の方から答弁を願います。

○ 教育長（葛城宗一君） お答え申し上げます。

言葉足らずであったんか知りませんが、私は校長にすべての管理責任を負わせて開放すると申し上げておるのではございません。現在、すべての学校において可能な限りすなわち教育に支障のない限り体育館、グラウンドは開放するよにということとは数年来前から徹底しているわけでございます。現在の使用上における管理責任はやはり学校運営管理者である校長の責任に置いている、ということをお願いしているわけでございます。

お説の趣旨を体して積極的にやるとするならば学校あるいは社会連帯意識を育てる中においては、PTA、各種団体の協力を得たボランティア活動に期待してやらなくちゃならんことはごもっともでございますけれども、それらの方々に学校の行事その他管理上の責任を問うことはできません。したがって積極的に対処するとするならば、物理的な整備と人が要るんだということを申し上げているわけでございます。

本市は現在、人口急増の指定都市でございまして義務教育施設の整備により積極的に対処せなきゃならん。町づくりに計画に伴ってさらに今後義務教育施設、設備の条件整備が必要とされる中では現在先進都市でやっておられるような積極的な対処をすることにおいては、財政上事情があるんだということを申し上げて御理解を得ているわけです。現況の形の中での積極的な対処については御趣旨を体して検討してまいりたい、かように考えます。

○ 15番（穴瀬克己君） 教育長のおっしゃるとおり施設の拡充整備、それと人が要る。特に体育指導員、また社会教育の中で社会教育の担当、各部門的な形も新たな設定をしていかなければならぬだろうと思うし、こういう形の中でじゃ学校をすべて開放に向けていくためにはどのような条件整備が必要なのかまた施設をどのように改善していかなきゃならぬのか。学校開放に向けての年次計画を策定しながら、片方ではボランティアを指導し民間から発掘をしていく。こういうものは登録制にしていくとか、いろんな形で具体的に振興していかなければ幾ら唱えておっても完成し得ない。

そういう意味で現在のばらばらになった学校の開放を、教育委員会の方で一括して学校開放に対する条件なりというものを提示してもらいたい。そうしないと運動場を借りるのに酒1本持ってゆく、菓子折りを持ってゆく、こういう関係また特別な団体しか使えないという不平等

な実態というものはなくなる。この点学校開放に向けて基本的な条件整備と窓口の1本化をしていただけるかどうか。

○ 教育長（葛城宗一君） お答え申し上げます。

開放に向けて積極的に対処するという点については先生御理解のとおり人的要素の整備、ボランティアの方々の御協力、体育指導員の方々のお力もごもっともでございますけれども義務教育施設としての学校を社会施設として開放するためには、管理責任のとれる職員を設置しなきゃならん。これが第1条件であろうと思います。

第2番目は物的な整備としては使う運動場に、便所を設置しなければなりません。教室はそれぞれ施設いたしておりますけれども、あすの教育に支障のないようやはり一定の施設等の設置も必要になってくるであろう、かように考えるのでございます。

これらの問題等々を考える中で一方では義務教育施設としての教育施設の充実が基本原則とされている学校のことでございますので今後これらの問題等市の現在置かれている行財政事情、人口急増都市の踏んまえる多くの問題の中で総合的に検討してまいりたい、かように考えるのでございます。

○ 15番（穴瀬克己君） 前向きの形で運営委員会等発足させながら平等に地域住民がコミュニティの場として利用できるように推進していただきたい。いまの現状であれば、それこそ学校内でいろんな問題が生じてくる。現実には生じている。この問題このままでいいと判断されるところにほくは問題があると思うんでこのことは十二分に反省……。暴露すればいろんな問題があるんです。学校使用に関しては、各学校長に任されておりますから。これをきららっと整備していくのが教育委員会の務めであります。財政面、またいまそういう体制ができていないからということで放置するわけにいかない。整備して健全な形での学校開放に向けて進めていただきたい。このことを要望する次第であります。

それと市長にお願いするんですけども、身近な例ですが先ほどの私の質問の中にあつたんですけども春日市は6万6千の人口なんですね。予算から全部聞いてきたんです。うちなんかと全然違う、非常に厳しい財政状況の中で取り組んでおるわけです。どこにその焦点を合わすかによって行政というものが変わってくる。市長がいつも言われる住みたくなる和泉市、住んでよかった和泉市、健康にして明るい町づくりというそこには、やっぱり心豊かな土壌をつくらなければならない。そのためにはスポーツ、文化、教育という面が非常に重大であります。

比較してみますと向こうの一般会計は120億です。うちは3倍ある。332億です。それで1年1年の計画を緻密な中で仕上げているわけなんです。全校にやれと言っているんじゃない。できるところからやっていると。その意味でひとつ市長の勇断をお示し願いたい。また

社会教育に対する分担にしても、うちは全体予算の大体13%です。ところがこの市は24%です。力の入れどころが違います。

そういった面で市長が公約されている以上、大きなスポーツグラウンドも必要でありましょうけれども、それ以上にもっと財政のかからない身近な中で開ける場所というものを整理して進めていけば進められるわけですからこの点市長、ひとつ積極的な取り組みをお願いしたいんですが、答弁をお願いします。

○ 市長（池田忠雄君） 穴瀬議員さんの体育、文化振興についての御意見拝聴させていただきました。先ほど来教育長がお答えをいたしておりますとおり学校施設等社会教育施設を開放していくその調和の問題と責任体制の問題が一番頭の痛いところでございます。卒直な見解は教育長から申し上げたとおりでございます。そうした点をどう掘り下げて考えていくのか、この件につきましてはお説を拝聴しながら施設の面でもございますので教育委員会と今後とも十分協議をしてみたい、このように存じております。なお検討をいたしてみたい。よろしく御理解を賜ります。

○ 15番（穴瀬克己君） 財政的な面ででき得ないという問題じゃないですね。だから積極的な取り組みをしていただいて、一步一步前進の中でとりあえず1校ずつモデル校区でもつくりながらスタートしていただくことを要望します。

それから野谷池と甲斐田川の件でございますが非常に喜ばしい限りで楽しみにしておるわけですが、甲斐田川については必ずやナイター設備の実現に向けて御努力をよろしく願いいたします。

それと市民グラウンドの夜間照明でございますが先ほどの答弁では費用が1億数千万という中で費用で何か引っ込み思案になっているような答弁に聞こえたんですけれども公害問題等は話し合いが続いておるのかどうかこの点についての経過をひとつ。

○ 指導部次長（明坂貞士君） 市民グラウンドの付近に電照菊がございます。この方との話し合いは現在持っておりません。

○ 15番（穴瀬克己君） だからその中でね、公害問題があるからとかいろんな形ででき得ない理由を言うわけですがそれでも全然進めてないんですよ。1回の交渉でだめだったら2回3回と交渉して地域住民の要望も踏まえて設置に向けての折衝がなされていない。ここにその姿勢が問われるわけです。何事によらず万事そうです。

住民の大半が要望し、渴望している健康で文化的な施設、広場等の建設に向けて市長初め担当各部長さんが今後とも鋭意努力していただくことを希望しましてこの問題を終わります。

次をお願いします。

- 議長（藤原要馬君） 次。
- 市長（池田忠雄君） 穴瀬議員さんの2点目の57年度予算編成についてのお尋ねでございます。

本市の財政は御案内のとおり昭和53年度は実質収支におきまして14億円余の赤字を計上いたしまして財政再建団体指定の危険な状態に陥ったことは御案内のとおりであります。以後議会の皆さんの御協力をいただきつつ、昭和54年度予算編成に向けては財政健全化政策を講じますとともに市税、交付税の順調な伸びと相まってようやく単年度収支において54年度は1億円余、55年度については今議会に決算の認定をお願いしておりますように、2億7千万円余の黒字を計上できましたが依然として55年度末で累積赤字を10億4千7百万円抱えております。実質収支比率11.2%で全国的比較の中でも、その比率が高い団体になっております。

加えまして昭和57年度は国においては財政再建臨時行政調査会が発足し、抜本的な行政改革の推進を図っております。これに伴って地方財政の影響は避けがたいものと予測されます。

本市の財政においても現在の経済基調の推移から見まして自主財源の大幅な増収は望めません。依然として厳しい環境にございます。

したがって昭和57年度はそういった財政環境を認識いたしまして、前年度に引き続いて健全財政の立場を基本といたしながら経常的経費の節減を図りつつ限られた財源を効率的に生かして住民サービスの効果を発揮できるよう配慮いたしてまいりたい、このように存じております。

歳入面では市税の徴収率の向上と課税客体の把握に努めながら適正な受益者負担の検討をするとともに国・府支出金については、より一層の拡充に最善の努力を払っている所存であります。また歳出面においては経常的経費のうち物件費、維持費、補助費等については節減を図り原則として前年同額の範囲で対応しながら投資的財源といえますか普通建設事業の充当財源をできる限り捻出いたしてまいりたい、このように考えております。

現在、各部課におきましてその旨を示達をいたしまして57年度予算編成の作業中でございます。その内容については進行中ですのでまだ明らかな状態ではございません。これは御理解いただきたいと存じます。先ほど来申し上げましたような基本的な姿勢をもって可能な限り住民サービスの向上と行政効果を高めてまいりたい、このように存じておりますので細部についてはひとつお許しをいたさながら予算編成についての基本的な姿勢だけ申し上げて御理解を相賜りたい、このように存じます。よろしくをお願いします。

- 15番（穴瀬克己君） 57年度の予算編成時に当たっているんで細かいことは避けたいと

思うんですけれども市民要望を十分に踏まえていただいて財政困難のうちに何を一番優先すべきなのか、この点ひとつ創意と工夫をさらにしていただきたい。

あと答弁は要りませんので、いままで問題に上がっていた点に若干部分的に入らしていただいて終わりたいと思いますが特に福祉総合会館の建設に当たって準備委員会等を発足しているようにも聞き及んでおりますが、次年度57年度は設計段階までこぎつけていただきたいし、また老人福祉の面からいって老人の集会所等未設置校区においても、流れないように57年度では1集会所の建設は必ずやるというような形で予算措置等も図っていただきたい。また老人シルバーセンター等懸案事項でずっと検討されておりましたけれども、いまだに設置されておりません。こういった点も十二分に意見反映していただきたいし先ほど一般質問等もごさいました環境保全条例の制定も欠かせないように思います。それから地域住民の要望の多い特に下排水の問題についても清掃班等で増幅しながら市民の要望にこたえていくとか交通安全の総点検をして整備、拡張、充実を図っていくとか、いろんな問題がございます。

そのほか先ほどの学校開放についても一定の予算措置を図りながら進めていく。また老朽化の激しい小学校の体育館の増改築等々いままですたくさん出てきましたけれども、市財政の許す限り福祉、文教を中心とした形の中で地域住民、市民の要望に合った予算措置を図られることをお願いいたしますし一般質問を終わります。

○ 議長(藤原要馬君) それでは8番・原 重樹君。

○ 8番(原 重樹君) 8番・原です。通告に基づきまして趣旨説明をさせていただきます。

まず1番目に福祉問題についてです。最初に福祉会館の建設についてですがこの問題については、私ども共産党は予算要望の中でも、あるいはまた本会議の中でも要求をしてきたところです。さらに前回9月議会においても答弁をいただき市長の方からぜひ建設していきたいという決意も聞かせていただきました。そこでその後の進捗状況についてお伺いをしたいと思います。具体的にいつごろをめどとしてどんな内容でしていこうとしているのかその計画を明らかにしていただきたいと思います。

その次に国際障害者年についてでございますが56年は、「完全参加と平等」ということをテーマに国際障害者年ということで全国各地でこの問題に取り組まれマスコミ報道もされる中で確かに啓発活動という点では一定の前進はあったように思いますが、しかし現在の障害者の状況からすれば全体の取り組みはまだ始まったばかりだという状況です。

本市におきましても今年度6千4百万円余りという予算を組んで庁舎の整備を中心に取り組んできましたが、気になるところは今後の問題です。この問題については午前中赤阪議員から

の質問もありましたので重複しない程度で質問したいと思います。

まず、推進本部については先ほどの答弁の中で継続する方向で検討中ということでしたが、ぜひこの点では継続していただきたいとかいうふうに要請しておきます。しかもただ単に推進本部を置いておくだけでなく本当に機能する形で継続する、このことを強く要請しておきます。

次に10年間の行動計画という点で国、府がまだ計画を立てていないという状況のもとで国、府に対しても市長会等を通じて今後も要求していただきたい。

それと同時に問題になるのは57年度予算でどうなるかという問題です。先ほどの質問に答えて3つ4つ挙げられましたが障害者福祉都市についての決意も含めて、もう1度お聞かせを願いたいと思います。

次に障害者の実態把握は非常に重要な点だと思いますが、ただ単に障害者手帳交付者だけというような受け身の把握でなくて、何らかの方法をとってきたのかどうか、どう努力されてきたのか、この点についてもお答えをお願いしたいと思います。

次に幼児施設、義務教育施設の問題についてです。

最初に幼児施設について。まず初めに保育所なり幼稚園なりの建設は緊急度の高いものから実施していく、これは当然のことですが今回は特に要求の強い点にしぼってお伺いをいたします。

まず前回、現在阪和線より西側には公立の幼児施設が1つもないということで、この点での建設計画を持ってられるのかどうかお答えをお願いします。

2つ目に老朽園の建てかえ問題ですが特に前回の9月議会に請願が出され、委員会付託にされておりますが国府幼稚園の建てかえ問題について市としてどう考えてられるのか、お伺いをいたします。

次に義務教育施設についてですけれども特に体育館の問題にしぼってお伺いをいたします。

この問題については、すでに55年の9月議会でも取り上げ要求していたところですが、その後現在建設中の和泉中学校など一定の前進はしていますが、本市内にはまだ問題のある体育館が残っていると思います。

そこでまず小学校の体育館で、運動施設として十分にその役割りを果たし得ない問題のある体育館をどのように把握されているのかどうかお尋ねいたします。具体的に学校名でお願いいたします。

2つ目に、こうした体育館の建てかえ計画を持ってられるのかどうか、お伺いをいたします。

最後に市営住宅の問題についてですが住民にとって住宅というのは大変大きな問題であり、ウサギ小屋などという言葉も出ましたように、日本の住宅状況は大変お粗末なものであることは言うまでもありません。特に最近の社会情勢の中で1時期のようなマイホームの夢はなかなか実現しにくい情勢にもなっています。また実質賃金が減少している中で、借家に住む人たちにとっては生活費に占める家賃の比率は大変なものがあります。こうした状況の中で住宅困窮者に対する公営住宅の果たす役割は大変大きなものになっていると思いますので市営住宅の問題に関して次のことを質問いたします。

まず1番目に現在の市営住宅の戸数はどのくらいなのか、お答え願います。

2つ目に、1カ月ほど前に市営住宅の入居者に対して実態調査のアンケートが実施されたと聞いております。その実態調査とはどんな内容で、何の目的で行われたものかお聞かせ願います。

3つ目に、市営住宅の修理費ですけれども56年予算でいえば1戸当たり幾らになるのかお答え願います。

4番目に、2種の空き家募集が3戸だけこの19日から行われるわけですが申し込み期間の延長はできないものかどうかお伺いいたします。

最後に、今後市営住宅の建設ということでは計画を持っておられるのかどうか、お答えをお願いいたします。

以上ですが、再質問の権利を留保して終わります。

- 議長（藤原要馬君） 理事者答弁。
- 市民部次長（中川鉄也君） 市民部中川から福祉問題についてお答え申し上げたいと思えます。

まず、第1点の福祉会館の問題でございますが、これについては福祉活動の拠点としてかねてから障害者用団体や老人クラブなどから強い要望があり、前回の議会でも答弁させていただきましたが現在の取り組み、考え方といたしましては福祉会館を主体としながら婦人会館、文化会館、労働会館なども含めた総合会館という位置づけ、構想のもとで庁内の課長を中心とした総会館検討委員会を編成して現在4つの部門に分けて検討しております。

その部門と申しますと、1つは建設場所をどこにするか、2番目は施設内容にどのような内容のものを持ってくるか、3番目にはそれに当たる財源の問題、4点目には建設後の管理運営をどういう方向で行うか、という4部門に分けて検討中でございます。

できるだけ早く結論が出されるよう取り組んでおりますが各団体のいろんな要望も出ておりますので可能な限りそれらの要望を取り入れつつ、かつ効率的な施設の建設を目指し検討を急

いでいるというのが現状でございます。残念ながらそれ以上の具体的な中身については、いまのところまだ確定していない、というのが現状でございます。

続きまして第2点目の国際障害者年に伴う問題ですが午前中にも御答弁さしていただきましたが、推進本部については御意見を十分お聞きして今後とも強力な推進本部というかっこうで残していきたい、というぐあいに考えておる次第でございます。

2点目の今後10年間の行動計画でございますが御承知のとおり国、府の段階でまだ出されていないということで市町村段階においても、現在各市とも頭を痛めているという問題でございますが、各市共通の問題でございますので国、府に対して現在もそうですが、さらに強く要請を行っていきたい。あわせてこれに伴う財源の問題についても強い要望を続けていきたい、というぐあいに考えております。

第3点目の障害者福祉都市の問題でございますが、人口10万以上の市を障害者福祉都市と厚生省の方で指定して一定の事業に対する助成と事業を行うということになっております。全国で10万以上の都市が2百数十市あると聞いておるわけですが、国の方は1年間に全国で、20カ所という枠が定められておるわけです。大阪府の障害更生課などとの話の中では全国的にとっていくということになれば、現在のところ大阪府で1年間に1カ所ぐらいというペースになるだろうと。残念ながらそれほどの数しかないわけです。それらのこともにらみながら、できるだけ早い時期に和泉市も障害者福祉都市の指定を受けたい、というぐあいに考えておる次第でございます。

それから障害者の実態把握でございますが、手帳所持者が2千数百人、それから精薄の療育手帳の所持者が2百余名りおられますので、われわれとして個々の把握という点ではまだまだ弱いんですが特にことは国際障害者年ということもあって障害者団体を通じてかなり話し合いを持ってきたつもりでございます。

過日も障害者の団体――障害者団体と申しますと、身障福祉会その中には聾啞者の部会もございまして、盲人福祉会、手をつなぐ親の会、この4つの団体ということになっておるわけですが、それらの代表の方と市長との懇談会も持っておりますし市民部福祉サイドでもいろんな機会に絶えず話し合いを持って、その会の状態、障害者の状態等を聞かしていただいております。そういうことで統計的な把握ということではございませんが、そういう団体との一定の話し合いの中で状況はつかみつつある、というぐあいに理解しております。

以上です。

- 8番(原 重樹君) まず、福祉会館の方からお願いしたいんですけども、前回から総合会館にするということでは話はあったと思うんですけども、総合会館にするというのはす

に考え方として決定されていることなのかどうか、決定事項なのかどうか、ということをお伺いしておきたいと思います。

それと同時にチームを組んで専門部会ということで4つの部門でやっているというふうに言われましたけれども、これは調査なり各部の調整なりということだろうと思いますが専門部会ではいつごろまでにこうしたものをまとめるのか、そのめどについてお伺いします。

○ 企画課長（神藤恒治君） 企画課長お答えをいたします。

まず1点目の総合会館でいくのかどうかという点につきましては、総合会館構想として準備検討を進めておる。したがって最終的には多分そうなるであろうとは思いますが必ずしも総合会館といったことを決定して、それを前提条件として進めているということとは若干違うだろうと思っております。

2番目に、いつごろかという時期の御質問がございましたけれども、これにつきましても先ほど市民部次長がお答えいたしましたとおり場所、施設の内容、あるいは財源、管理運営等々広範囲な分野にわたって検討中でございまして、しいて申し上げれば現在施設の内容の部分が先行してございましてその辺を重点的に取り組んでおるところでございまして。

したがって今後、他の検討項目を抱き合わせましてでき得れば今年度中に中間的なまとめをして一応市長に申し上げてまいりたい、かように考えておるところでございまして今後の詳細なスケジュールについてはいまのところ明確に申し上げる段階になっておりません。ひとつよろしく御了解賜りたいと思います。

○ 8番（原 重樹君） 1つは総合会館ということでも私はよいと思うんです。ただここで注意してほしいのは幾つもの分野ですね。婦人会館とかそういうもので全体が薄められはしないかという危険性がある。ですから福祉会館としての機能を十分果たし得るものにしていただくように関係部署の方には特に要請しておきたいというふうに思うわけです。

それから、これは貝塚と富田林の福祉会館のパンフですけども視察に行っていたてきたものなんです、いま福祉会館の問題というのは別に遠い所まで行かなくても視察できるわけです。実際にどんどん建設されているというのが実情です。まだない市でも実際にしようということでもどんどん動きがあるわけですけども、われわれが視察に行きまして福祉会館としての形態というのは多種多様あるというふうに思うわけですが、しかしこういうものがあるかないかではその状況というのは全く違いますので、まず始めていくということが第1だと思います。

前回の議会で市長の決意もいただいておりますけれども、再度市長からその決意のほどを……。いまでければ今年度じゅうに中間的なまとめをしたいというふうにも答えておられます

んで、その辺も含めて市長から答弁をお願いしたいと思います。

- 市長（池田忠雄君） たしか前回にも原議員さんにお答えを申しとげ、また他の議員さんにもお答え申し上げたと存じますが、いまそれぞれ担当課長からお答えいたしましたように、和泉市の財政実態からいたしまして福祉的な機能を備えたいいわゆる婦人会館的なもの、文化会館的なものの要望はございますけれども限られた財源の中でいろんな御要求を従来いただいてまいっておりますので、そうした機能を生かしつつ1つにまとめた総合会館ということでこれは考えざるを得ないんじゃないか。関連のセクションの課長が集まって検討委員会というものを現在、設置をさせていただいておりますが検討委員会の検討の議を経て今後どうしていくのかと、こういうことに相なってくるわけでございます。

私といたしましては今後議会の御協力をいただきたいと存じておりますけれども、福祉だけというわけにもまいりません。そうした機能を生かしながら各界からいただいている御要望に対して、何とか総合的なまとめのできるような会館、総合的な機能を備えた会館が本市にぜひ1つ必要ではないかと考えておりますが、先ほど来申し上げておりますように場所の問題、内容の問題、機能的なことをどう調和していくか、あるいは財源の問題とか、でき上がったものをどう管理運営していくか、あらゆる点を検討し切った上で、一定の考え方をまとめる中で議会と御協議をさせていただきたい、このように存じております。

いま検討段階中でございますので、検討の結果と相まってぜひ前進をさせてまいりたい、このように存じておりますのでその節はよろしく御支援と御協力を相賜りますようお願いを申し上げます。検討中でございますので歯切れは悪うございますけれども、考えております考え方を卒直に申し上げさせていただきます、よろしく願いたいと思います。

- 8番（原 重樹君） 市長の方も障害者の団体とも懇談されて障害者の方の強い要求の1つに福祉会館があるということはすでに御存じだと思います。そういう意味では先ほども申し上げましたけれども、福祉会館としての機能を十分生かせるものにしていただくということを要求しておきたいと思います。

それと同時に建設したい、建設したいというだけでいつまでたってもめどが出ない、これでは困りますし、私たちが建設されるまで質問していくということになりますので、1日も早くこの計画を実行していただくように強く要望しておきたいと思います。

次に、国際障害者年についてですけれども、まず福祉都市の問題ですが福祉都市の指定を受けるのに本市でどんな体制をしていく必要があるのか、これ1点お聞かせ願いたい。

同時に午前中の答弁の中でもありましたように57年度で実際に何をやっていくんかということでは、いわゆる啓発活動を中心に運動会のようなものもしたい。あるいは12月9日の、

「障害者の日」に何らかの催しをというふうに答えておられるわけですが、確かに啓発活動という意味ではこういうものをするということは非常に重要だと思うわけです。これはぜひ続けてやってほしいと思います。

ただ、こういうことだけでは国際障害者年、いわゆる56年1年間のものだけだったというふうには言われると思うんです。ことしは6千4百万かけて庁舎の整備を中心にやってきたわけですが、ことしは庁舎の整備が中心ということであれば本年はこれを目標にやっていくんだというがどうしても必要になると思います。この点での答えを再度お伺いしたいと思います。

- 市民部次長（中川鉄也君） 第1点目の障害者福祉都市の指定を受ける場合、市としてどうすることが必要か、ということですが指定される市は、この事業の推進に当たっては障害者福祉都市推進協議会というものをつくらなければならないことになっておるわけです。これは当該地域ということですから和泉市の社会福祉並びに医療保健団体、障害者団体、企業等の代表者、学識経験者、関係行政機関の職員その他、これを推進していくために必要な人に集まっていたいて福祉都市推進協議を造っていく必要があるわけです。そして障害福祉都市の中では大まかにいって4項目分かれた事業が義務づけられておまして、それらの事業について推進協議会の中でいろいろ検討を行った上で、国に対して申請を行っていくというぐあいになっておるわけでございます。

それから2点目の御質問の中の本年度庁舎一定の改装を行ったわけですが、自後の問題については、障害者にとって公共施設を利用しやすいための一定の指針というものが間もなく大阪府から出されるというぐあいに聞いております。大阪府でそれをつくっているということで間もなく出されます。その前にわれわれとして市の公共施設の実態調査をやりたいということで内部で検討したわけですが、ちょうどそのときに府の方で一定の指針を出すということを目にはさみましたので、それが出た段階ですべての公共施設が障害者の利用にとってどうかということの実態把握、実態の調査をやりたいというぐあいに考えておるわけです。

それから、障害者福祉都市にはそういうことでの一定の補助があるわけですが、生活環境改善もそれらの事業の中に含まれておりますので、ちょうどその調査とあわせて今後いろいろ研究、検討していきたい、というぐあいに考えておるわけです。

- 8番（原 重樹君） いまちょっと話出しましたが福祉都市に指定されれば補助等も違うということで福祉会館建設等からいってもある程度違ってくると思います。ですから福祉都市の指定については今後がんばって実現されるように要請しておきたいと思えます。

それと来年度の予算の話ですが、ことしは6千4百数十万円ですが、いままで民生あたりでやっていた分のほかにこういう予算を組んでやった。しかもこの6千4百万円余りにはたしか国、府の補助がついてないと思います。つまり市単独でやってきたわけですね。さしあ

たり国お府に対して助成金ということでは相当要求することも1つですし、56年度では実際上やってきたわけですから、57年度も少くとも重点目標に掲げて今年度に見合う予算措置をとるべきだと思います。この点も強く要請しておきたいと思います。

それから先ほどの実態把握の問題ですけれども、なぜこれを聞いたかと言いますと障害者対策の実態把握というのは第一歩ではないかと思いましたが聞いたわけですから、たとえば和泉市に昨年であれば新生児が約千8百人生まれたと聞いております。これらに対する障害児の把握という点ではできているのかどうか、お伺いをいたします。

- 市民部長(中川鉄也君) 新生児千8百人余りが出産されておるわけですが、これらの健診については3カ月児健診からあるわけですが、現在のところ府の保健所の管轄になっておりますので、われわれとしては内容については十分つかんでいないというのが現状です。
- 8番(原 重樹君) 保健所あたりのいま出ました3カ月児健診の統計等を見ましても、和泉市の保健所はいわゆる全員呼び出し方式ではなくて、自由に来た人については診るという方式ですので健診率が非常に悪いわけですが、53年度あたりでも千9百人ぐらい生まれて、5,6百人程度の健診というふうに聞いておりますが昨年は千8百人生まれて、その3分の1程度の健診の中で30人の障害者を発見したと聞いております。

統計上でいけば、新生児の5%が何らかの障害が発見される、いわゆる障害児が見られるということですが、それを単純に計算すれば和泉市でいけば昨年では98が障害児ということになるわけですが、保健所あたりでも3分の2は健診率の問題もあって実際にはわかっていないということになるわけです。ですから、健診に来てもらうということがまず第1かと思うんですが、これは保健所の問題だというふうにならないように保健所とも連携してぜひともやっていただきたいと思うわけです。

これは、滋賀県大津市に視察に行ったときにいただいたものなんですけど、いわゆる赤ちゃん手帳といってかなり厚いものなんですけれども3カ月から3歳6カ月までの間の健診観察ノートということで、全部そろっているわけです。大津市ではこれを全新生児に対して無料配付して、あとの体制も全部そろっているという状況があるわけです。大津市には歴史がありますから、和泉市が一足飛びにそこまで行かないということはおわかりですけど、少くとも保健所と連携して新生児の実態把握をしていくべきではないか、その点をどうお考えなのか、お答えを願いたいと思います。

それと保健所も今回発見した38についての追跡調査というのが不可能になっているわけですね。母子寮で行われている障害児教室を紹介する程度というふうになっておるようですが、障害児教室の実態はどうなっているのか、週何回ぐらいやられて、どのぐらい参加して、職員

は何名でやっているのか、明らかにしていただきたい。

以上、2点お願いします。

- 市民部次長(中川鉄也君) 保健所でやっております新生児の3ヵ月健診については、卒直に申しまして、われわれとしても保健所との話し合いは十分持っていないという現状でございます。そういうことですので、保健所とも話し合いながら今後どういう方向に行くべきかということでは研究したいと思えます。

しかし、いずれにしましても、私の考えとしては朝からの御質問の中でも見解を述べさせていただいたんですけれども、今後10年間の長期計画の中で、最もおこなっております内容の1つ、いわゆる医療というんですか療育というんですか、障害児が早期早見されて、それに対する体制、受けざら等が不十分だという点で、これはもっと国レベルも含めて解決していただく問題だというぐあいに考えますので、市サイドでそう簡単な方向は見出せない。むしろ原議員さん御指摘のように慈賀泉の天津市のようなきわめて先進的なケースはわれわれも聞いておりますけれども、まだまだ多難な問題だと思えますので今後十分研究させていただきたい、というぐあいに思っております。

それから母子寮で行っております障害児教室といいますが、これは正式な障害児教室ということになっていないわけなんです。たまたま障害を持っているお母さんが行くところがないということで、母子寮の場所を提供してやっているということでございます。だから別の施設たとえば堺にある百舌鳥学園であるとか、聖母整肢園とかいろんな施設があるわけですが、そこへ行くためのつなぎ的な場所として使ってもらっておるのが現状です。週2回ということでやっておるんですけれども、障害児の方がそのときの体の状態等でお見えにならないようなケースも多いということも聞いております。正式な施設ではございません。職員は現在1名と、その日によって母子寮の職員がお手伝いをするということをやっておるのが現状でございます。

- 8番(原重樹君) 障害児教室はつなぎのあれなんだというふうに言われましたけれども、結局一つは、体制が不十分なために実態把握しても十分でないということがあると思えますけれども、障害児教室の問題でいえば、まさに貧弱な状況といえますか、保健婦さんあたりの話を聞きましても、まともにやろうと思ったら週三、四回は最低必要だという話をしております。

また、障害児だけではなくて、障害児を持つお母さん、お父さんの教育も非常に重要になってくる。そうなれば、当然職員あるいは専門家を入れなければならない。また、母子寮という場所自体が、非常に貧弱といえますか問題があると思うわけです。

こういう非常に貧弱な体制で、たとえばいま、十年計画をしていく上でということをおっし

やいましたけれども、実際にはまだ十年計画は立っていない、あるいは福祉会館の建設もめどが立っていない。いつできるかわからないという状況で、こうしたものをこのままほうっておくのかどうかですね。強化、改善していくという考えはないのかどうか、お伺いしたいと思います。

- 市民部次長(中川鉄也君) 最近の傾向といたしまして、和泉市にはそういう施設はございませんけれども、堺等の施設に入らせていただく。あるいは障害児保育ということで、保育所についても、本年は障害者年ということもありまして、約50名の障害児を保育所に入所させて健全児と一緒に保育をさせているというようなこともございます。

それから、先ほどの問題に戻りますけれども、福祉会館の中には、われわれ福祉担当者として検討委員会で要望しておりますのは、その中に幼児訓練室であるとか、言語障害者の訓練室であるとか、機能回復訓練室といった施設を設置していただくように現在要望しておるわけです。むろんそのためにはある程度専門家の指導が必要だと思いますけれども、そういうことも福祉会館の構想の中であわせて検討しているということをお報告しておきたいと思います。

- 8番(原重樹君) なんで障害児の話をするかといいますと、障害児にとっては、いわゆる早期発見、早期治療が一生を左右するわけです。一、二年おくただけでその障害が固定してしまう。生まれてすぐ治療という体制がとれば、回復するケースというのはいろいろあると聞いております。それだけにその人の一生を左右するほどの重要な意味を持っておるわけで、いまの和泉市の状況からすれば、整っていないという状況からすれば、和泉市に住む人たち、あるいは障害児を持つ人たちにとっては、大変不幸な状況だというふうに思うわけです。

ですから、障害児教室という点では、たとえば岸和田のパピースクールですか、このように各市でも始められて成果も上げているわけですから、一日も早く検討していただくようお願いしたい。實際上整ったものになるには福祉会館等ということになるでしょうけれども、その間でも改善をしていただきたい。というふうに要望をしておきたいと思います。

それと同時に、国際障害者年の今後の問題についても、いまの障害児教室のようにすでに他市ではやられておるのに、本市ではほとんど進んでいないものがたくさんあるわけです。国や府がなかなか動かない中でも他市は独自でやってきたわけですから、本市でも独自にその年の重点課題を決めてやろうというのは非常に重要な観点だというふうに思います。ぜひとも、先ほども申し上げましたけれども、一年間だけのもの、極端には、庁舎を整備しただけか、ということにならないような予算編成をしていただくようお願い申し上げます、この点では終わっておきたいと思います。

次、お願いします。

- 議長（藤原要馬君） 次。
- 教育次長（杉本博文君） それでは、二点目の幼児施設と義務教育施設の問題について、教育委員会の杉本よりお答え申し上げます。

議員さんの前段お尋ねの阪和線以西に幼児施設の建設について、ということですが教育委員会の所管としては幼稚園でございます。御承知のように現在、全国的に出生率の低下の中で、前回本会議でもお答え申し上げてまいったんですが、本年度本市の公立幼稚園におきます園児数も、収容定数に対し在園児は58%ということで、60%にも満たない収容率でございます。また、私立幼稚園におきましても同様の傾向の中で、市内13園の合計定員に対する本市在住園児の収容率は67%となっております。

このように今日、幼児数が著しく減少している中で、私立幼稚園との競合の問題もありますし、また一方、国におきましては、幼・保の一元化に向けての論議がなされておまして、検討されている段階でございます。これらを踏まえまして検討していきたいというふうに考えるわけですが、議員さんお尋ねの中の幼児施設というのは、幼稚園あるいは保育園を含めてのようにも思われます。保育所関係等もございますので、今後、市民部とも連携をとりながら検討いたしてまいりたい。このように思うわけでございます。

それから、二点目の国府幼稚園の改築についてでございます。国府幼稚園は、昭和31年に建設され、園舎は木造建築でございます。その後、遊戯室、教室等の増築もございますが、老朽化ということで、去る10月の定例市議会におきまして請願がなされました。今後、この問題につきましては、所管の委員会での御審議を賜る中で御意見をいただき、検討いたしてまいりたい、このように考える次第でございます。

それから、義務教育施設で体育館の増改築についてでございます。本市の教育施設も皆様方の深い御理解のもとに充実を期することができ、小中学校の教室については、ほとんど鉄筋化を図ることができたわけでございますが、御指摘のように体育館施設につきましては、従来の講堂としての施設は、小学校では北松尾小学校、南松尾小学校、芦部小学校、伯太小学校等がございます。いずれの学校にいたしましても、児童数からいたしまして、現在保育施設よりも大きく増改築していかなければならないという点がございます。半面、校地面積の狭隘な点でのむつかしさもあるわけでございます。

しかし、いずれにいたしましても、教育の場であります児童、生徒の教育実践に支障を来すことのないよう工夫をこらしながら、対策を立ててまいりたいと考えております。市の財政計画もあり、また、国庫補助の取りつけによる財源確保を求めると、年次計画でもって増改築を進めてまいりたい。このように考える次第でございます。よろしく申し上げます。

- 8番(原重樹君) ちょっと時間がないので簡潔にお答えを願いたいのですが、阪和線以西の幼児施設の問題ですけれども、市民部とも連携してということですが、實際上、いまの段階で保育所建設という意味では池上小学校区になりますけれども、計画はあるのかどうかお答えをお願いしたいと思います。
- 市民部次長(中川鉄也君) 当市では一校区一保育所ということで、現在、保育所未設置校区は池上小学校区のみになってございます。そういうことで現在、建設を前提として用地確保をお願いしているということでございます。現在のところ、用地確保については、最終的な結論に至っていないという現状でございますが、なお一層努力したいというように考えております。
- 8番(原重樹君) 急ぎますけれども、用地確保ということで出ているわけですが、この点では要求も非常に強いので、一日も早く実現されるように要望しておきたいと思っております。
- それから国府幼稚園についても、前回請願も出され、建設されて20数年もたっているわけで、まさに老朽しているという状況ですので、土地問題等の問題もあるというふうに聞いておりますけれども、この点では力も入れていただきたい。というふうにこれも要望しておきます。
- それから義務教育施設の体育館の問題ですけれども、すでに4校、学校側からも、PTAの方からも強い要望が出ているというふうに聞いております。問題をしばってお伺いをしますけれども、たとえば伯太小学校の場合、少なくとも、1時間に3クラスの体育の授業が重なるわけですし、いま、体育館のスペースからいえば、1クラスだけしかできない。あとはグラウンドですということになるわけです。雨の日は中止するという状況です。まさに子供たちにとっては大変不幸な状況ですので、対策を立てていきたいという通り一遍ではなくて、実際どうなのかというめどについてもお伺いしておきたいと思っております。
- 教育次長(杉本弘文君) お答え申し上げます。
- 伯太小学校は現在、体育館は477㎡でございます、児童数からいたしまして、この体育館では御指摘のような面が出てくるわけでございます。私どもとしては建設を前提とする中で現在、建っております建物の中に増設できるかどうかもし当たっております。予算編成の中でございますが、前向きの姿勢で建築に向けて取り組んでまいりたいと思っております。
- 8番(原重樹君) 実際、伯太小学校のあたりは、毎年、和泉市で小学校同士のバスケットの試合があるそうですけれども、狭いために外につくって、外で練習しているわけですね。その意味では、バウンドとかそういうものが違うということで、先生方も大分気にしてますし、子供たちにも大変不幸だというふうに思います。先ほどから言われておりますように、敷地の問題、あるいは密集地の関係で日照権の問題等いろいろあると思っておりますが、こういった現状を

踏まえて、一日も早く実現していただくよう要望しておきたいと思います。

また、ほかの3校につきましても、中には敷地買収までしなくてはならないような問題まであると聞いております。教育ということから考えて、一日も早く早期建てかえをお願いしておきたいというふうに思います。

この点はこれで終わらしていただいて、

次、市営住宅の問題をお願いします。

- 議長（藤原要馬君） 次。
- 建設部次長（吉田日出夫君） 市営住宅の問題について数点の御質問に建設部次長吉田がお答え申し上げます。

まず第一点目の市営住宅の戸数でございますが、650戸でございます。

それから、実態調査の目的でございますが、市営住宅に入居されて相当の期間を経過しておりますので、その間に家族構成等の異動が相当ございます。そのことから、入居者の家族構成の実態を把握するのが主なものでございます。

次に、三点目の修理費でございますが、昭和56年度で約800万円、1戸当りにして約5,500円でございます。

四点目の二種空き家住宅の3戸分の申し込みの受け付けでございますが、この期間の延長については、考えておりません。

次に、最後の市営住宅の建設計画でございますが、現在のところ、当面、建設計画については持っておりません。以上でございます。

- 8番（原重樹君） まず、最初に実態調査の問題ですけれども、家族構成ということではわかりましたけれども、実際の中身の内容について抜けてましたので、先をお願いします。どういった内容で調査したのかということです。
- 建設部次長（吉田日出男君） 内容につきましては、住宅入居の基準といたしまして収入基準がございますので、それらの家族の異動等によりましても、入居後の所得の状況を把握したいというのが目的でございます。
- 8番（原重樹君） 一言でいえば、所得証明ですか、そういうものを提出していただいたということですか。
- 建設部長（吉田日出男君） 給与所得者の場合は、年間の総収入金額とか、いろいろ所得の証明をしていただいているわけです。
- 8番（原重樹君） 所得証明等の提出ということで、住民側は一体これ何に使われるんやということで非常に不安を抱いておるわけです。先ほどの家族構成の実態調査という、それだけ

言えばですよ、収入の問題というのは出てこないと思うわけですが、実際上の本当の目的は何かということをお尋ねしたいと思うんですわ。簡単に言えば、住民側からすれば、値上げされるんかとか、割り増し料金取らたるんかとかそういう心配があるというわけです。その辺、本当に何にするための資料なのか、何の参考に使うんかということをお明らかにしていただきたいと思います。

- 建設部次長(吉田日出男君) かねてからその所得の問題がございまして、割り増し料金の問題もございまして、それらについては、実態をまず把握しまして、その後、割り増し料金をいただくかどうかの判断をしてみたい。そういう考えでございまして。
- 8番(原重樹君) ここで最初に聞きましたら、家族構成の実態調査なんだということをお聞かせされました。いま聞けば、割り増し料金云々ということが出てくる。実際住民側には、何でこれするんや、ということは何ら言ってなくて、とっているというふうな感じがする。その辺では、議会でも十分な最初から答弁が出てこないようなアンケート調査というのは、私はしてほしくないと思います。もしそういうことであれば、真正面から掲げて——まあこれは、やっばいとか悪いとかという問題じゃないんですけれども——やるべきだというふうに思います。いま割り増し料金、値上げ問題等出ておりますけれども、最初に私も言いましたようにいまの社会情勢の中での住宅困窮者の実態というものを本当に考えていただいて、対応していただきたいというふうに思います。

次に、木造建築の修理の話ですけれども、実際、木造住宅というのは年数がたっている。老朽化が進んでいるということで、私どもも修理の問題でよく言われるわけですが、先ほどの修理費という意味では、一軒当たりで言えば、板の二枚も張ったら終りになるような状況ですし、もし、何か中で大きなのがあれば皆飛んでしまうという状況だと思います。予算編成の時期ということもありますので、来年度予算では修理費は増額できるのかどうかその点お伺いしておきたいと思っております。

- 建設部次長(吉田日出男君) 修理費の増額につきましては一応考えておりますが、何分財政事情もございまして、十分検討はさせていただきますと思っております。
- 8番(原重樹君) ほんまに物価スライド的な修理費では実質上間に合わないような状況になってますので、この点市長にも十分お考えをいただきたいというふうに要望しておきます。それから、募集期限の問題ですけれども、一週間ということで行われております。確か5月でしたか募集されたときにもこういう形でやられていると思うんです。実際上一週間というのは短いように思います。いまの現状からすれば、苦肉の策やなというふうに思うわけです。というのは、今回でも募集戸数3戸でしょう。3戸のところを募集するわけですから、一週

間あれば十二分に応募者は、教の上からいえば集まるだろうと思います。それだけ市営住宅を希望する人が多いということです。逆にいえば、市営住宅の絶対数が足りないということです。現在の社会情勢の中で住宅困窮者への対策というのは本当に必要になっていると思いますので市営住宅の建設という点ではどう考えておるのか、これはぜひとも市長に一言お願いしたいと思います。

- 市長（池田忠雄君） いろいろと原議員さんから御質問をいただいております。市営住宅の問題、公営住宅ということでよくわかるわけでございますが、数年前からいまの用地取得難、あるいは財政実態からしまして本市独自の市営住宅というものについては、それはとてもじゃないが対応しがたい問題である。しかし、公営住宅を望まれる市民の方々の声というものはよくわかっておりまして、そういう中で大阪府当局との話し合いを通じまして、府の住宅供給公社の問題、府営住宅の問題の中で本市の中で建つ分については、本市民の優先入居の話を前々からいたしております。

公営住宅に対する住宅難ということはわかるわけでございますが、本市独自の対応ということとは、用地取得難とか、行財政の実態等いろんな意味からしてやりたくてもやれないと。その肩がわりといったらなんですけれども、同じ公営住宅でございますので府営住宅の建設の中で公営住宅としての位置づけの中で本市の市民の優先入居ということで対応してまいりたいというのが、ここ数年来の本市としての立場でございますので、ひとつ御理解を相賜りますようお願いを申し上げたい、このように思います。

- 8番（原 重樹君） 用地問題ということで言われておりますけれども、公営住宅に限らず住宅建設の問題では和泉市は中央丘陵に目が向いているというふうに思うんです。極端に言えば、この中で低層住宅を多くして高額所得者に入ってもらおうという考え方も1つの考え方でしょうけれども、しかし本当にいまの状況をよく見ると公営住宅の果たす役割りは大変大きくなっている。そういう意味でこの方に本当に力を入れるかどうかというのは、中央丘陵があるだけに私は政治姿勢が問われている問題だというふうに思っております。實際上、いま、住宅管理という意味では非常に苦勞されていると思います。たとえば修理費も、修理費だかんだかわからんほどの少い状況だし市営住宅の募集もお茶を濁す程度しかできないという状況。しかしそれ以上に住民は住宅問題では大変困っておるわけですから、その点十分お考えいただいて、ぜひとも市営住宅の建設という問題でも計画を立てていただくように強く要望して終わっておきたいと思います。



- 議長（藤原要馬君） ここで暫時休憩いたしたいと思います。

（午後2時49分休憩）

○
（午後3時17分再開）

- 議長（藤原要馬君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。9番・直村静二君。
○ 9番（直村静二君） 一般質問を行います。質問通告に出しておりますように3点でございますが若干関連した問題も質問したいと思っておりますので、よく聞いてほしいと思っております。

同和行政でございますが、同特法の延長問題が出ており私も時限立法が切れてもまだまだ部落差別の解消のための一定の事業が必要であろう、また、いままでの実績を踏んまえて正すべきところは正す、そういう立場で法の欠陥も指摘し民主的改正の問題も提起して奮闘しております。

さて、和泉市では昭和45年7月13日に部落解放同盟と窓口1本の確認書を取り交わしてから今日まで十数年同和行政をやってまいりましたが、そのつど指摘しております行政の主体性を放棄して依然として不公正な同和行政が行われております。

現池田忠雄市長は50年の12月から市長に就任しておりますが、最初にやった仕事は同和対象地区外の解放センターの建築着工、それから富秋中学校の莫大な費用を使つての建設、また幸小学校8百人の計画でありながら20数億使つての建設などなど行ってまいりました。そうして和泉市始まって以来の莫大な借金を抱えて今日赤字解消ができない大きな要因の1つとなっております。

次に解放センターを同和地区外につくったときに広く市民に開放して国民的課題、同時に市民的課題であるそういう交流の場として広く使つていただく、こういうことで発足しておりますが、事實は解放センター、解放会館ではなしに部落解放同盟の会館という性格になってきております。

また同特法は、地区住民に等しく受益を与える、長年の差別を改善するための環境改善補助金など、これも現実には解放同盟とその傘下の団体以外には受益が図れない。そういう不公正な実態を今日まで指摘してまいりました。

さらには、幸小学校などは8百人の計画で、現実には生徒数が非常に少い。半数以下に落ち込んでおる。これはいかなることか。社会資本を投下すればするほど本来の地区改善ではなしに土地持ち、家持ちの方は地区外に出ていく。そういう状況の中で、今日学級単位も減らさないかと。私は改めて同特法の期限切れ、あわせての民主的改正ということをぜひとも和泉市で

はやっていかなあかん、そういう立場で前書きとして述べておきます。

さて、具体的な質問事項でございますがいまも申し上げたとおり、同和施策の個人給付については、51、52、53、54と4年間連続して個人給付を受けておりました全解連の人々が、56年支給申請をしておるがいまだに支給されていない。それはいかなる理由か、明確にお答え願いたい。

次に解放センターに地区住民の人々が使用申し込みをいたしました、これも貸さないという事態が発生しております。先般来共産党も申し込み、また市内の民主的な団体が申し込んで断われました。今度は地区住民の組織から団体のメンバーが申し込んで貸さない。これはまさしく前書きで言いましたように、国民的課題、市民と交流の場、そんなことは全部排除して解同会館になっている証拠ではないか。そうなれば行政の主体性はない。その点から明快に使用をさせるような答弁をしてほしいと思っております。

次に幸小の件でございますが、私の調査ではことは336名、来年は310名、58年度は300名を児童数は割るのではないか。その点で幸少の教育状況、生徒数がいかなる理由で減少し、今後その解決策をどうやっていこうとするのか。

1例を挙げますと、解放同盟の中の幹部の子弟がいわゆる越境で他地域へ行って、この学校には行かさない。これでは幸小学校の教育条件を高めるのに反する行為をやっているのではないか。そういう意味からいってもきちんとせないけません。さらには、中学校も信太中とか和泉中に行く。そして今度高校へ行くときに同和施策をいただくということでもへ戻ってくる。こういうことも聞いております。その点実態があるのかどうか、あればどのように是正しようとするのか、ひとつ明快にお答えを願いたい。

次に全体計画でございますが、ほぼ13年同和事業をやっておりますが、人口調査、町別の資料をきょういただきましたが、昭和46年から今日の時点で330以上の所帯が幸三町から減少しております。地区改良並びに全体の残戸数も600とか700とか聞いておりますが、これでは建てていく根拠はなくなってくるんじゃないか。幸三町で今1,222所帯、これどうして数が建つのか。まして、あと700といえば同特法どれだけ延長されるかわかりませんが、どのように実施しようとするのか。この全体計画も非常に不明確です。実態を明らかにしてきちんと整備する必要があるんじゃないか、かように考えております。

当初の42.36ヘクタールが全部入っていくのか。その中の不良住宅、そして優良住宅を残していけば、もっと形が変わったものになるんじゃないか。そして本来同和事業は地区改善ですから、そこにおってもらわないかん。それが他地域へ行くということは、肝心の幸小周辺、幸校区3町の中から王子、伯太、池上、富秋、こういうことで将来新たな同和地区の拡散とい

うことになっていくのではないかと。ただし、個人はどこへ行こうと市民として自由です。しかし、同時にまた環境改善、地元を榮えさすということもまた大事ではないでしょうか。その点について明快な答弁を……。どのように扱おうとするのか、全体計画の中できちんとしてほしい。

さらに、人事、人件費問題でございますが、非常勤の嘱託員いま何名おりますか。さらに同和事業をやってから雇用問題として、解放同盟を通じて何名和泉市の職員になっておるか。また欠員の場合は公募しているのか、それとも解同を通じて何名入れるという補充的なことをやってきたのかどうか、その点についても明快な御答弁を願いたい。

あわせて現在、課長以上の職員で55歳、来年退職される方がおるやに聞きますが、いままでに退職された方で市が何らかの形で再雇用しているというケースがあると思いますが、何名おりますか。今後課長以上でおやめになった場合さらに何人残そうとしているのか、あるいは残さないのか。残す場合にはどうする、残さない場合にはどうする。その辺の明快な基準、過去から振り返ってきちんとしたものをぜひともこの際、お答えを願いたいと思います。

あと固定資産税の問題いろいろございますが、同和行政についてはその辺にしておきます。

用地買収の問題出ておりますが、これは前にも質問いたしましたが光明池和田線の買収問題たしか御答弁では、9月4日がタイムリミットだ、それまでに買収できなかったら強制収用でいくんだという御答弁でございましたが、その後どうなっているのか。そしてこれは住宅公団からお金をもらっております。毎年繰り越してありますが、これ買収する場合にもらった金が不足する。買収した52年からもう4年たってますから、地価上昇その他から恐らくは私はアップしていると思うんです。その不足額は住宅公団から改めてもらってくるのかどうか。あるいは先にもらっておるから不足分は市が出すのか。そして、いつごろこれは仕上がるのか、その点もお答え願いたいと思っております。

次は、浸水対策でございますが、私の任んでおります府中町5丁目、公団のみたち団地でございますが、いよいよ仕上がってまいりまして、来年3月入居という予定でアドバルーンを上げて募集いたしました。ちょうど泉井上神社から国府の第2保育園へ行く道の中で、たった1メートル足らずの水路のみたち団地の雨水を全部吸収する。これは唄さんの前ですけれども、直角からちょっと角度はきついですね。そうすると、ここがあふれた場合には周辺に全部流れてしまうおそれがある。これは大変なものであろうと思っております。

そうしてこれが、宮さんのとこの水路を通して今度補正予算にも出ておりますが、清水改修これ真っすぐ行かない。カーブ切って当たっていきますから集中豪雨のときには必ずや溢水のおそれがあると見ております。しからば前に答弁もらっております桑畑水路ですね、これは横

尾川に流すといいますが、そう簡単にいくのかどうか。1メートル1本で果たしていけるのかどうか。われわれは地元でひっついておりますから、その対策については防御するようにちゃんとしますけれども、府中全体の浸水対策は十分やっていけるのかどうか。今度追加が出てますが、どの点を追加していくのか。

あと府中町周辺ですが、駅前の問題でございます。いよいよ自転車も満杯であっちこっち出てまいりました。満杯になったらあふれる、あふれたらどこへ持ってゆくのか。

それから国鉄の計画で車輛編成起こっておりますが、いずれこれは西へ行かないかん。そのときに公衆便所とタクシーの乗り場、最重点として確保できる体制をいまから詰めておるのかどうか。この点もお答え願いたい。

それから昭栄の跡地、これは開発公社で持って難儀しておりますが、開発公社独自で何ともできません。はっきりせんと、いつまでも持ち腐れ、市民からは非難的。この点について池田市長は明快な処理の仕方、利用の仕方を早く出してもらわないと困るということです。

それから府中周辺の細かい点でございますが、今福から市立体育館のところを通るその分の3メートルの歩道をいまつくっておりますが、私はずっと前にも指摘しましたが、泉大津では板原を含めてちゃんと堤防のところを舗装しております。こちら柳田橋のところからそこまではぜひ必要である。砂利を入れたら人が通りますしね。この点も府と相談してきちんと詰めて、舗装できるようにやってほしい、こう思っております。

それから警察の前から神谷の石屋のところですな、これも竹内建設やっています。いよいよ信号機をつけないかん。ところが、信号機をつけるについては場所の問題、買収の問題ですな。持ち主は泉南の府民センターの所長さんだと。私は府民センターという役職の方は住民の声を聞いてきちんとするもんやと思っておりますが、とにかく信号機の設置は若干の用地買収が要りますので、そこは市としてきちんと詰めてもらって早くやってもらいたい。いつできるのかということも明快にお答え願いたい。

非常に簡単でございますが、議長にお願いしますが、答弁のいかんではちょっと時間を……。

- 議長（藤原要馬君） 理事者答弁。
- 同和対策部長（橋本昭夫君） 直村議員さんの御質問の同和行政についてのうち行政差別、特に個人給付の関係、それから全体計画につきましては若干改良事業部所管の事業もございしますが、考え方を述べさせていただきたいと思います。

まず、第1点の個人給付の件で、55年度まで円満な形で支給をされてきた。しかし、56年度申請された全解連に所属される皆さんが未給付のままである。その主要な事情はどういうことであるか、という端的な御指摘でございますのでお答えを申し上げます。

議員さん御承知のとおり、同和対策の一環としていろいろの給付をやってまいっておりますが、これは、昭和26年に設立されました財団法人大阪府同和事業促進協議会と協議、協力してまいったというのが大阪府下各都市の経過でございます。

そういうことで現在本市では、たとえばいま問題になっております就学奨励金支給要綱で個人給付をやっておるわけでございますが、受給資格要件として要綱に定めておりますのは、原則として保護者及び本人が対象地域の住民であり、かつ市立—公立でございますが、公立の小中学校へ入学する児童生徒及び在学中の者、となっております。その中で申請手続を定めておりまして、その申請手続には、いわゆる府同促の指定する者を經由して教育長に提出していただく、ということになっております。この段階で、いわゆる府同促方式というもので、府同促和泉地区協議委員会の推薦を受けていただくということが、現在市の要件となっております。したがって、これは推薦を受けていただくということでございます。

ここで問題になっておりますのは、全解連の皆様方が主張されますのは、推薦基準の1つである要求者組合に加入すること、これがどうしても納得できない。この主張の根拠でございますが、要求者組合に加入する云々の件は、確かに浪速裁判の和解の中で一定の運動体として認めておるけれども、それは府下一円には及ばない。また、もう1つはよしんば要求者組合の価値を認めたとしても、実質的には解放同盟の下部組織であると私たちは考えておる。したがって加入できない。こういう主張でまいっていらっしゃると思います。

私どもとしましては、浪速裁判の和解につきましては、これは行政訴訟でございますから、その及ぶ範囲は大阪市にとどまらず、いわゆる府同促方式、市同促方式でとっております府全域に存するものというふうに理解をしております。そういうふうに御返事を申し上げておるわけでございますが、納得をしていただいております。

次に要求者組合が事実上の解放同盟の下部組織であるという御主張に対しては、要求者組合の規約は、確かに55年度まで、解放同盟支部の指導と援助を受ける、という規定がございましたが、規定が削除され、改正されまして地区協の援助を受ける、というふうに変わっているという実情を説明し、思想、信条の相違、あるいは所属団体の相違によって排除されるというような組織ではない、ということを御説明申し上げておりますが、何分まだまだ平行線でございます、申請者の皆様方の納得をいただけないわけでございます。そういうことでございまして、現在のところ、地元地区協議委員会の推薦のない段階でございまして、まだ留保という形になっております。

しかし、現実的な問題といたしまして、府下各都市いろいろな協議を進めておるのでございまして、本市におきまして、何とかそういう原理、原則をもとにして今後ともお話を進めて

まいりまして、1日も早い解決をいたしたいというのがわれわれの本心でございます。

それから、基本台帳の推移によりまして地区の特に幸三町に限って申しますと所帯数が減少しております。これは基本台帳の先生おっしゃっております数値は全くそのとおり正確でございますが、まあいろいろな事情があると思います。1つは結婚による分離。たまたま、まだ改良住宅等に入居する時期が到達していない地域にお住まいの方で、やむを得ず周辺の地区外で居を構えるというような条件等もございましょうし、いろいろなことがございますが、私どもが対象地域を環境改善するというのは何も住宅、道路、公園を整備するのみではなく、コミュニティとして円滑な町づくりを望むものでございます。

そういう意味からいろいろ工夫をこらしながら、おっしゃられましたように老年層の比重が高くなっているのを戻すという対策とか、あるいは子供たちがそこで住めるような住宅の確保とかいうものについて、今後とも検討を加えてまいりたいと思っております。とりあえずそれだけをお答え申し上げます。

○ 9番(直村静二君) 時間があったないのでポイントだけただしておきますが、昨年度のときにかなりこれは論争になって結局地区協の協議員、地元代表というのが、この前のときは幸町ですかの連長さんが、入っておられた。ところが、ことし2月にやめてはるんですね。そのときには、これは地区住民もらうもんやから当然もらえるわいということであったんですけども、解放同盟と話し合いしたのが、その結果やめてしまいはったんですね。と聞いておりますが、現在地区協の協議員、メンバーの人は連合とか町会とかの代表は入っていないと思います。入っている名前は解放同盟の執行委員だけだと、こう思っておりますが、再度その点お答え願えますか。

○ 同和対策部長(橋本昭夫君) 地元協議員さんは3名でございまして、結果的には先生おっしゃっているとおり、橋本さん、西口さん、阪田さんでございます。

○ 9番(直村静二君) そうすると、地区協といってもね、地区協と話をしているのと違うわけです。地域代表と話をしているのと違うわけや。解放同盟の幹部と話をしているんだ。そこが、「あかん」と言うたら、あかんということになる。府同促といいましてもね、それは幸のような多数の住民のおところの解同やなかったらいかんというようなことでは救われないではないかと。選挙して選ばれたわけやし。そうでしょう。

この点では市長、地区協の選び方こういうことであれば、せっかく連長さんが入ってくれても途中でやめてしまいはる。まだその手当てもしてないということではね、それじゃ、こういうところから排除された人はだれに言うていくねん。解同の言うことしかあかんということやったら、地区協として地元代表でだれか入れといてもろとかんとですな、解同の幹部に相談

したかて、「あかん」と言われてうちへ入れ、それやったら受けられると、そんな規則、法律があるかということです。それはきちんとやっばりね……。私は予算委員会その他ですよ、公正に支給するために地区協をつくっているんだ、今度からちゃんとしますという答えだった。それが逆でやらないじゃないですか。

それといま同対部長が答弁した中で、要求組合並びに浪速の訴訟問題これを府下一円だと言いますが、私の調査の結果では堺市、吹田市、箕面、蛇草、富田林、羽曳野、泉佐野、貝塚、これは何も要求組合に入らなくたって支給されてます。その他にも若干寝屋川……。で、大阪市は要求組合に入れ、入ったと。それでもまだ金出してない。こういう情報も入ってます。あなたの答弁聞いておったら、大阪府下は皆入らな出されへんということになる。あなたの答弁なら。出ているとこどないすんねん。それでも和泉市民を差別するのかと。大阪府下一円というたらね堺も、吹田も箕面も要求組合に入らんと出ているのをどないすんねん。事は大阪の浪速裁判やったけども、大阪府下一円というからね、一元の中で支給してるとこどないしまんねん。組合に入らなくて支給してるとこ。

市長、いまの部長の答弁やったら大阪府下一円と。皆要求組合に入っておるのか。入らなくて支給されている。そんなら和泉市だけが……。いま支給されてない地区としては、郡部では和泉市と池田市、この2つや。そんなつまらんことない。この点は早急に実態に即して、どの市にも遠慮せん地区住民については等しくやっていくということでお……。。

あえて市長に聞きますが支給したらこれ部落解放になれへんのか、支給したら憲法違反になるのか、その点はっきり答えなさい。あなたは市長選挙で、「明るい公正な同和行政」いうて、ものすごいドラマイてやった。これどこが明るい公正な同和行政ですか。しかも、地区協をこしらえて公正に支給したというから間違いないかと。これやったらあかんがな。私、先ほど言いましたように会館でも解放会館と違いますがな。解同会館になってる。この点についてはまた後で言いますけどね、これもひとつよく頭の中に入れて善処方、解決方をお願いしておきます。

- 同和対策部理事（生田 稔君） 解放総合センターの地区住民の使用申し込みを断わったという事の御質問に対して、解放総合センター所長の生田から御答弁申し上げます。去る12月1日に事実、全解連さんから申し込みを受けました。その実情といたしまして私どもは運営委員会という形の中で諮問していただくべく、日程調整ということもございまして12月10日に御回答を申し上げるという実情でございました。

しかしながら、その運営委員会の日程という形の中で余りにも日の短かさ、えらいおこがましい答弁になりますけれども、その間、鋭意運営委員会の日程につきまして調整させていただいたわけでございますが、非常に時期的にはあしく、まことに申しわけなかったですが、調整

ができず、したがって私共、事務的段階におきましていかに苦慮したかということでございます。

しかし、この問題は単にこうだということではなしに、いわゆる大阪府下一円のことでございます。また、従来から市の方針といたしましても行政間の問題、また社会的に認知されたというふうな言い方になりますけれども、協力団体を窓口としてまいってきたところでございます。また大きく申しますと大阪府におきましてもそういった原則の中で行政が行われてまいっておるということでございます。

このことから、府下一円市町村という形の中で私ども調査させていただく中では、許可された事例もいまのところございませんでしたので、まことに実情に沿わない点もございましたけれども、それに私どもの段階といたしまして運営委員会に諮問できなかったという問題もございます。したがって、御回答といたしまして他の施設の利用をお願いしてきたというのが実情でございます、どうかよろしく願い申し上げます。

- 9番(直村静二君) 議長ね、これ聞いておって腹立ってしょうがない。1つのことを言いますと、解放センター運営委員会というのは、私の記憶によるとね今回私ははしくも同対部の特別委員会の委員長を仰せつかっております。公明党さんの厚生文教委員長の赤坂さんも委員になっておられます。で、いまの答弁を聞いておったら、いや運営委員会の日程の調整がどうだとかいうけど、わしに何にも相談なかったよ。どこで苦慮したのか。12月の初めにならしておって、きょうは19日や。それまで……。じゃ私違うんですな。一言も聞いてないですよ。議会の軽視と違うんですか、あんたの答弁は。その点はっきりしてよ。
- 同和対策部理事(生田 稔君) 直村議員さんのおっしゃることに對しましては、前段で運営委員長と運営の日程を定めまして、その中で全体的な問題として取り扱っていくのが順当だと存じておりますので、まずは委員長段階で一応日程調整の中で調整ができなかったということでございますので、よろしくお願い申し上げます。
- 9番(直村静二君) 議会が始まって一般質問で私が言うてああいう一般質問の答えしか出てこない。その間にわかっているんじゃないんですか。たとえわれわれにしろ出てね、議会の中から出てますがな。われわれ委員になってるでしょ。それになんで話を……。じゃ解放センターの運営委員長でだれやねん。
- 同和対策部理事(生田 稔君) 運営委員長は西口光氏でございます。
- 9番(直村静二君) 解放同盟の執行委員。
- 同和対策部理事(生田 稔君) 執行委員です。
- 9番(直村静二君) そうしたらね、解放同盟の執行委員だけで決めんと、相談して……。そこであかんと言われたら議会もペアや委員だってペアや。そういうことは行政の主体制がないというんです。

議会を軽視している。無視している。

それでもう1つあなたの答弁は協力してくれる団体認知で、そんな言い方ありませんよ。国民的課題とか市民全部が言うているのに、認知してるなんて……。これも改めて訂正してもらいたい。

それから同和地区外に解放センターは建っているんですね。同和対象地区外に。池田市長は着工のときにほんとに広く市民に使っていただくと言うたんです。それが実際建ってしまったら使わさない。それから大阪府下というけれども、大阪府下で貸したとこないから、和泉市も貸さへんと、こういう論法での答弁ですけどね、どんな調べ方をしたんか。ちゃんと貸してるところありますよ。あんた大阪府下全部貸した覚えがないというんなら1カ所でも貸したところあったら貸すか。その点答弁しなさい。

○ 同和対策部理事(生田 稔君) そういった形の意味ではございませんで、従来市の方針として協力団体を窓口としてきたということでございまして、また大阪府もそういう原則にのっとったと。そういうことからしまして、府下の事例も近隣の堺も調査させていただき、また他の施設も全部調査させていただいた中での問題で御答弁させていただきました。

○ 9番(直村静二君) 議長ね、議長は長年同対の委員長をやっておってよくわかっていると思うんですが、よその言うことというたら……。大阪府下全体で30何ほ衛生都市がありますからね、何ほ聞いても、どうしてますとか、どないやとか言わんともありますよ。この前の尾道の答弁と一緒に。それぞれの市はそれぞれの市で独自でやっているんですよ。貸しているところがあるんです、ちゃんと。さっきの要求組合に入ってなくても出ているとあるんですわ。そんなわがとこの市のことをよそに一々詳しく言いませんよ。これでは市長、あなたが行政の主体性を持ってやると言い切ったことが、1つもこれ実現してないじゃないですか。この点強く反省を求めておきますし、いまの答弁では私は納得できない。

早急にこれ解放センターの運営委員会を開いてもらって……。今度のははっきりしてますね。私は貸せということですよ。それで貸さないという人があるとするわな。これ採決ありますよ。運営委員会、貸す・貸さんの採決をとるといような不細工なことをするんですか。市長、そんな不細工なことにならんように……。

これ思想、信条は自由ですよ。団体、結社は自由ですよ。何も解同の言いなりになったような形ですよ、解放会館を解放同盟以外の団体が使ったかて、破ったり、けったり、支配したりどないしたりね、そんなことしまへんがな。使用料を払ってやるんでしょ。しかも使わしてほしいんでしょ。そこのとこ、現実の是正方を市長はできると思うがな。

相談は何ほしてもええというんですよ。相談してもね、ここから先は市の行政の責任やから

あかんよという、これがなければ、明るい公正な同和行政というあなたの公約が実現できないやないですか。広く見て、こういう主張をしているのは共産党議員団だけや、あとの人は遠慮してくれているんや、わかっているんやと。まあどない思うてるか知りませんよ。そんな問題じゃないじゃないですか、これは。

市長は常々口では、民主市政、地方自治の本旨とおっしゃっているんですからね。解放同盟の人かて、池田市長は民主的な人や、ちゃんと公正にやる人やということになっているんやから、たてまえどおりにやってくださいよ。相談は何ほでもします。しかし、こういう施設は市の主体性でやります。市が責任を持ってちゃんとやりますよということをやってもらいたい。その点の市長の答弁だけを求めて、次に行ってください。

- 市長（池田忠雄君） 個人給付の問題、あるいは解放総合センターの利用の問題いろいろと御指摘をいただいてまいりました。問題はセンターの利用、運営協議会を各界代表で構成をしていただいておりますが、むずかしい問題についてはそこに御諮問を申し上げているというのが実態でございます。

解放総合センターという名が示しますように、市営物件でございますけれども、部落解放のメッカとして、あるいは同和行政推進の1つのメッカとしての役割りが条例であるわけでございまして、政党関連の御使用という問題については、継続的に審議をしていこうじゃないかという従来の線がございまして、そういう中で現時点こういうことに相なったんだと、このようにセンターの所長からも説明をさしていただいていると思うわけでございます。議員さんも今度は同対委員長としてお世話でございますが、センターの運営に入らせていただいているわけでございますが、近くまたセンターの運協が開かれる中で、こうした問題の解決につきましているいろいろと御意見をいただいてやっていかなきゃならん、このように存じております。

同対部長から御答弁をさしていただいておりますが、そうした中で食い違い等いろいろあるわけでございますが、今後の運営の中で私たちにいろいろと検討しながら解決を図ってまいらなきゃならん問題もございまして、今後とも私たちとしても検討を重ねて善処をいたしてまいりたい、このように存じております。よろしくお願い申し上げます。

- 9番（直村静二君） 意見だけちょっと。前に1遍、「貸さんのか」と言うたら、「とにかく1遍出してください」ということで出して、あかなんだでしょう。これ3回目ですね。私言っているのは。

それと今度同対部長ですが、磯村英一会長さん答申出してますけども、同和施策についても公平な扱いをせよということが基本として出ておりますね。出ているのは初めからあたりまえのことやけどもね。そんなこと言われるまでもなく、早くきちっとやっていただきたい。また大

阪府の同対関係でいろいろと交渉の結果、やっぱり府同促に欠陥があるということも明確に理事者は言うているんやからね。これは言わざるを得なくなっておる。その点も踏んまえて同対部長しっかりね、公正な立場で主体性を持ってやるように、これは市長と同対部長両方とも言うとかわ。

次に、幸小の分について。これね、実態をつかんでないんじゅないですか。つまり子供さんが減ってきますわな。はたちから40才代の人が減ってきております。結婚でとかなんとか言うけどね。改良住宅で社会資本投下したらあと出ていくと。

で、私が言っているのはね、小学校へ行くときには、よそへ、ちょっとアパートへ行くわけです。で、帰ってくる人もいますよ。行って今度高校へ行くときにまたいただくと。そういう継続性がないというか、一貫性がないというか、その点について教育条件の整備が……。給付金についても何らかの形で変動していくんですから。それも一般の地区住民であれば、これはまあどうということもないけども、れっきとした解放同盟の幹部さんであるんだということも聞いておりますのでね、それやったら困るやないかと。

たまたま移転の自由ということをお願いしておきましたが、執行委員さんの中にも伯太町におれば緑ヶ丘にもおればいろいろいますから、やむを得んと思えますけれども、どないしても幸小をきちんとしてほしいという願いがあるわけですね。それには、いまのような窓口1本、行政の私物化ね。狭山裁判のときには、あこへたまり打つ、ゼッケンをつけさすどうのこうのと、そんなことしとったらよけ来てくえへんのと違うか、という声も私聞いておりますのでね。

やっぱり教育には親は必死ですからね。成長期の子供に合わせたような教育条件の整備という点で、幸小の問題は、いずれ委員会なりで私は取り上げていきたいと思っておりますが、これは地元PTAもごさいますのでね、私が質問したからどうのこうのやなしに、その点を踏まえて整備するような方向を次回の委員会のときには出してもらおうよう要望しておきます。

○ 議長（藤原要馬君） 次。

○ 改良事業部長（西川武雄君） 全体計画の問題でございまして、改良事業部の西川からお答え申し上げます。

住宅地区改良法に基づきます地区指定区域につきましては42,366平米でございまして、地区指定を受ける時点におきまして住宅の必要戸数等を事業計画として上げておるわけでございまして、住宅建設戸数は1,642戸でございまして、昭和55年度までに建設いたしました戸数は856戸でございまして、56年の建設計画といたしまして現在予算で御議決いただきました戸数は94戸でございまして、56年度計画どおり実施いたしまして、950戸の建設が終わるわけでございまして、あと残り692戸につきましては残事業として残ってくるわけでございまして。

先ほど御質問の中に、全体事業計画の見直しという御質問がございましたが、住宅改良法に基づきます地区指定の事業認可期限につきましてもあと2カ年、58年度で終わりでございます。それから残事業量の問題につきましては当然51年の10月に意識調査または地区内実態調査を実施いたしております。これらを踏んまえて近いうちに実態調査を実施いたしまして事業計画の見直しと申しますか、それらのことを当然考えていくべきである、というふうに考えておるわけでございます。

- 9番(直村静二君) 和泉市の地区改良住宅の計画はたしか57年度までの計算できたと思います。それでいくと58年の3月で一応終わる。あとはほぼ700戸残っていく。それを2年でやる。そんな計画できないことはわかっているわね。それが1つ。

それから改良住宅の建て方の問題で、結局所帯数が330減っていくわけでしょう。これの計算しても数字は下がっていく。その点で当然、これの見直しが必要だと思うんですね。改良事業部長の答弁ですけれども、私の推察では、58年の3月までいま答弁された方はおらなくなると、こう思っているんですがね。市長、これは議会の答弁ですからね、後々やはり責任を持っていってもらうのは市長やと思うんで……。

この点について私があえて問うのは、こういうやり方が実際に部落解放に役立っているのかどうか。建物はできますよ。しかしあんた、地区住民はどんどん出ていかなあかん。そして数が減ってくる。そうすると幸地区周辺、つまりドーナツ現象的なことになってくるんじゃないか私が指摘したように、新しい同和地区の拡散という形になってしまうわけで、結局一定の手直しが必要であろうと。

最近では自民党筋でも、「同和」という言葉はやめとこ、同和というたら部落や、官製用語差別用語やから改めよかと、こういうようなことも言うているんでね。それはこれからの問題でもございますけれども。

改良住宅のやり方が結局解同住宅になってしまっている。全体の環境整備という点では、こんな計画は非常にむちゃやったということと、人口減少、ドーナツ現象的になっている。そうしたら対象地区を広げないかんということになってきますんでね。果たしていままでやってきたことが真の部落解放になっているのかどうか。どこへ行かれようとそれは自由やしね、やはり心の問題というんですか、啓蒙の問題ですか、そして国民的融合というんですか、そういうふうになっていってこそ解消できるんであってね。どこかでいつでも線を引っぱらないかんということではいけない。地区が栄えていくというそのための改良住宅ではないかというふうに思うんです。私の知っている人でも大分出ていってますわね、地区外に。

市長、いてはったかどうか知らんけれども、地元選出の松尾千代一議員さんいてはりました

な。この人が私の横において、うなっていましたやろ。妙な同和行政やってもろたら困る、よそから何ぼでも入ってくる。おる者は出ていかないかんと。私はいまにしてそのことが頭に思い出すんです。公正な同和行政、地区住民の納得のゆく、介入なしのね。融合できるようなものにしてもらわんといかんのやないか。解放同盟とばかり約束して、解放同盟が首を横へ振ったら何もできないというようなことでは、市の行政はいかんだらうと。

数字その他改良事業の問題については、部長、いずれ特別委員会があると思いますからね、そのときにきちんと残事業計画を出していただくということを要望しておきます。

○ 議長（藤原要馬君） 次。

○ 人事部長（稲田順三君） 人事問題につきまして人事課長お答え申し上げます。

まず、今回の55歳の退職者の対象者ですけれども、25名おります。そのうち20年以上いわゆる共済年金のついておる方は14名でございます。この問題につきましては今月の23日に退職者の予定説明会を行う予定でございますので、現段階では本人の意思確認は全く得ておりませんので、よろしく御理解賜りたい、こう思っております。

また、今後の長期対応の問題でございますけれども、現段階では定年制も施行されておらないということで、退職は本人の自由意思に基づくものというわけでございますけれども、人事当局といたしましては、退職促進を図るという立場をいままでも堅持してきましたし、その考え方に立ってできる限り本人の意思を尊重する中で退職を促進していきたいという立場で、非常勤の補助勤という申し出がありましたら慎重に検討していきたい、こういう立場に立っております。

また期限の問題でございますけれども、何年間の再雇用だという期限の問題につきましては、現在ははっきりいたしておりませんけれども、今後明確な基準をもって対応していかざるを得ない、このように考えておるわけでございます。

それから、退職者の非常勤の嘱託員。現在までで退職して非常勤に位置づけいたしております職員は10名でございます。それから支部の非常勤の関係につきましては、現在13名でございます。

それから地域内施設における現業職員の退職職員の欠員補充につきましては、就労対策という関係上、現在までも限定公募という位置づけをしまいりましたし、今後もこの方針でいきたい、このように考えておりますので、よろしく御理解願いたいと思います。

○ 9番（直村静二君） 答弁漏れがあったんでお聞きしておきますが、支部の非常勤関係が、13名。で、現業ですが、欠員があった場合には、補充ということで解同とまた話をして入れていくという、同対事業をやってからいままで何人雇用したか、その答弁を……。

○ 人事課長（稲田順三君） この問題につきましては、現在手元に資料を持ち合わせておりませんので、いまの段階ではきっちりした報告はできませんので、よろしく御理解願いたいと思います。

○ 9番（直村静二君） その件につきましては、いずれまた委員会がありますけれども、55歳以上の方は本人の意思次第だというふうにも受けとめられるし、しかし、理事者としてはやめるのを推奨していくという形で、課長以上については残る人があるのかないのか。これも本人の意思次第で、残りたいと言えば残すということですか。現在、25名ありますが、課長以上は一応55歳ということで線引いてますわね。いまの答弁では、いままで意思確認はしてませんと。今度23日にやるというんでしょ。そのときに残りたいと言えば残すのか。その辺のちょっと詰めが……。

○ 参与（西川喜久君） 先ほど人事課長からお答えいたしましたように、ことし満55歳で、25名が該当者となっております。そのうち年金資格者は14名ですが、その中で課長職以上で退職者は3名でございますので、これは、あくまでも満55歳でおやめになる場合は、優遇条例を適用された中でやめていただく。いま直村議員さんがおっしゃっているように、あくまでも本人の意思でございますので、そのまま継続してやめずにおるということになれば、いままでからの例で補職を外さしていただいて勤めていただく、というのがいままでやってきた例でございますので、その点御承知願いたいと思います。

○ 9番（直村静二君） ちょっと聞き漏らしたんやけど、何職……。課長以上の場合には。

○ 参与（西川喜久君） 課長、部長、次長ということではなくしてですね、係長以上主査を交えて、補職と呼んでいるんですけども、肩書でございます。

○ 9番（直村静二君） どんな字。

○ 参与（西川喜久君） 「補職」でございます。

○ 9番（直村静二君） ああ、補職。汚職と聞いたから、おかしいこと言うなあ思って。

ということは格下げ、平になればいつまでもということですね。国会通ってますけどね、60歳。しかし、いままでの例としてはあんまり耳にしてないですね。

私、特に聞いておきたかったのは、60歳というのは一面通ってますからね。55歳というのは若いし、再就職ということで第二の人生。しかし、こういう小さい市やから天下り先もない。その点でどういうふうに対処されるのかなと……。その問題も出てくる。それを通り一遍のいままでのような答弁ではいかんのかなと……。課長職以上は8人やから、その3人の方にどういうふうに対処されるのか、市長の手腕を見ていきたい、こう思って……。

片方の同和関連については、これうまいことなってるまんま。増減なしで、欠員になったら補充ということで、ちゃんとパイプついているわけですね。一定の年齢越えても、本人がおやめ

になるまでは行くわけやね。現業やから、60になっても70になってもね。やめてもらおうと思っても、上から言うんやなしに、本人の意思。それで初めて1人空くと。そういうふうに特定の団体にお任せして人事をやるというようなことでのいいのか、ということですわね。

知らん間に24名が13名になってるけども、13というのは変わらないということですよ。現業の分を全部入れてですよ。これも明快な基準を市長つくってもうとかんと……。1人やめた、次若い人、入れますよと解放同盟でおっしゃる。はい、と。試験いうたって、ていさだけの試験ですわな。落としてみたい、えらいこっちゃ。ということになって、それも相談せないかん。一方、市の職員については採用の面は狭いし、公募になってますわね。それが、どうもなかつても数が決まっているんだというようなことではね……。もう少し違った形の採用対策が出てこんどですわね、市役所へ入れたらええわというようなことではちょっと納得しかねるんやね。この点も公正にきちんと1つの基準をつくってもらいたいということを申し上げておきます。

市長よろしいか。私の質問できょうは大分仕事が肩にかかってきたやろ。その点念を押しておきます。

○ 議長（藤原要馬君） 次。

○ 建設部次長（吉田日出男君） 建設関係行政につきまして建設部次長吉田がお答え申し上げます。

まず、光明池和田線についてでございますが、9月4日がタイムリミットということでお答え申し上げたわけでございますが、この日をめどに8月末をもちまして地元の方々の協力を得まして権利者の方の承諾を賜ったわけでございます。この路線の中に権利者が4名ございまして、1名はすでに承諾済みでございますが、その中の1人の方で、すみ切りで用地がかかる権利者との間に、その田への水の取り入れ口が従来からいろいろ問題がございまして、水口の整備等もろもろの問題がございましたので、今日になった次第でございます。去る10月11日に地元の方々の御協力をいただく中で解決ができましたので、現在、3名の権利者とは本年中に工事の契約の運びとなっております。

また、その後の土地の値上がり等によります差額につきましては、従来から公団と協議してまいっておるところでございますが、最終総額が決まりかねておりましたけれども今日の時点でその総額も決まっておりますので、最終協議を行ってまいりたいと考えております。用地費のみ従来繰り越してまいっておりますが、工事費につきましては別途話がすでにできておりますので、できますれば5年度早々に工事に取りかかってまいりたいと考えております。

次に、2点目の浸水対策についてでございますが、みたち山団地に関連いたします排水関係

につきまして現在の水路は幅約1メートル、深さが67センチから80センチでございますがこれらの幅については狭い個所について30センチ程度の拡幅も考えている個所がございます。全般につきましては、地元町会等の方と協議をしながら、深さを1メートル30センチで計画を行っております。また、カーブのきつい個所につきましては技術的に可能な範囲でカーブを緩くしながら流速を速めるように考えております。

なお、清水水路に合流いたします合流点につきましては下流に向けて取りつけて流れがなじむように考えておりますので、まず、特殊な豪雨がない限り浸水は免れるのではないかと考えておる次第でございます。

また、桑畑水路への改修につきましては今後の開発等を見ながら、その時点で地元等と協議をしながら検討してまいりたいと考えております。

- 9番(直村静二君) 「時間が来ているよ」というのが来たから、できるだけ早くやります。議運の方にもお願いしたいんですが、答弁を抜いてやってくれたら大分……。

光明池和田線については、9月4日がタイムリミットで、8月末に何とか買収に応じていただいたと。あとはすみ切りその他の関係だということで、これはわかりました。それで問題の用地費ですね。これは最終買収したときの価格が出てきて公団に申し入れたらすこっと出る。あわせて造成工事、これも出る、というふうに確認してよろしいですか。

- 建設部次長(吉田日出男君) はい、結構です。
- 9番(直村静二君) ということは、つまりいかほどになろうと公団が全部持ちますからという協定はできてあるから、心配ないということですね。
- 建設部次長(吉田日出男君) 全額についての協定はまだ完璧にはできておりませんので、その協議を今後やっていきたいと考えております。
- 9番(直村静二君) だから、何ほふえようと、最初から公団に持ってもらえるということやったら話は楽やなと。遠慮せんといけるけども、後でそれが不足するんやったら、ちょっといかなど。もう5年から4年たつんやからね。その点で公団もきちっとなにしてもらうという確認だけしておったら、理事者の方も楽やと思いますからね。それだけです。

それから、これは議案の方にも関連したんですけれど、清水改修路ふえてますね。これは、いまの30センチ拡幅するかそんなんを含めてふえたということですか。

- 建設部次長(吉田日出男君) はい。
- 9番(直村静二君) これ公団2千万円しかくれへんかったんと違うの。全部もらえますんか。
- 建設部次長(吉田日出男君) 全額いただいております。

○ 9番(直村静二君) 当初2千万ということだったでしょう。で、もう設計出すわけでしょ。そのときに追加ということで3千8百万円になってますやろ。それは拡幅のためにふえたのかまた、きついカーブをやわらかくするためにふえたのか、そのふえた理由は何かとぼくは一般質問のときに言うてあるからね。ふえた理由ですな。

○ 建設部次長(吉田日出男君) 予備設計の段階で2千万をいただいております、実施設計の段階で高くなっております。

○ 9番(直村静二君) もう少し詰めておきますがね。ほんま、これ各議員さん見てもろたらわかるんですが、唄さんの前のあの1メートルのとこ、どないして出てくるのかと思ってね。あれは一定の水路になると全部1カ所に出てくるよ。あこしかないんやから。恐らくのみ込まないという問題があるんですね。真っすぐに行かないでしょう。どーんと直角の……。あこであふれたら周辺にいくからね。その点ぼくは数量的に自信ないんですわ。

ことしはおかげさんでそんなにごっつい雨なかったからあれですけど。どないしても心配なんで、1遍これは公団に詰めて、データー出してよ。何ぼまで大丈夫だというのを。これ下へ行くほどようのまんからね。ここで何ぼ間違いありませんという返事をもらっても、退職したらしまいやしね、次の人は、「さあ」と……。まあそんなことはともかくとして、ほんまに心配してますんでね。住民、われわれ議員にも納得できるように、公団に言うて、大丈夫かということですね。

これは端的に言うてね、私の家の前は出てくるんですわ、水。ちょうどこうなって勾配ついてますねん、真ん中から。一定の水量が上がってくると全部あふれる。そうしたら森田の倉庫のとこ絶対入りませんわ。こういう問題は歯どめしておいてもらわないかんと思うけどね。同じ1本のとこに浄化槽も持ってくるんでしょ。その点はよく公団にもね、専門の立場から見て浸水のないような形で処理してほしいということです。

○ 議長(藤原要馬君) 次。

○ 産業衛生部次長(角谷泰夫君) 府中駅前対策等について産衛次長角谷からお答え申し上げます。

和泉府中駅前の自転車駐車場の満杯対策については、基本的には、国鉄の用地内で高層事業による方法を採用してまいりたいと考えております。当面は、最近開店された民営の自転車預かり店等と既存の民営の店の協力を得て対処してまいりたいと考えております。事実、1日900台、多いときには千台近いという自転車駐車の実績が出てまいっておりますので、そういうことも考えて、十二分に連携をとって進めてまいりたいと考えております。

それから和泉府中駅前周辺の整備のうち、国鉄用地に関連する部分については、当初から駅構

内の整備工事完了後となってございますが、国鉄側の事情により当初予定から大幅におくれています。しかし、その後も市長以下建設部も含めまして何回かの協議を重ねてまいっております。最近では国鉄との協議では、57年10月以降の完了予定というようなことも聞いておりますけれども、今後も精力的に協議を重ねてまいりまして、国鉄の工事完了即市の要望してまいっております事項のこれら工事に着手できるよう精力的に努めてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願ひ申し上げます。

- 建設部次長（吉田日出男君） あと3点ほど私の方に関連がございますのでお答え申し上げます。

昭栄の跡地開発についてでございますが、今日の時点では具体的な計画がございませんので、できるだけ早い時点で再開発の計画を樹立してまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解をお願ひ申し上げます。

次に、槇尾川の堤防整備でございますが、青少年ホームから泉南線までの間約300メートルでございますが、この点につきましては、歩行者道として舗装整備ができるように河川管理者でございます大阪府と協議をしながら前向きに検討してまいりたいと考えております。

次に泉大津阪本線と小栗街道との交差点の信号設置につきましては十分理解しておりますのでございまして、権利者とはすでに交渉中でございます。用地買収ができ次第工事に取りかかってまいりたく、なお関係機関と協議を重ねてまいりたいと考えております。

- 9番（直村静二君） こんな来てますからね、はよう終わりたいと思います。

満杯になったときには自転車置き場は高層にするんですね。そうですね。それは57年度以降になるということですね。それまでの間は民間にお願いするということですけど、これは公衆便所も、タクシー乗り場もきちっとセットで十分詰めてもろとかなないと……。私は1個ぐらい抜けるんと違うかと心配するんです。その点は抜けないように。

また、国鉄も赤字再建で金がほしいからね。借地料を上げてくれとか、わがとこで共済会で何かするとか言うてきたら市はバックする。そうやなしに、この話は最初からつけてあるといううことで、バックせんようにしてもらいたいということですよ。

それから昭栄の跡地は浸水対策のところで、大鉄工業がやってあのときに車を置いてえらい間に合うたけどね。そういうことがなかったら、あれはそのままほったらかしやということですよ。で、吉田次長の答えていいんですけどね。この重要な問題をなるべく早く処理したいと言うけど、あんたから聞いてもすぐ処理するように思えないんでね。理事長であり市長であるところからきちっと答弁しておいてもらわんとね……。

調査しっ放しやわ、アンケートをなにして、それがあんたいつのめどやわからんのでしょ。

ここ半年や1年でどないもなりませんわな。昭栄の跡地何とか早期にと言うてるけど、何か腹案があって、それを含んで言っているのかどうかですね。これは市長の方から答弁をしてもらわんと困る。

あれ再開発がらみでしょ。で、任民のアンケートもとったわけでしょ。何らかの会議を開くなりして、ちゃんとせんと……。そのためのものでしょうが。近所の人かて何かしようと思っても、利用させてほしいと思っても市の態度がふらふらではどないもでけへんというようなこともあるんでね。開発がらみでこうしますと、一定の年限をつけてきちんとせんと開発公社も困るやないですか。市の財産ですからね。売るのが、市でやるのか、これは市長から答えてもらわんと……。次長のお答えでは含みがないみたいな答弁ですからね。何らかの形でできそうというんではね。

- 市長（池田忠雄君） いろいろ御心労をいただいて御指摘をいただいておりますが、われわれといたしましても、まあむずかしい問題ではございますけれども、過密地帯の府中駅の東側駅から泉南線あるいは泉大津粉河線、駅前商店街、この間が非常に過密でございますので、何とか再開発の計画は進めなければならんとは存じております。そのためのいろいろと検討を命じているのが実態でございます。御指摘ももっともでございますが、困難な事業でございますけれども、再開発計画の実現ということを期して今後ともやってみりたい、このように存じております。よろしく申し上げます。

- 9番（直村静二君） もう時間がないので終わりますが、信号機については、泉南の偉いさんやから話がつくと思いますので、期待しておきます。

府中方面について力を入れているのは、何も私1人やなしに各議員さんみんなだと思っておりますよ。和泉市の表玄関ですからね。きちんとした舗装もせないかんし。ある所は金取ってやってるらしいけど。きちんと舗装することはええこっちゃから。もう1つは、和泉中の前の建設やっていますが、早いことドッキングさせて浸水対策が解消することを要望しておきます。まだ2、3ございますが、特に同和問題については委員会でも十分審議して、市長はそれまでにきちんとした答えを持ってくるということを要望しておきます。この辺で終わります。

- 議長（藤原要馬君） お諮りいたします。

本日はこれにて散会したいと思います。御異議ありませんか。

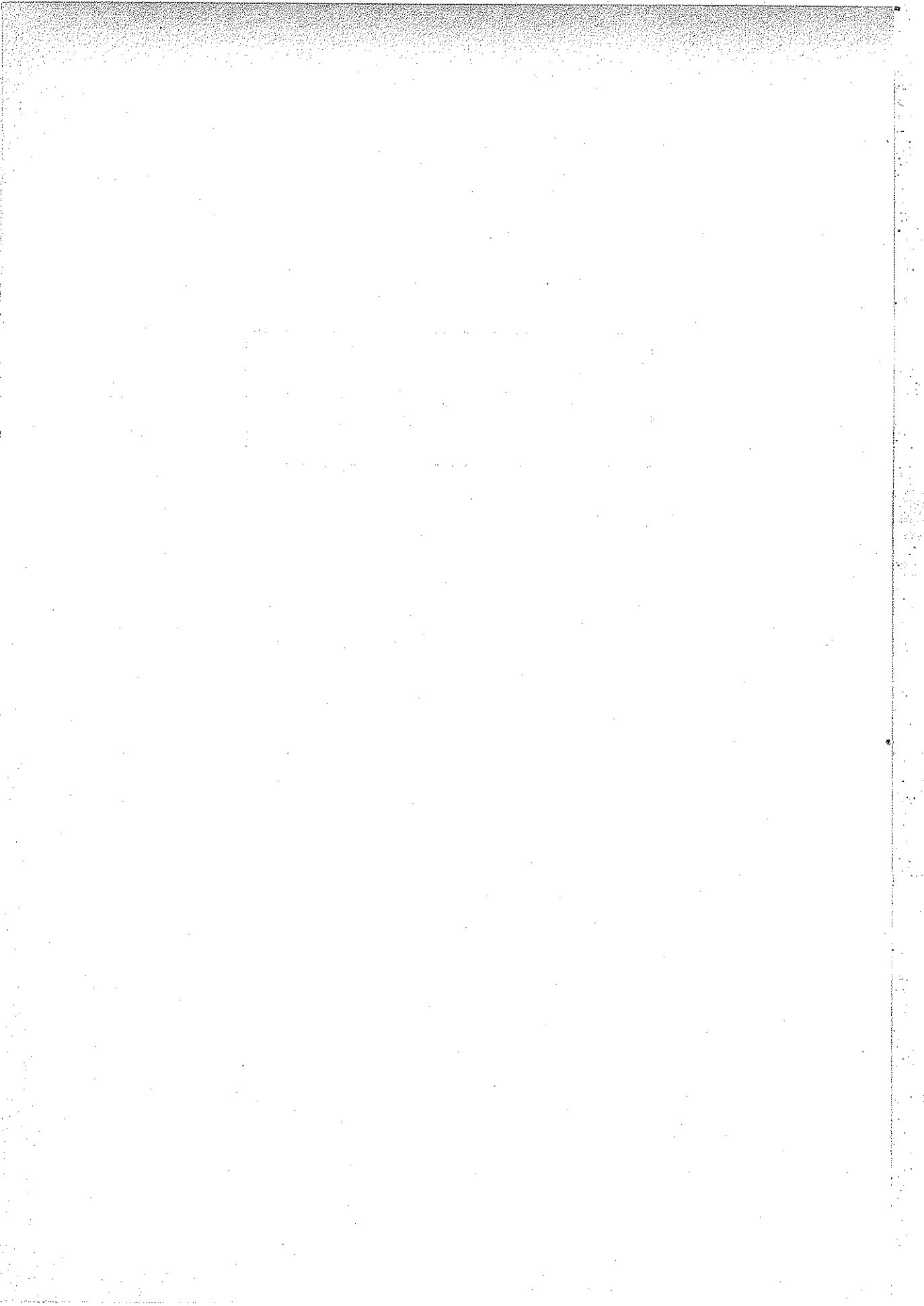
（「異議なし」と叫ぶ者あり）

御異議ないようでありますので、よって本日はこれにて散会いたします。

なお、明日も一般質問を続けますので、定刻に御参集くださいますようお願い申し上げます。

（午後4時35分散会）

第 2 日



昭和56年12月16日午前10時和泉市議会第4回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(25名)

1番 若 浜 記久男 君	17番 橋 本 佳 行 君
2番 竹 内 修 一 君	18番 松 尾 孝 明 君
5番 田 中 包 治 君	19番 大 谷 昌 幸 君
6番 三 井 正 光 君	20番 出 原 平 男 君
7番 勝 部 津喜枝 君	21番 池 辺 秀 夫 君
8番 原 重 樹 君	22番 飯 坂 楠 次 君
9番 直 村 静 二 君	23番 田 中 昭 一 君
10番 天 堀 博 君	25番 奥 村 圭一郎 君
11番 成 田 秀 益 君	26番 仁 井 明 君
12番 横 田 憲治郎 君	27番 柳 瀬 美 樹 君
13番 並 河 道 雄 君	28番 貝 淵 博 治 君
15番 穴 瀬 克 己 君	29番 藤 原 要 馬 君
16番 赤 阪 和 見 君	

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

職 名	氏 名	職 名	氏 名
市長	池 田 忠 雄	市民部次長兼 福祉事務部長	中 川 鉄 也
助 役	坂 口 禮之助	産業衛生部長	広 岡 史 郎
収入役	中 塚 白	産業衛生部次長 (商工担当)	角 谷 泰 夫
兼市長公室 参事事務取扱	西 川 喜 久	建設部長	青 木 孝 之
参 事	林 德 次	建設部次長兼 土木課長事務取扱	逢 野 一 郎
秘書広報課長	石 本 博 信	都市整備部長	吉 田 日 出 男
財 務 部 長	麻 生 和 義	都市整備部理事	浅 井 隆 介
財 務 部 次 長	北 野 敦 雄	都市整備部次長	西 川 武 道
財 政 課 長	大 塚 孝 之	改良事業部長	萩 本 啓 介
同和対策部長	橋 本 昭 夫	改良事業部次長	西 川 武 雄
同和対策部理事兼 解放センター所長事務取扱	生 田 稔	病 院 長	前 田 守 正
市 民 部 長	富 田 宏 之		竹 林 淳

職 名	氏 名	職 名	氏 名
病院事務局長	内田 繁	管理部次長	逢野 博之
病院事務局次長	藤原 光夫	指導部長	高橋 貞良
水道部長	田中 稔	指導部次長	竹田 明郎
会計課長	赤田 倚信	指導部次長	明坂 貞士
消防長	松村 吉堯	選挙管理委員会委員長	味谷 日吉
消防本部次長兼消防署長	湯川 行夫	選挙管理委員会事務局長	農端 小一
用地担当理事・土地 開発公社事務局次長	平野 誠蔵	監査委員	久光 喜多男
用地担当理事・土地 開発公社事務局次長	岩井 益一	監査事務局次長兼 公平委員会事務局次長	向井 洋
教育委員長	堀内 由延	農業委員会会長	坂上 國治
教育長	葛城 宗一	農業委員会事務局次長	信田 種行
教育次長	杉本 弘文		

※ 課長級の職員は、議案等の説明の必要に応じて出席させる。

○

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会嘱託速記士 中野 満男

○

本会の事務局次長及び職員は次のとおりである。

事務局次長 吉岡 昭男
 次長 吉田 種義
 議事係長 西井 正
 議事係 佐土谷 茂一
 議事係 藤原 寛治

○

本日の議事日程は次のとおりである。

昭和56年和泉市議会第4回定例会議事日程

(12月16日)

日程	種別及び番号	件 名	摘 要
1		一般質問について	

○

昭和56年和泉市議会第4回定例会議事日程

(12月16日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
2	認定第1号	昭和55年度和泉市水道事業会計決算認定について(決算審査特別委員長報告)	
3	認定第2号	昭和55年度和泉市病院事業会計決算認定について(決算審査特別委員長報告)	
4	監査報告第33号	例月出納検査結果報告 (収入役扱 昭和56年7月分)	P. 1
5	監査報告第34号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 昭和56年7月分)	P. 11
6	監査報告第35号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 昭和56年7月分)	P. 17
7	監査報告第36号	例月出納検査結果報告 (収入役扱 昭和56年8月分)	P. 22
8	監査報告第37号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 昭和56年8月分)	P. 32
9	監査報告第38号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 昭和56年8月分)	P. 38
10	監査報告第39号	例月出納検査結果報告 (収入役扱 昭和56年9月分)	P. 43
11	監査報告第40号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 昭和56年9月分)	P. 53
12	監査報告第41号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 昭和56年9月分)	P. 59
13	認定第3号	昭和55年度和泉市歳入歳出決算認定について	P. 1
14	議会議案第13号	決算審査特別委員会の設置について	別紙
15	議会議案第14号	決算審査特別委員会委員の選任について	//
16	議案第45号	和泉市母子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について	P. 2
17	議案第46号	和泉市民交通傷害補償条例の一部を改正する条例制定について	P. 5
18	議案第47号	和泉市と泉大津市との境界の一部変更について	P. 9
19	議案第48号	昭和56年度和泉市一般会計補正予算(第4号)	P. 11
20	諮問第1号	人権擁護委員候補者を推薦するにつき意見を求めることについて	P. 42
21	議会議案第15号	特別委員会委員の辞認許可について	別紙
22	議会議案第16号	特別委員会委員の選任について	//
23	請願第3号	南横山校区内に市役所事務取次所設置に関する請願	//

日程	種別及び番号	件名	摘要
24	請願第4号	和泉市富秋町助松団地(288世帯)を泉大津へ編入することの請願	別紙
25	意見第5号	国民健康保険給付費の都道府県一部負担導入反対に関する意見書	//

(午前10時23分開議)

- 副議長(仁井 明君) おはようございます。議員の皆さん方には、公私何かとお忙しい中、連日の御出席まことにありがとうございます。

ここで皆様方に御報告し、御承認と御協力をお願いしたいと存じます。実は、議長さんは午前中のっぴきならぬ用件のためにやむなく出席できない理由でございますので、よろしく御理解のほどをお願い申し上げます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(吉岡昭男君) 御報告申し上げます。
- ただいま御出席の議員さんは19名でございます。藤原議長さんから届け出が副議長さんにございました。欠席届の議員さんはございませぬ。その他の方につきましては、ほどなくお見えになることと思われます。現在、19名でございます。
- 副議長(仁井 明君) ただいまの報告どおり、出席議員数19名をもちまして議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○

- 副議長(仁井 明君) 日程第一「一般質問」を行います。それでは、5番・田中包治君。
- 5番(田中包治君) 通告に基づきまして一般質問を行いたいと思ひます。地公法いわゆる地方公務員法と理事者の執行権の問題についてでございます。私は、この議会において法規法令の問題を質問しなければならないという現実を考えると、非常に情けなく感じておる次第でございます。私たち法治国家として、地方公務員法あるいは市会の条例については守るのが任務であると考えております。ところが現在、いまこの議会において決めた条例が守られない、あるいは地方公務員の精神あるいは書いてあることについても守られておらないのが和泉市の実態ではなかろうかと考えております。

その意味におきまして、私は過去何回かこういう問題を理事者に注意を促し、いろいろ問題があるということで惹起をいたしましたけれども、一向に変えようとはしないのであります。したがって、それならば、はっきりと法規法令に基づきまして見解を聞き、もし法律に違反してお

たならば理事者の責任を問うことが当然のことと思ひまして、ここにあえて一般質問をいたす次第でございます。

御存知のとおり、現在、地方公務員が非常に問題になっておるのは、渡り制度であるとか、あるいは役人天国とかの問題がいろいろと批判の対象になっております。そして、そういう批判の対象が、地方公務員法第59条によるところの自治省の協力と助言を受けなくてはならない事態にまで至っております。第59条におきましては、「地方公務員制度の原則に沿って運営されるように協力し、及び技術的助言をすることができる」となっております。こういう地公法59条の規定に基づくところまで追込まれてるのが現実の姿ではなからうかと考えております。

そこで私が質問したいのは、地方公務員法とはどういうものであるのかということです。御存知のとおり、第一条においては、「地方公共団体の人事機関並びに地方公務員の任期、職階制、給与、勤務時間……、地方公共団体の行政の民主的且つ能率的な運営……」を目的とした法律でございます。

もう1つの問題になるのは、第2条でございます。この法律の効力は、この法律に違反した条例とかそういうものを制定してはならないとなっております。

したがって、まず最初に質問いたしたいのは、理事者が地方公務員あるいは条例を犯して執行できるのか、できないのかという原則でございます。この点をまず第一に質問したいと考えております。

それから、私はこの運営に非常に問題点が多いと思っております。いわゆる和泉市の職員の中には、一般公務員と地方公営企業体職員の2通りに分かれております。ところが行政の中ではどうか、人事権は、市長公室の中で全部にぎられております。こうなってくると、労使慣行の労使の問題がからんできます。法律が違うわけなんです。一般公務員の職員組合というものは、あくまでも団体交渉権はない。団結権があって交渉する権利はあるけれども、ここで決まった問題は必ず議会に提案し、そして承認されて支出できることになっているんです。

そしてもう1つは、水道の企業体が企業会計を持っております。企業会計の場合は御存知のとおり、地方公営企業の労働法の適用を受けてるわけです。そうすると、水道の場合、団体交渉権があるから労働協約が結ばれるわけです。ところが、うちの水道部には市長がやってるといえばそれまでですが、管理者がない。そうすると、交渉の相手がないということです。こういうことで労使がうまくいくだろうかということです。

それと、労働関係法を適用されますと、就業規則はすべて労働基準局に提出して承認されて採用の条件になります。そして、初任給の問題等を決めなくてはならない。このシステムが全然ないから、企業体職員が企業をよくしようという気持がない。人事権はにぎっておるんです。そし

て渡り号俸で給料だけの課長補佐、課長をたくさんつくってる。こういう制度の中でしてるから、和泉市の企業体意識がない。だから、水道の料金が全国で1、2番に高い。たとえば企業意識があるんなら、民間に下請けするところもあるんでしょ。水道の検針とかそんなものは簡単なんです。水道の検針をしておっても課長の給料をもらってる。こういうことでは、だれが努力したところでだめです。

そういうことで2つの問題がある。すなわち、労使関係もそうですが、圧力団体に対して非常に弱いということです。きのう、直村議員が言ってるように、職員組合とかそういうものの圧力に屈して議会に出さんとそのまま執行する。そういうことでええのか、悪いのかということです。こういうことが公然と行われるところに問題があると思います。

そういう中、私はいままでから議会に対しても法律に基づいて運営しなさい。あるいは理事者、行政にしても私たちは法治国家の国民なんです。法治国家の国民が法律を守れ、と言うたら悪いのかと私は言いたい。法律を守るのがいやなら日本の国から出て行ったらええ、それをはっきり言いたい。そういう意味においてもこれから本論に入るわけですが、具体的な問題についての質問をいたしたいと考えております。

まず、私は前にも言ったが、非常勤嘱託員の身分について、これは御存知のとおり、地方公務員法の第8条に基づいて特別職であることがはっきりしている。ところが、この非常勤嘱託員が市と雇用関係があるのかないのか、これが問題になってくると思う。というのは過日の文教委員会だったと思いますが、鶴山台のサービスセンターは9時から12時までですか、それから8時から4時、その間取りにくるのかもしれませんが、その職員を拘束してるわけです。拘束となると、あくまでも基準法の適用を受ける市の職員だということです。

その上問題になるのは、非常勤とは常に勤務していないということです。嘱託とは、ある一定の仕事を与えることです。私が言いたいのは日本語の解釈、非常勤嘱託員という言葉についてです。いわゆる債負、そういうものであると私は考えます。

そうすると、もう1つ問題になるのは去年の決算、一般会計の中でことしも出てますが、共済組合の負担金が出ております。健康保険組合に保険料の補助金を出してるわけです。雇用関係がないのになぜ補助金を出すのか。ましてや特別職、われわれも一緒なんです。なぜ保険の金を払わんといかんのか、不法支出だと思えます。非常勤嘱託員が一般の地方公務員だというならば別ですが、それやったら、はっきり基準法で雇用関係が結ばれてる労働基本権なんです。この点が明確でないということです。

もう1つ、これもいつかちよっともめた話ですが、参事とか参与あるいは理事、これは職制であるのか身分であるのかということです。これは非常に重要な問題やと思う。職階制の職種であ

って身分ではないとすればね。昔の判任官とか高等官あるいは親任官というのは身分ですから、給料は保証されてるわけですが、職制ではないわけです。ましてや、和泉市は部長制度をしているのに、市長の答弁では、部長の上です。という。確かに上かもしれないが、職制でない者が職員を指導監督する権限はないわけです。この点は議長にも聞きたいが、この議場に呼んでるが、どういう意味かと言いたい。

大体、身分だけになる場合は、何かが事故があって、総務部勤務であって給料を下げるわけにいかんから、いわゆる裁判中はそのままにしておくとか、あるいは職が余ってやめる場合、2月ごろに発令してその間やってるとか、これが普通なんです。官公労もそうです。ところが、実際には理事とか参事とか、職制のない人がたくさんおるわけでいかに人間が余ってるかということです。次長でも2人おる。次長は御存知のとおり、部長がおらんとき代理をするだけ、次長で課長職というのは別ですが、ここで明確に人間が余ってるということです。こういうことが立証されてると思います。

それからもう1つ、奇怪なことを昨年に聞きました。昨年、採用試験がありましたが、そのときに職員組合と理事者の中で臨時雇用員、いわゆる一般公募でない臨時雇用員を試験を受けさせるという交渉をした。組合情報でちよっと出てたと思う。この管理者、職員は、机の上を私物だと考えてるから、政党の新聞をばらまいたり組合運動のビラをまいたりしているが、これは公用物です。全然管理職はなってない。

そういうことはさておき、私は後から聞いたんですが、10月議会に直村議員がこの問題で質問しているわけです。共産党と職員組合は協力関係にあるからそれを応援したんか知らんが、質問しておった。そのとき西川公室長は、わかっております。考慮します。受けさせるとはっきり本会議で言ってるわけです。これがあらゆることの中で1番問題やと思うんです。

御存知のとおり、臨時雇用員というのは、地方公務員法第22条の規定に基づき6カ月を限度とし、再度の場合は1年間の使用は認める。それ以上はいけなくなってます。どうして2年も3年も臨時雇用員を置いてたかということです。労働8法は、あるいは地方公務法は、労働者の基本的権利を守るための法律なんです。これが公然と破られてるわけです。

もう1つ、これらの人が受けることによってどうなるかです。同様に臨時雇用員については、いかなる理由があっても、採用については優先的取り扱いをしてはならない。となってるが、明らかに22条違反の行為を公然と議会で宣言してるわけです。こういう実態については、恐らく知らん人もあったかもしれないが、私も後から聞いた話で議事録にはちゃんと書いておりました。聞くとところによると保母で20名前後、調理員で20名前後だそうです。「これはどうなるんや、違反してませんか。」とある人に言った。「どっちへ回ったかて違法です。」とある幹部が言っ

てる。これは間違いない。

そうすると、地公法18条の平等取扱の原則、人権の問題と19条の受験資格違反の行為に匹敵すると思います。そうするとどうなるか、地方公務員法に罰則規定があります。61条にね。これには3年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処す。とある。これを犯してるのが実態なんです。せやから、この点について一体どう責任をとるのかということです。もし、そういう人が入ったために普通の人落ちて行政訴訟されたらどうなるか。しかも、その問題を麗々しく本会議で答弁するとは一体何事だと言いたい。違法なら責任を取ってもらわな困ると思います。

そういう方法で採用試験が行われてるわけです。ここの採用試験は御存知のとおり、大阪府、大阪市と違って、職員が試験答案に書いて出してる。普通のところだと委託して点数を出して口頭試問とかあるが、ここは全部ひっくるめてやる。疑われても仕方がない。何してるか、さっぱりわからない。試験答案というのは公務員の守秘義務ですから、公表できない。もし公表したら、公務員は首になるこういうシステムになってるので、私は非常に不愉快になるわけです。

そういうふうにして通った臨時雇用員は大体市の関係者が多い。そうすると、どうしても採用しても上位職にならない人がたくさんできていく。公務員法に基づいて昇進する場合は昇進試験を受けなくてはならない。やっておりませんが、しなくてはならない。仕方がないからどういう手立てをしたか、いわゆるいま問題になってる渡り号俸なんです。渡り号俸とはどんなものか、恐らく公務員の方はよく知ってるが、一般の人は余りわからない。最初、一般職は5級職に入る。そして、職制になれば、4級、3級、2級、2級になったら課長補佐です。そういう制度です。

ところが、この制度を適用しておらない。2年か3年したら、1号バツと昇給する。それから上位ランクは横滑りする。これで大体3、4千円上がる。そうしたら5級、4級は昇給が1000円から2000円1年で違ってプラスになる。そして、3級へいく場合も同じ、ちょっと大きくなる。1号上がって3級になる。これやったら、5、6,000円ポンと上がる。渡りでね。この間、新聞に泉佐野の問題が出ていましたが、係長試験に通って定数がない場合6,000円の昇給を下さい。と交渉したという。そういうことです。2級までいく。何も仕事はしなくてもいく。これで大体20,000円程度だと思います。そういう制度を適用してるんです。

公務員法第一条の職階制給与の確立という立場の中ではっきりうたわれている。条例にもそう書いてある。和泉市の条例をきょう、私も持ってきたが、あの条例の上と下を使うてない。使う必要はない。ごまかしなんです。公務員というのは、5級職で上がらなかつたら頭打ちになる。どこの公務員でも一緒です。ベースアップのときしか上がらなくなる。だから、渡り号俸でいま問題になってる。

私も国鉄における時分に28年ごろだったと思うが、全国の給与の小委員会に参加したことがあ

る。大体国鉄は12ランクに分かれていたが、職階制賃金というのは総額の8割、あと7割は生活保障給のシステムです。そのときもめたが、有名な徳田球一氏の「職階制をのんだら労働者は骸骨化するだろう」という反対もあった。そういうあいさつも受けた。いま、これが問題になっている。

和泉市は新興都市だから、公務員の比率が2割余りしか上がっていないが、大津とかでは問題化している。もし、渡り号俸を利用しなかったら、和泉市の給与金額は少なくとも10億円以上浮くわけです。皆さん方が学校や野球場とか言ってるが、10億円の金が浮くんです。そういうことを平然とやってる。

最後にもう1つ、これはええか悪いか、違反しないかどうか、条例の解釈だけですだから答弁には時間がかからない。どう責任をとるかだけの話ですからね。もう1つは勤務時間です。総務委員会で職員の勤務時間は何時間だと聞いたら、人事課長が「9時から5時です」と言う。勤務条例という。勤務条例では、8時30分から5時15分までの勤務時間になってる。条例とは、私たちがつくってる。議会で決まってるわけです。議会で決まったやつを理事者がやらんというのは、3権分立の気持が全然ないわけです。自分らが提案してるわけです。われわれがつくったのと違う。そういうことが公然と行われてるわけです。この責任は一体だれがとるんか。議会もどういう態度をとるんか、議員として聞きたい。

その他言いたいことがあります。時間の関係もあるので言いませんけれども、そうすると、勤務時間が1日45分短縮されてるわけです。労働基準法では8時間で44時間制、そうすると40時間を割る、1日45分少なくなるからね。そこで問題になってくるのは、超勤の単価が変わってくる。これは皆さん方働いてる人ならわかるが、職員組合が時間内に食い込む職場集会をやってるが、条例が正しいとするならば彼らは29分までは賃金カットはしなくていい、30分超したらカットしなければならない。そうすると、9時から9時29分までだから、1時間の問題がからんでくる。だから、この間の賃金カットをしたのかどうか、ここらをはっきりせんと、むだな金を出してるということです。そういうことをよく考えて答弁をしてもらいたいと思います。条例のここにこう書いてます。ということをはっきり言うてくれたら結構です。

○ 副議長（仁井 明君） 答弁。

○ 人事課長（稲田順三君） 人事課長からお答え申し上げます。

まず、渡りの問題でございますが、若干いままでの経過を含めてお話させていただきたいと存じます。まず、御指摘のとおり、渡りとは、給与決定に当たって、その職務に対応する等級よりも上位の等級に格付けするというものでございまして、おっしゃるとおりでございます。

まず、過去の経過から申し上げたいと存じます。

○ 5番(田中包治君) 私は一般質問の通告の中で、部長以上と言ってるはずですが。課長に私は聞いてませんよ。

○ 人事課長(稲田順三君) 若干、経過の説明を申し上げたいと存じます。

まず、国との関係でございますが、国と地方自治体との間の職員構成が非常に異なっているという点があるかと思われます。一般的には、国家公務員につきましては、係長以上の役職職員の占める比率は約50%、これに対しまして地方公務員の場合、平均的には30%前後と言われております。このことにつきましては、すなわち国の方が昇格につきましては、優先的に配置している考え方になっております。

2番目といたしまして、地方自治体の場合、たとえば保育所保母等施設職員等、国には余り見られない専門職種の比率が高く、これらの職員は職務の特殊性からして、昇進の機会に恵まれておらないという実態がございます。

国の給与制度を機会的に地方自治体に持ち込むことにつきましては、多くの職員が給与の頭打ちとなり、国や民間の同期の採用者との間に賃金の均衡が崩れてしまうということがあったわけでございます。

そこで、かつて昭和36年当時、自治省におきまして、このような地方自治体の特殊事情ということからして、渡りの昇給制度を一部承認というか……。

○ 5番(田中包治君) 1時間しかない。違反してるかしてないか、過去の内容とか聞いてない。私の言うてるのが間違ってるのかどうかです。

○ 人事課長(稲田順三君) そういうことで国との差がございますので、一部渡り制度もやむを得なかったという経過がございます。

大阪府全体を見ても、大半の市が渡り制度運用の形でやっていますが、かつて9月の段階ですが、大阪府市長会でもそういう問題については問題点があるということで確認の上、渡り問題についても、人件費適正化の一環として取り上げていきたいということで現在、組合と協議中というのが実態でございますので、この渡り制度の問題については御理解賜りたいと考える次第でございます。

それから、非常勤嘱託員の問題でございますが、確におっしゃるとおり、地方公共団体の職員の規定につきましては、地方公務員法第3条の規定どおりでございます。御指摘の非常勤嘱託員についても、同条3項に規定されておりますが、常勤職員と非常勤職員の区分の基準が明らかにされておらないのが実態でございます。

たとえば一般的には、国の例では1人の勤務時間が常勤職員との関係において、週33時間以内というのが国における非常勤嘱託員に対する位置づけでございます。本市も国の関係におき

まして、1週間82時間の勤務時間ということで採用しておるものでございます。

それから、非常勤嘱託員の健康保険加入問題ですが、これは社会保険法によりまして、2カ月以上引き続き勤務した場合は健康保険に加入することができる。という規定がございますので、そういう条項を適用して、非常勤嘱託員も健康保険に加入させてる状況でございます。

採用試験の問題ですが、確かに御指摘のとおり、問題があることはわれわれも確認はしておりますけれども、過去、財政再建ということもございまして、3カ年程度職員不採用ということでも対応してきた経過がございます。これらの実態に即して雇用責任というか、市の責任を果たす意味で特別な措置を講じたわけでございますので、その点についてもよろしく御理解をお願いしたいと考える次第でございます。

それから、勤務時間の問題でございますが、条例では、1週44時間と規定されておりますが、実際の運用では、1週間39時間15分という形で勤務時間を短縮しておることは事実でございます。したがって、1週間当たり、実際は4時間45分の差があるわけでございます。

その点につきましては、国においても国家公務員の勤務時間は、人事院規則では44時間と規定しながらも、現在の労働情勢は勤務時間の短縮化という方向に進んでるわけでございまして、現在、国においても週休2日制の導入を検討すべく、すでに昭和56年4月より4週5休制を実施し、実質の勤務時間を運用で短縮してる現状でございます。

過去、大阪府の実態も39時間15分という市が大半でございまして、そういう実態もあわせて、この点についてもよろしく御理解願いたいと考える次第でございます。

- 5番(田中包治君) あんたがそう言うんやったら、私もはっきり言いますが、法律より運用の方が優先するんですか。運用というのは、法律の範囲内でやることを運用と言うんですよ。人をばかにするのもええかげんにしてくださいよ。地方公務員の渡りが悪いんなら、府なりがいろいろ言うように、次の条例ではっきり改正して決めたらいい。あんたら、議会というものをどう考えてるんか。われわれは38万月給もろうて一生懸命審議しても、それが運用ということで皆やられてるが、それでええんですか。また、法律ではっきりしてはいけないことを運用ならやってええんですか。そしたら、盗っ人してもええということか、どうなんですか、はっきりしてくれよ。運用というのは、はっきり議会に出して条例に基づかん限り執行権がないはずですよ。あると言うんならはっきりしてくださいよ。

- 参与(西川喜久君) お答え申し上げます。

ただいま人事課長より渡りの問題、勤務時間の条例の問題について、経過なり実態を御説明申し上げたわけですが、いずれにしても長い間、このような状態でまいてきておりまして、御指摘痛み入ります。特に給与、人事管理問題についてはいろいろ御指摘をいただく中、何とか正し

い、適正な給与、勤務時間に改善すべくたぐいまる努力中とございまして、御指摘いただきましたように、条例違反して行政執行をしていいのか、ということですが、確かに条例は必ず守るべきであると私どもも存じておりますので、早急にひとつ実態に即応した条例に改正すべくたぐいまる検討中とございまして、その点御理解いただきたいと思ひます。

○ 5番（田中包治君） これは議会の問題なんですよ。議会を市長の付属機関と考へてるわけですよ。だから、条例をつくつてもこんなもん変えてもええ、守らなくてもええんだということですよ。はっきり書いとるんですよ。渡り号俸をするんなら、渡り号俸の条例を出せばいいんですよ。なぜ出さないんですか。この責任はどうしてくれるんですか。一遍、法に合う検討をし、法に合った答弁をしてくれ。休憩したらどうや。

○ 副議長（仁井 明君） 理事者。明確な答弁を願ひます。

○ 参与（西川喜久君） お答え申し上げます。

先ほど御説明申し上げましたように確かに大阪府下の大半の市が長年、このようなやり方でありてきておりまして、そこで最近特に9月以降、大阪府市長会等においても、これは必ずしもすべて適正とは言えない。という結論の中での申し合わせもございましてその後、われわれもこの申し合わせに沿って関係者にその旨申し上げ、すべて適正な給与体系に戻すべく、たぐいまる関係者ともいろいろ協議中とございまして、必ずしも現在のやっておる方法が正しいとは私ども考へておりません。1日も早く適正なものに戻すべく、最善の努力をいたしたいと考へておりますので、ひとつ御理解を願ひたいと思ひます。

○ 5番（田中包治君） そんな、人が盗っ人したからわしもしてええという答弁をしてもいいんですか。もっと堂々と信念を持って、こういう法律なり条例違反だから、悪いんなら悪いとはっきり責任をとりなさいよ。はっきり六法全書まで出して言うてるんですよ。これに抵触しないのかと言ってる。議会を付属機関と思ってるんか。日本の三権分立の制度を否定して執行してるんですよ。こんなことで納得できまっかいな。

○ 21番（池辺秀夫君） 議事進行について。いま、質問者の田中議員が副議長に対して、この辺で一遍休憩してよく相談して答弁をしなさい。というようなことを言ひました。よってこちらで質問者が言うてますので一時、休憩に入つたらどうかと思ひますので、お諮りください。

○ 副議長（仁井 明君） 議員の皆さんにお諮りいたします。いま、田中議員の一般質問に対して、休憩をして明確な答弁をしたらどうか、という御意見がございましてがいかがですか。

○ 9番（直村静二君） 一般質問を続行中に質問者から休憩してはどうか、ということですが、理事者が休憩して答弁を統一せないかん事態になつてるのかどうか。その点について副議長はどう判断してるのかお伺ひしたい。議場は議長に責任があるから、その判断をせんと将来の問題に

もなりますから。

- 副議長（仁井 明君） それでは市長さんに答弁をお願いいたします。
- 市長（池田忠雄君） いろいろ田中議員さんから御指摘いただきまことに痛み入る問題でございます。端的なお尋ねでございます。執行権の中で、それぞれ鋭意努力をいたしながら行政運営をいたしておるわけでございます。田中議員さんが御指摘のとおり、条例その他に照らし合わせてこの渡りあるいは勤務時間の問題等、私もいろいろ問題があろうかと存じております。長年にわたりまして、勤務時間を例にとっても確かに条例では44時間ということでございますが、その中で9時から5時ということで運用させていただいてるということでございます。長年にわたってほとんどの各市もやっておりますことでございます。条例に照らしていかがかとすると、まことに御指摘はごもっともだと私も存じております。

したがって、先般の総務委員会で御指摘をいただいた時点から、実態に即しての問題解決ということについての検討を人事当局に対して指示いたしておるものでございますので、ひとつその点御理解を相賜りたいと存じます。

また、渡り制度についても問題点はあるわけでございます。市長会の申し合わせ等に基づきまして、是正に向けて関係者と鋭意努力中でございます。行政執行の運営面等の御指摘痛み入るわけでございますが、御指摘を胸に置きながら今後の行政執行に当たってまいりたいと存じますので、御理解を相賜りたいと思います。

（副議長退席、議長着席）

- 5番（田中包治君） 団体交渉権があるところはないんですよ。話し合いしたかて必ず議会に出ないかんのに、それをやっておらない。この責任をどないしてくれるんか、と言ってる。責任がないと言うのか、あるでしょう。去年の採用試験でも相当公務員法に違反しておる。罰則規定がある。3年以下の懲役10万円以下の罰金というね。それでも責任がないと言うんですか。せやから、もう少し理事者の統一的な見解を示せと言ってるんです。
- 議長（藤原要馬君） 助役。
- 助役（坂口礼之助君） いろいろ御指摘をいただいておりますが、議員さんのおっしゃるとおり、勤務時間の問題等につきましては、確かに条例あるいはそれに基づく規則等にとつたとおりに現実には運用されていないのは事実でございます。また、渡り制度の問題についても法律上いろいろ議論のあるところでございます。

こうした人事管理あるいは給与、勤務条件等の問題については御承知のとおり、交渉の中で一定の方向づけをしまっておりまして、これらの問題についていろいろ議論をし、われわれとしても対応してまいったんでございますけれども、一連の地方公共団体特に大阪府下各市との均

衡等の問題もございまして、このような措置になってまいったわけでございます。

しかし、このような状態でいいのかとなると、決していいとは存じておりません。御趣旨を体しまして、たまたま大阪府市長会におきましても渡り問題とか給与関係等につきましては何回か審議、議論され、一定の是正の方向というものを突き進めなければならないということで、特に4項目の条項について申し合わせをし、それを実施していこうということに決定もいたしてございます。われわれもその線に沿って現在まで行われてきた全体的な給与体系あるいは勤務手当等について、今日の社会、行政財政的な環境の中では是正を図っていこうということで組合にも問題を提起し、協議に入っておる次第でございます。それらの状況を十分御理解を賜りまして、今後の交渉あるいは条例その他の改正等についても議員さんの御趣旨を十分体しまして、そうした方向で是正を図ってまいりたい。かように存じますのでひとつ御理解を賜りたいと存ずるわけでございます。

- 5番（田中包治君） そんなことで納得できまっかいな。議会を付属機関、諮問機関と考えてる。よそが盗っ人したからわしらもしてええ。法律にはっきり書いてあることを守らない。議会に提案した条例も全然守ってない。職員組合と話し合いするのは勝手ですよ。決まったらなぜ議会に出さないんですか。これが三権分立の原則ですよ。それを破ったら責任をとってもらわいかん。だれがとるか知らんが……。どういう責任をとるんですか、明確な回答をしてください。
- 21番（池辺秀夫君） 議事進行について。質問者と理事者の応答は平行線です。了解というところまでは至らんとします。よって、この答弁は、理事者がよく協議してやるようところで暫時休憩に入ってよく調整してやっていただいたら結構かと思えます。
- 10番（天堀 博君） 議事進行について。先ほど直村議員からも話が出ましたが、理事者の答弁が休憩に入って田中議員が納得できるような答弁となるならば別として、一般質問とは、いろいろな事務の執行について、それが納得のいくところまで答弁が得られるかどうかについては、そうはいかないと思います。その辺では、議長の権限でお計らいいただいたら結構ですが、その点を申し上げます。
- 議長（藤原要馬君） 平行線をたどってるようなので、一応ここで暫時休憩し、理事者の方もよく話し合ってもらって答弁してもらおうということで、暫時休憩いたします。

（午前11時28分休憩）

（午後零時45分再開）

- 議長（藤原要馬君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。
午前中の田中議員さんの質問に対し理事者の答弁を願います。

○ 助役（坂口礼之助君） 私から御答弁申し上げたいと存じます。その前に、午前中の田中議員さんの一般質問に対しまして、私たちの答弁が不十分であるために休憩を取っていただき、議会の皆様方に大変御迷惑をおかけし、申しわけなく思っております。お許しを賜りたいと思います。

田中議員さんからいろいろ人事問題につきまして御指摘をいただきまして、私たちもその御趣旨に対しまして、反省すべき点が多々あると存じておる次第でございます。こうしたことのないように今後、そういう御質問の趣旨を尊重いたしますとともに行政運営に当たってまいりたい。かように存じておる次第でございます。

当面、いろいろ御指摘をいただきました中で渡り制度の問題、これは非常に複雑な過去の経過がございまして、長い市職員労働組合等との交渉の中で、こういう運用の方式を実はとってまいったわけでございます。きわめつけてまいりましたら、やはり地方公務員の俸給、給料体系等についても、いろいろ疑問のあることは認識と理解を持っております。このことは今回、御指摘をいただいておりますが、大阪府市長会においてもこうした渡り制度の運用につきまして、やはり問題があるということでは是正すべきであると申し合わせをしてございまして、その申し合わせの線に沿って、本市といたしましても是正をすべく、市職員組合にも問題を提起し、今後、是正を目指して協議をしていくということになっておるわけでございます。鋭意努力してまいりたい。かように存じておる次第でございます。

また、勤務時間の問題でございますが、これは御指摘のとおり、条例並びにそれに基づく規則では一週44時間あるいはまた午前8時半から午後5時15分までとなっておることは事実でございます。こうした問題についても、御指摘いただいておりますように、条例、規則等は順守すべきことでございますので、われわれもこの実態を十分検討いたしまして、できるだけ早い時期に条例の改正並びに条例改正に伴う規則の改正等も行なってまいりたい。かように存じております。ひとつそれらの点を御理解賜りまして今後、御指摘を胸に置いて行政執行に当たってまいりたいと存じておりますので、ひとつ御理解を賜りたいと存じます。簡単でございますけれどもよろしくお願いを申し上げます。

○ 5番（田中包治君） 一応、認めたかっこうになってるので、これ以上追及しようとは思いませんけれども、やはり3月議会は予算の議会ですので、この問題がクローズアップせざるを得ないんじゃないか。だから、条例その他の改正については3月議会をめぐりに何とか努力するようお願いいたしたい。かように考えております。

それから、ちょっと先ほど言い忘れたんですが、2、3年前の話と思いますが、テーブルコーダーを条例改正の質問をしたときにとってないんじゃないかと思うんです。そういうことも議会ですから、廃棄するとかについては速やかにはっきりする必要があると思います。

きようはこれぐらいにしておきます。余り皆様方に御迷惑をかけるはいけませんので、3月の予算議会のときに一応、私たちに御報告を願いたい。本日はこれで終わりたいと思います。非常に迷惑をかけました。ありがとうございました。

○

- 議長（藤原要馬君） 以上をもちまして一般質問は予定より早く終了いたしました。皆様方の御協力ありがとうございました。厚く御礼を申し上げます。

なお、議会運営委員会で御了承を賜っておりますので、日程を繰り上げて直ちに議案審議を行いたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

日程表をお配りしますので、しばらくお待ち願います。

（日程表配付）

それでは、日程審議に入ります。本日の議事日程は、お手元に印刷、配付してあるとおりでありますのでよろしく御了解を願います。

日程第2「昭和55年度和泉市水道事業会計決算認定について」日程第3「昭和55年度和泉市病院事業会計決算認定について」は、去る第3回定例会において決算審査特別委員会に付託されておりますので、これを一括議題といたします。

本件につきましては、その審議も終わっておりますので、審議の経過並びに結果を決算委員長より御報告をお願いいたします。

（決算審査特別委員長報告）

- 決算審査特別委員長（柳瀬美樹君） 去る9月に開会されました第3回定例会において、昭和55年度和泉市水道事業会計決算並びに昭和55年度和泉市病院事業会計決算認定についてを上程され、その審査については、決算審査特別委員会を設置して付託となり、去る12月8日、委員会を開き、私が委員長に出原議員が副委員長に選出され、市長、助役初め関係部課長の出席を求めて、慎重審議を行いました経過並びに結果につきまして、その概要を取りまとめて御報告申し上げます。水道事業会計、病院事業会計の順に審議を進めることにし、内容説明等は、本会議における提案の際説明されていることから、水道事業会計の収入、支出一括して直ちに審議に入りました。

第1点目として、寒波による水道管の破裂等に対してどのような対策を講じたか、との質問に対し、寒波対策については、12月「広報いずみ」に掲載して、一般利用家に周知徹底しており、水道部使用の車の車体にもごさいますように毎週水曜日を「水の日」と決めて、各家庭内漏水の発見PRに努めております。また、公認業者には、保温カバー等防具の施工を徹底するよう指導している。旨の答弁がありました。

第2点目は、99%近い普及率であるが、市街地等で水道管の末布設の対策をどのようにするのか、との質問に、市街地の中で水道本管のないところについては、年次計画を持って全市民に給水できるよう考えており、計画的に管を布設してまいっているのが実情である。との答弁がありました。

第3点目に企業債で借入時期により利率が違うが、低い率に合わせられないか、との質問に対し、企業債は、借り入れの時点で金利情勢により利率が変動しているのが実情であり、高利の分についての借り替えについては、団体を通じて要請等もしており、昭和56年度、初めて借還債を一部申請できるという通知もいただいておりますので、現在、取組んでおるところである。との答弁がありました。

第4点目として、一般会計より1,000万円の補助金は、具体的にどういうふうな基準か、との質問に対し、以前、高料金対策補助金として、一般会計を通じ補助されてたものが、その後、国が示す高料金の範囲外となっておりますが、引き続き一般会計より1,000万円を補助していただいております。との答弁がありました。

第5点目として、市が買入れている水の原価及び1立方当たりの販売単価はどうなっているか、との質問に対し、府営水道より540万トン、泉北水道より148万トンを単価48円70銭で総配水量の60%近く買っております。また、原価は、55年度決算では139円81銭かかっており、これは事業費すべてを含む原価で、供給している単価は119円10銭で、その差が20円が赤字ということになりますが、加入金等が入るので、結果的にはそれほど大きな差の赤字は出ておりません。との答弁がありました。

第6点目として、産廃からの水質検査費用は幾らで、その基準は、との質問に対し、昭和55年度には、1,000万円を昭和56年から500万円を5年間にわたって収入するという事で協定ができております。これは水質検査費用で、一応20年ぐらいの費用に充てる予定であります。検査結果については、水道当局に保管いたしており、水質については、異常は発見されておらず、すべて基準内である。との答弁がありました。

次に、合成洗剤による水質汚染対策についての質問に対し、環境保全条例の制定とあわせ、合成洗剤追放について関係部局と協議を進めているところでありますが、和田浄水場の方においても、昭和56年度より2カ年計画で水質検査室の整備拡充を行い、水質汚染対策に対応していく考えである。旨の答弁があり、その他数点の質疑がありました。それぞれ回答があり、水道事業会計決算の審議を終わりました。お諮りいたしましたところ、反対意見があり、採決の結果、賛成多数で本決算を認定することに決したのであります。

引き続き、病院事業会計の収入、支出一括して審議に入り、まず第1点目に、救急医療対策

について、今後の見通しをどのように考えているのか、との質問に対し、救急医療対策については、公的病院として、社会的要請に対応していかなければならない重要課題であります。専門職員の確保、設備の点、財政負担等が困難であり苦慮しているところであり、何とか前向きに検討し、救急医療体制確立に努力していきたい。旨の答弁がありました。

第2点目に、薬の待ち時間の縮小対策は、との質問に対し、この問題は、毎回、決算委員会で御指摘ございまして、当方といたしましてはできる限り待ち時間を縮小するため、受付事務の簡素化施策として、コンピューターを入れまして、それぞれ迅速に薬局の方もでき得る限り待ち時間の少ないよう努力もしている現況で、待ち時間の間、健康づくりのためになるようないろいろなパンフレットを置きまして見ていただき、待ち時間を有効に使っていただくとともに時間の暇をなくすよう努めております。

第3点目として、毎年赤字が予定されているが、一般会計からの補てんを特別に考慮する意思があるかとの質問に、基本的に医療収支の均衡を図っていききたいというのが第1目標であり、内部的に患者確保策、医療内容の充実による人員の効率、効果的な手立て、職員の適正配置、医療の材料購入、管理の方法等々改善し、他面には病院事業の推進というものも重要な行政施策の1つでありまして、これらを認識の上にとって、一般会計からの繰入金も一定の法的根拠もあり、経費の負担区分の確立、一般会計からの繰り入れは現在も行っております。

地方債の利息、企業債の元金償還、これらにつきましては3分の2の金額は、繰入金並びに長期貸付金というような形で現在受けており、その両方でもって一般会計で引き受けていくということとございまして、病院側としても、医療収支の改善に全力を挙げてこれに対応してまいり、1日も早く病院の赤字を解消していくために努めてまいりたい。旨の答弁がありました。

第4点目として、行革による65歳以上の老人医療問題で市立病院にどう波及していくのか、との質問に、いま、国会で問題になっている老人保険法ですが、これが適用となりますと一部負担という問題も生じてきます。病院側としても御負担を願わざるを得ないという事情になると思っておりますので、多少、老人患者の減少もあるだろう。旨の答弁がありました。

第5点目として、看護婦の充足率と現況は、との質問に対し、看護部門の職員は昭和55年度中23名退職し、29名採用している現況であります。55年度については、303床に対する充足率、これは一応、充足できたとの考えを持っており、現況は24床増床に伴う充足率はいま1つと考えて、これを充足するよう鋭意努力してまいる。旨の答弁があり、病院事業会計決算の審議を終わりました。

本決算についてお諮りいたしましたところ、全員異議なく認定することに決した次第であります。

以上が、本決算審査特別委員会で審査いたしました結果並びに経過の概要であります。何とぞ速やかに本決算を認定せられんことをお願い申し上げまして、私の報告を終わります。

- 議長（藤原要馬君） ただいま委員長より詳細な報告がありましたので、本報告に対する質疑を省略し討論に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。討論を行います。反対の方からお願いいたします。

- 8番（原 重樹君） 共産党を代表いたしまして、委員長の報告に対する討論を行います。

まず、水道事業会計決算についてですが、本市の場合は非常に広い地域という特殊性もあり、負担も多少大きくなる点では一定の理解もできるわけですが、それにしても府下でもトップクラスという基本料金の高さあるいは加入金制度は市民に対する新しい負担になっている状況、さらに、住民のための福祉料金制度などの導入がまだされていない状況、こうしたことで市民生活への圧迫が非常に著しいと考えております。よって、本水道事業会計決算認定には反対をいたします。

次に、病院事業会計決算についてですが、現在の医療制度上での問題点、つまり薬づけ、検査づけという状況は一般的にもありますけれども、こうした中で、公立病院としての市民の命と健康を守るという立場から、さらに住民の期待にこたえていただけるよう要望いたしまして、本病院事業会計決算は認定をいたします。

委員長の報告は一括したものですので、以上の意見を述べた上で反対をいたします。

以上です。

- 議長（藤原要馬君） 次に、賛成の方お願いいたします。

- 18番（松尾孝明君） 私は、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

認定第1号、昭和55年度和泉市水道事業会計決算については、委員長長報告を伺いまして、適正に執行されていることを認めます。また、営業成績については、需要家の節水意識の向上に加え、本年度は特に冷夏等の影響により給水量が減少しておりますが、担当者の企業努力により計画どおり不良債務を解消しております。したがって、今後はより一層施設の充実と財政の健全化を図り、市民への安定した水の供給とサービスの向上を要望し、私の賛成意見といたします。

- 議長（藤原要馬君） 以上で討論を終わります。

お諮りいたします。本決算を認定するに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

ありがとうございます。賛成多数であります。よって、認定第1号及び第2号を認定することに決めます。委員の皆さんには御審議まことにありがとうございました。

○ 議長（藤原要馬君） 次に、日程第4より日程第12までは、いずれも例月出納検査結果報告でありますので、これを一括議題といたします。

報告は多数にわたるため表題のみ朗読させます。

（市会事務局長朗読）

監査報告第33号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和56年7月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和56年11月9日

監査委員 久 光 喜多男
同 横 田 憲治郎

記

- 1 検査実施日 昭和56年11月9日
- 2 検査の対象 昭和56年7月分の出納状況
- 3 検査の結果

7月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、7月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第34号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和56年7月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和56年11月9日

監査委員 久 光 喜多男
同 横 田 憲治郎

記

- 1 検査実施日 昭和56年11月9日

2 検査の対象 昭和56年7月分の出納状況

3 検査の結果

地方公営企業法第31条による7月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、7月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第35条

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和56年7月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和56年11月9日

監査委員 久光 喜多男
同 横田 憲治郎

記

1 検査実施日 昭和56年11月9日

2 検査の対象 昭和56年7月分の出納状況

3 検査の結果

地方公営企業法第31条による7月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、7月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第36号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和56年8月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和56年11月20日

監査委員 久光 喜多男
同 横田 憲治郎

記

- 1 検査実施日 昭和56年11月19日
- 2 検査の対象 昭和56年8月分の出納状況
- 3 検査の結果

8月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、8月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第37号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和56年8月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和56年11月20日

監査委員 久光喜多男

同 横田憲治郎

記

- 1 検査実施日 昭和56年11月19日
- 2 検査の対象 昭和56年8月分の出納状況
- 3 検査の結果

地方公営企業法第31条による8月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、8月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第38号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和56年8月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和56年11月20日

監査委員 久光喜多男

同 横田憲治郎

記

- 1 検査実施日 昭和56年11月19日
- 2 検査の対象 昭和56年8月分の出納状況
- 3 検査の結果

地方公営企業法第31条による8月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、8月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第39条

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和56年9月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和56年12月1日

監査委員 久光喜多男
同 横田憲治郎

記

- 1 検査実施日 昭和56年12月1日
- 2 検査の対象 昭和56年9月分の出納状況
- 3 検査の結果

9月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、9月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第40号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和56年9月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和56年12月1日

監査委員 久光喜多男

同 横田 憲治郎

記

- 1 検査実施日 昭和56年12月1日
- 2 検査の対象 昭和56年9月分の出納状況
- 3 検査の結果

地方公営企業法第31条による9月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、9月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第41号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和56年9月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和56年12月1日

監査委員 久光 喜多男

同 横田 憲治郎

記

- 1 検査実施日 昭和56年12月1日
- 2 検査の対象 昭和56年9月分の出納状況
- 3 検査の結果

地方公営企業法第31条による9月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、9月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

- 議長（藤原要馬君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、監査報告第33号より41号までの報告を終わります。

- 議長（藤原要馬君） 日程第13「昭和55年度和泉市歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

認定第 3 号

昭和 5 5 年度和泉市歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、昭和 5 5 年度和泉市一般会計及び特別会計決算を別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

昭和 5 6 年 1 2 月 1 5 日提出

和泉市長 池 田 忠 雄

歳出

(単位円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1. 議会費		219,265,000	216,696,801		2,568,199	2,568,199
	1. 議会費	219,265,000	216,696,801		2,568,199	2,568,199
2. 総務費		1,992,240,000	1,968,614,788		28,625,267	28,625,267
	1. 総務管理費	1,026,823,000	1,017,948,041		8,874,959	8,874,959
	2. 徴税費	413,667,000	408,278,111		5,398,889	5,398,889
	3. 戸籍住民基本台帳費	151,113,000	146,470,724		4,642,276	4,642,276
	4. 選挙費	70,368,000	69,771,805		596,195	596,195
	5. 統計調査費	42,360,000	35,461,785		6,898,215	6,898,215
	6. 監査委員費	16,522,000	16,485,299		86,701	86,701
3. 民生費		271,387,000	269,253,968		2,133,032	2,133,032
		6,140,004,000	5,779,506,484		360,497,566	360,497,566
	1. 社会福祉費	2,364,050,000	2,296,512,912		67,537,088	67,537,088
	2. 児童福祉費	1,958,924,000	1,989,201,751		14,722,249	14,722,249
4. 衛生費		1,820,080,000	1,542,120,951		277,959,049	277,959,049
		1,950,000	1,670,820		279,180	279,180
		1,846,676,000	1,829,598,980		17,082,020	17,082,020
	1. 予防衛生費	777,586,000	769,621,219		7,964,781	7,964,781
5. 労働費		998,590,000	989,702,514		8,887,486	8,887,486
		46,280,000	46,050,247		229,753	229,753
		24,220,000	24,220,000		0	0
	1. 失業対策費	88,952,000	77,306,175		6,645,825	6,645,825
	88,952,000	77,306,175		6,645,825	6,645,825	

(単位円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
6. 農林水産業費		429,998,000	427,591,697		2,406,303	2,406,303
	1. 農業費	421,621,000	419,528,895		2,092,105	2,092,105
7. 商工費	2. 林業費	8,377,000	8,062,802		314,198	314,198
	1. 商工費	167,998,000	163,819,873		4,178,127	4,178,127
8. 土木費		167,998,000	163,819,873		4,178,127	4,178,127
		5,022,324,000	3,984,260,965	851,780,000	186,288,035	1,088,063,035
	1. 土木管理費	144,329,000	142,747,129		1,581,871	1,581,871
	2. 道路橋梁費	565,729,000	369,952,434	38,820,000	156,956,566	195,776,566
	3. 河川水路費	214,214,000	213,458,464		755,536	755,536
9. 消防費	4. 都市計画費	1,424,977,000	1,396,735,669	14,090,000	14,151,331	28,241,331
	5. 住宅費	2,673,075,000	1,861,367,269	798,870,000	12,887,731	811,707,731
		539,480,000	539,437,013		42,987	42,987
		539,480,000	539,437,013		42,987	42,987
	1. 消防費	3,190,928,000	3,038,447,625		157,480,375	157,480,375
10. 教育費		282,939,000	264,640,298		18,298,707	18,298,707
	1. 教育総務費	1,627,622,000	1,528,956,767		98,665,233	98,665,233
	2. 小学校費	661,395,000	625,524,657		35,870,343	35,870,343
	3. 中学校費	297,394,000	294,962,308		2,431,692	2,431,692
	4. 幼稚園費	271,229,000	269,309,324		1,919,676	1,919,676
	5. 社会教育費	50,349,000	50,054,276		294,724	294,724
11. 災害復旧費	6. 保健体育費	68,814,000	66,619,208		2,194,797	2,194,797
		43,940,000	42,329,056		1,610,944	1,610,944
	1. 土木施設災害復旧費	24,874,000	24,290,147		583,853	583,853
	2. 農林施設災害復旧費					

(単位円)

款	項	予算現額	支出額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出額との比較
12. 公債費		2,874,077,000	2,867,898,725		6,188,275	6,188,275
13. 諸支出金	1. 公債費	2,874,077,000	2,867,898,725		6,188,275	6,188,275
		874,782,000	873,481,784		1,300,216	1,300,216
	1. 開発公社貸付金	90,000,000	90,000,000		0	0
	2. 災害援護資金貸付金	1,300,000	0		1,300,000	1,300,000
	3. 諸支出金	317,125,000	317,125,000		0	0
	4. 基金費	466,307,000	466,306,784		216	216
14. 予備費		13,952,000	0		13,952,000	13,952,000
	1. 予備費	13,952,000	0		13,952,000	13,952,000
15. 前年度繰上充用金		1,334,000,000	1,323,463,586		10,536,414	10,536,414
	1. 前年度繰上充用金	1,334,000,000	1,323,463,586		10,536,414	10,536,414
歳出	合計	24,798,440,000	23,146,688,594	851,780,000	799,976,406	1,651,756,406

歳入歳出差引歳入不足額 1,008,764,523円

翌年度に繰越すべき財源 38,830,710円

このため翌年度繰上充用金 1,047,595,233円

昭和 年 月 日提出

大阪府和泉市長 池田 忠雄

昭和55年度 大阪府和泉市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書

歳 入

(単位円) △印は減

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
1. 国民健康保険料		1,457,148,000	1,522,197,218	1,426,298,849	9,006,662	86,897,207	△ 30,854,651
2. 一部負担金	1. 国民健康保険料	1,457,148,000	1,522,197,218	1,426,298,849	9,006,662	86,897,207	△ 30,854,651
		10,000	0	0	0	0	△ 10,000
	1. 一部負担金	10,000	0	0	0	0	△ 10,000
3. 使用料及手数料		380,000	484,580	484,580	0	0	154,580
	1. 手数料	380,000	484,580	484,580	0	0	154,580
4. 国庫支出金		2,388,582,000	2,275,277,911	2,275,277,911	0	0	△ 68,304,089
	1. 国庫負担金	1,942,614,000	1,847,988,911	1,847,988,911	0	0	△ 94,675,089
	2. 国庫補助金	395,968,000	427,389,000	427,389,000	0	0	31,371,000
		54,260,000	72,068,542	72,068,542	0	0	17,808,542
5. 府支出金	1. 府補助金	54,260,000	72,068,542	72,068,542	0	0	17,808,542
6. 繰入金		70,000,000	70,000,000	70,000,000	0	0	0
	1. 一般会計繰入金	70,000,000	70,000,000	70,000,000	0	0	0
7. 諸収入		9,500,000	24,201,787	24,201,787	0	0	14,701,787
	1. 延滞金及過料	850,000	76,478	76,478	0	0	△ 278,527
	2. 預金利息	2,500,000	9,621,478	9,621,478	0	0	7,121,478
	3. 雑入	6,650,000	14,503,886	14,503,886	0	0	7,853,886
8. 繰越金		14,464,000	47,378,470	47,378,470	0	0	32,914,470
	1. 繰越金	14,464,000	47,378,470	47,378,470	0	0	32,914,470
歳 入 合 計		3,944,294,000	4,011,608,508	3,915,704,699	9,006,662	86,897,207	△ 28,589,361

歳出

(単位円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1. 総務費		134,900,000	133,139,680		1,760,320	1,760,320
	1. 総務管理費	37,666,000	37,231,282		434,718	434,718
	2. 徴収費	95,869,000	95,367,123		501,877	501,877
	3. 運営協議会費	975,000	306,025		668,975	668,975
2. 保険給付費	4. 趣旨普及費	390,000	235,300		154,700	154,700
		3,760,614,000	3,669,480,847		91,133,153	91,133,153
	1. 療養諸費	3,731,044,000	3,639,910,847		91,133,153	91,133,153
	2. 助産費	23,960,000	23,960,000		0	0
3. 保健施設費	3. 葬祭費	5,610,000	5,610,000		0	0
		1,500,000	1,463,000		37,000	37,000
	1. 保健施設費	1,500,000	1,463,000		37,000	37,000
4. 公債費		5,525,000	2,367,746		3,157,254	3,157,254
	1. 一般公債費	5,525,000	2,367,746		3,157,254	3,157,254
5. 諸支出金		12,180,000	11,841,607		288,393	288,393
	1. 償還金及還付加算金	12,180,000	11,841,607		288,393	288,393
6. 予備費		29,625,000	0		29,625,000	29,625,000
	1. 予備費	29,625,000	0		29,625,000	29,625,000
歳出	合計	3,944,294,000	3,818,292,880		126,001,120	126,001,120

歳入歳出差引残額 97,411,759円

昭和 年 月 日提出

大阪府和泉市長 池田忠雄

昭和55年度 大阪府和泉市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算書

(単位円) △印は減

歳入

款	項	予算現額	調査額	定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1. 繰入金		20,434,000	20,432,868	20,432,868	20,432,868		0	△ 1,137
	1. 一般会計繰入金	20,434,000	20,432,868	20,432,868	20,432,868		0	△ 1,137
2. 繰越金		0	377,533	377,533	377,533		0	377,533
	1. 繰越金	0	377,533	377,533	377,533		0	377,533
歳入	合計	20,434,000	20,810,396	20,810,396	20,810,396		0	376,396

歳出

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1. 公債費		20,434,000	20,432,868		1,137	1,137
	1. 公債費	20,434,000	20,432,868		1,137	1,137
歳出	合計	20,434,000	20,432,868		1,137	1,137

歳入歳出差引残高

377,533円

昭和 年 月 日提出

大阪府和泉市長 池田忠雄

昭和55年度 大阪府和泉市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書

歳 入

(単位円) △印は減

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1. 分担金及負担金		18,761,000	15,847,481	15,847,481		0	△ 2,913,569
	1. 負担金	18,761,000	15,847,481	15,847,481		0	△ 2,913,569
2. 使用料及手数料		13,700,000	13,027,211	13,027,211		0	△ 672,789
	1. 使用料	13,700,000	13,027,211	13,027,211		0	△ 672,789
3. 国庫支出金		60,000,000	60,000,000	60,000,000		0	0
	1. 国庫補助金	60,000,000	60,000,000	60,000,000		0	0
4. 繰入金		257,759,000	256,719,418	256,719,418		0	△ 1,039,582
	1. 一般会計繰入金	257,759,000	256,719,418	256,719,418		0	△ 1,039,582
5. 市債		202,600,000	202,600,000	202,600,000		0	0
	1. 市債	202,600,000	202,600,000	202,600,000		0	0
6. 諸収入		2,400,000	2,400,000	2,400,000		0	0
	1. 受託事業収入	2,400,000	2,400,000	2,400,000		0	0
歳入	合計	555,220,000	550,594,060	550,594,060		0	△ 4,625,940

歳 出

(単位円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 理 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
1. 下水道事業費		489,387,000	486,707,828		2,679,172	2,679,172
	1. 下水道総務費	365,681,000	365,488,049		197,951	197,951
	2. 下水道整備費	123,706,000	121,224,779		2,481,221	2,481,221
2. 公債費		65,333,000	68,886,282		1,446,768	1,446,768
	1. 公債費	65,333,000	68,886,282		1,446,768	1,446,768
3. 予備費		500,000	0		500,000	500,000
	1. 予備費	500,000	0		500,000	500,000
歳 出	合 計	555,220,000	550,594,060		4,625,940	4,625,940

歳入歳出差引残額

0 円

昭和 年 月 日提出

大阪府和泉市長 池田 忠雄

昭和55年度 大阪府和泉市和泉中央丘陵整備事業特別会計歳入歳出決算書

(単位円) △印は減

歳入

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1. 諸収入		949,700,000	309,850,742	309,850,742		0	△ 39,849,258
	1. 受託事業収入	949,700,000	309,850,742	309,850,742		0	△ 39,849,258
歳入	合計	949,700,000	309,850,742	309,850,742		0	△ 39,849,258

歳出

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1. 和泉中央丘陵用地取得等事務費		382,288,000	309,850,742		22,882,258	22,882,258
	1. 和泉中央丘陵用地取得等事務費	382,288,000	309,850,742		22,882,258	22,882,258
2. 予備費		17,467,000	0		17,467,000	17,467,000
	1. 予備費	17,467,000	0		17,467,000	17,467,000
歳出	合計	399,755,000	309,850,742		39,849,258	39,849,258

歳入歳出差引残額

0円

昭和 年 月 日提出

大阪府和泉市長 池田忠雄

○ 議長（藤原要馬君） 提案理由の説明をお願いします。

○ 市長（池田忠雄君） ただいま御上程をいただきました昭和55年度一般会計、特別会計歳入歳出決算認定をお願いするに当たりまして内容の御説明を申し上げたいと存じます。

今回、認定をお願いいたしますのは、一般会計、国民健康保険事業特別会計、公共用地先行取得事業特別会計、公共下水道事業特別会計、和泉中央丘陵整備事業特別会計の5会計でございます。決算書につきましては、本市監査委員さんの御審査を煩わしましたところ、別冊のとおり審査意見をちようだいいたしました。

昭和55年度の経済情勢は、景気回復のきざしが見え始めたものの流動的な国際情勢下のもと、石油供給量の先行き不安等楽観を許さない1年でございます。

そのような状況のもと、本市におきましては、限られた財源の中で効率的かつ計画的な財政運営を行うべく、収支改善に向けて努力を重ねてまいったところでございます。いろいろ議員皆様方の御心労を煩わし、格段の御協力を相賜りまして、予算全体にわたり抑制基調を保ちつつ、歳入面では市税収入、地方交付税などの増額を図り、財政運営の安定化を期したものでございます。

これらの結果、普通会計におきましては、前年度に引き続き単年度黒字決算と相なったことを御報告申し上げますとともに、厚く御礼を申し上げる次第でございます。しかし、実質収支におきましては、10億4,700余万円の累積赤字を抱えておりまして、今後も赤字解消に鋭意努力してまいる所存でございます。

それでは、次に各会計ごとの決算概要を申し上げたいと存じます。

まず、一般会計につきましては、歳入総額221億3,700余万円、歳出総額231億4,600余万円でございます。歳入歳出差し引き10億800余万円の形式赤字と相なります。すでに御承認をいただきました56年度への事業費の繰り越しがございますので、この繰り越すべき財源3,800余万円を差し引きいたしますと、実質赤字額10億4,700万円と相なる次第でございます。

次に、国民健康保険事業特別会計につきましては、歳入総額39億1,500余万円、歳入出総額38億1,800余万円でございます。歳入歳出差し引きいたしますと、9,700余万円の黒字と相なる次第でございます。

次に公共用地先行取得事業特別会計につきましては、歳入総額2,000余万円、歳出総額2,000余万円、歳入歳出差し引きいたしますと、37万余円の黒字と相なった次第でございます。

次に、公共下水道事業特別会計、和泉中央丘陵整備事業特別会計につきましては、歳入総額、歳出総額ともそれぞれ5億5,000余万円、3億900余万円でございます。

以上が今回認定をお願いする各会計の決算状況でございます。よろしく御審議の上、御認定を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明にかえたいと存じます。よろしく願いを申し上げます。

- 議長（藤原要馬君） 本件について総括質問を行います。
- 13番（並河道雄君） いま、市長から御説明がございましたように、単年度黒字とはいえ膨大な累積赤字を抱え、非常に厳しい財政状態にあるようです。そこで、細かいことは委員会に付託するとして、2、3総括的に伺いたいと思います。

第1点目に経常収支比率ですが、相変わらず府下都市平均89.5%を大きく上回っておりまして非常に厳しいわけですが、これの対応策をどのようにされているか、伺いたいと思います。

それから、公債費比率が非常に高いことの対応ですが、昭和55年度においてどのようにされたか。単年度では19.1%ですが、3カ年平均ではやはり19.6%と高水準なので、その辺をお伺いしたいと思います。また、今後の年次においての対応もお聞きしたいと思います。

それから、不用額が非常に増加いたしまして前年度比111.4%ということですが、その最も大きな原因、理由をお伺いしたいと思います。

以上です。

- 議長（藤原要馬君） 理事者答弁。
- 財務部次長（北野敦雄君） お答えいたします。

ただいま3点ほど御質問いただきましたが、第1点目の経常収支の関係でございます。御指摘のとおり、55年度決算における経常収支比率は98%でして、府下平均を大きく上回っているわけでございます。経常収支は悪化いたしておりますが、過去3カ年の間では順次改善いたしてまいったところでございますが、まだ依然として高い比率を示しております。特に本市の特性といたしまして、経常一般財源の大宗を占める市税収入、地方交付税を合わせた人口に1人当たりの平均額が他市に比べてかなり低い実態にございます。かようなことで、いろいろ改善については困難な状態にあるわけでございますが、今後もさらに一段と改善に意を注いでまいりたいと存ずるものでございます。

2つ目の公債費比率の関係でございますが、55年度末決算では19.6%でございまして、これも依然として20%に近い比率を示しております。常々、公債費対策については意を配っているものでございますが、本市の財政実態は、地方債に依存しなければ事業がやっていけない現実でございます。しかし、この中でもできるだけ今後、地方債の発行は少なくする方向で対処してまいりたいと存じております。今後とも公債費比率等の動向に意を払いながら適正な財政運営に努めてまいりたいと存ずるものでございます。

3つ目の決算での不用額が多いということの内容でございますが、決算書の5ページから7ページにかけて予算の款項別に不用額をあげてございます。この中で特に不用額の多いものにつきまして、2、3についてその理由を申し上げたいと思います。

まず、民生費の関係でございますが、総額で3億6,000余万円の不用額が出てございまして、この中で生活保護関係の経費で2億7,700万円程度の不用額、これは55年度、医療費扶助関係の引き上げがなかったこととか、生活保護人員の増加を見込んでおりましたが、若干、その伸びが少なかったためによるものでございます。

それから、土木費の関係ですが、1億8,600万円の不用額がございますが、環境改善事業の関係で道路整備事業関係が主なものでございますが、用地等の関係で施行できなかったものが主でございます。

それから、教育費の関係でございますが、1億5,700万円でございます。その中で主なものとして、住宅公団の施行いたしました鶴山台南小学校、光明台南小学校、光明台中学校等の立てかえ施行の関係施設等の買い戻し事業がございます。これが55年度、国庫補助金等の枠の関係もございまして、その点で当初計画いたしておりました補助金等の枠が減少になりまして、その分が実質上不用額となったものでございます。しかし、これにつきましては、学校運営には支障がないものでございます。

以上のほかいろいろあるわけでございますが、その他の科目につきまして、各経費の節減などによりまして、予算の各節の不用額を積み上げられたものでございます。

以上が、主な不用額の内容でございます。

- 議長（藤原要馬君） 他に。
- 8番（原 重樹君） 3点ほど総括してお伺いいたします。

まず、54年度に続いて2年続きの単年度黒字となっておりますが、55年度についての大きな要因は何か。

2つ目には、55年度末の市債の合計はいかほどになるか。それと、一般と同和の内訳、同様に利子の内訳もお願いいたします。

3つ目に、公共施設整備基金についてですが、この基金の利子の合計はどのくらいか。そして、その使い道はどうされてるのか。また、使い道について問題はないのかどうか。

この3点をお伺いいたします。

- 議長（藤原要馬君） 答弁。
- 財務部次長（北野敦雄君） お答えいたします。

順序が相前後いたしますが、まず、市債残高の関係でございますが、55年度末現在、一般会

計で申しますと、246億4,100万円でございます。この内訳でございますが、一般分が108億3,800万円、同和分ですが、これは同和事業関連分も含めて、ということで御理解いただきたいんですが、143億300万円でございます。

それから、起債の当年度元利償還の関係でございますが、一般分は13億500万円、この元金が5億4,500万円、利子が7億5,900。同和関連分でございますが、元利合計12億6,000万円、うち元金が4億3,300万円、利子が8億2,700万円でございます。合計いたしまして、元金が9億7,800万円、利子が15億8,600万円、総合計当年度元利償還額が25億6,500万円でございます。

それから、単年度黒字の要因ということでのお尋ねでございますが、55年度2億7,500万円の黒字となったわけですが、これにつきましては、いろいろ分析の仕方、見方もあると思います。歳出入をながめまして平たく申し上げますと、歳入の関係では、市税の収入が前年度より比較的伸びがありまして17%増、額にして9億4,700万円程度増収があったわけでございます。それと、地方交付税関係で前年度に比べ普通交付税、特別交付税を合わせて4億3,400万円程度でございます。もう一つ、別のお尋ねでございます公共施設整備基金からの運用収入ということで利子の収入がございます。これが1億2,300万円でございます。これが歳入の関係で増収になったものでございます。

一方、歳出の関係では、人件費が約4億円の増、給与改定、定期昇給関係でございます。それから扶助費関係、各種団体、泉北環境分担金、公債費の元利償還金の関係がございます。

こういったことでの歳入歳出の増加を差し引きして単年度黒字の要因ということの説明にかえさせていただきます。

それから、もう一つの公共施設整備基金の運用収入の利子の使い道、額の関係でございますが、55年度基金を運用した利子収入を歳入に入れさせていただいたわけですが、それが先ほど申し上げましたように1億9,300万円でございます。これの元金でございます宅地開発指導要綱に基づく負担金につきましては、公共事業に充てさせていただいておるわけでございます。利子につきましては用途は特別に限定いたしてございませぬ。一般財源収入として収入させていただいた次第でございます。御了承いただきたいと思います。

- 8番（原 重樹君） いずれ決算委員会での審議になると思いますが、ただ、2年続きのくみ取り料金の値上げとか、黒とはいうもののいまお伺いしたように、年間予算を上回るほどの市債が減っていない状況、その中で同和問題など多くの問題があろうかと思っております。こうした点でも決算委員会での詳細な審議をお願いいたしまして、終わっておきます。
- 議長（藤原要馬君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

本件につきましては十分審議をお願いいたしたいと思っておりますので、後刻、設置をお願いいたします決算審査特別委員会に付託の上、閉会中の御審議をお願いいたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

○ 議長(藤原要馬君) 日程第14「決算審査特別委員会の設置について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議会議案第13号

決算審査特別委員会の設置について

地方自治法第110条第1項並びに和泉市議会委員会条例第3条第1項の規定により次のとおり特別委員会を設置する。

昭和56年12月16日提出

和泉市議会議員

天堀博	並河道雄
若浜記久男	穴瀬克己
竹内修一	大谷昌幸
田中包治	奥村圭一郎
勝部津喜枝	貝淵博治
成田秀益	

記

1. 委員会の名称

決算審査特別委員会

2. 付託事項

昭和55年度和泉市歳入歳出決算

3. 委員会の構成

本委員会は委員12名をもって構成する。

4. 付託期限

本委員会は閉会中も審査並びに調査を行なうことができることとし、係る諸問題が完結す

るまで継続するものとする。

- 議長（藤原要馬君） 提案理由の説明を願います。
- 10番（天堀 博君） ただいま上程されました議会議案第13号につきまして、はなはだ借越ではございますが、提案者を代表いたしまして提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、昭和55年度の和泉市一般会計及び特別会計を認定するに当たり、慎重審査を期するために本特別委員会を設置するものでありますので、どうか御承認いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

- 議長（藤原要馬君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認めます。

本件を可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって議会議案第13号は原案どおり可決決定いたします。



- 議長（藤原要馬君） 日程第15「決算審査等別委員会委員の選任について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議会議案第14号

決算審査特別委員会委員の選任について

和泉市議会委員会条例第4条第1項の規定により次のとおり選任するものとする。

昭和56年12月16日提出

和泉市議会議長

藤原要馬

記

決算審査特別委員会委員（12名）

- 議長（藤原要馬君） 本決算審査特別委員につきましては、私より選任させていただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、委員の氏名を局長をして朗読させます。

(市会事務局長朗読)

- 市会事務局長(吉岡昭男君) 順不同、敬称を略させていただきます。

決算審査特別委員会委員に、柳瀬美樹、出原平男、若浜記久男、竹内修一、勝部津喜枝、直村静二、成田秀益、穴瀬克己、赤阪和見、大谷昌幸、田中昭一、奥村圭一郎
以上12名でございます。

- 議長(藤原要馬君) ただいまの朗読どおり選任することにいたします。委員の皆さんには大変御苦勞ではございますが、よろしく願います。

○

- 議長(藤原要馬君) 日程第16「和泉市母子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第45号

和泉市母子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について
和泉市母子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和56年12月15日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市母子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例(案)

和泉市母子家庭医療費の助成に関する条例(昭和55年和泉市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「並びに同条第3項第1号及び第3号」を「及び同条第3項第2号」に改める。

附 則

この条例は、難民の地位に関する条約又は難民の地位に関する議定書が日本国について効力を生ずる日から施行する。

理 由

難民の地位に関する条約等への加入に伴う出入国管理令その他関係法律の整備に関する法律による児童扶養手当法の改正に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

新	旧
<p>(対象者)</p> <p>第2条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、本市の区域内に居住地を有する者であつて、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号。以下「法」という。）の規定により、児童扶養手当を受けている母又は女子である養育者（法第9条から第11条までに規定する所得の額の計算方法について、老人福祉法施行令（昭和38年政令第247号）第4条第3項及び第4項の規定を準用した場合において、児童扶養手当を受けられることとなる母又は女子である養育者を含む。以下この項において「母等」という。）及びその者が監護し、又は養育する児童のうち、次の各号の一に該当する者とする。</p> <p>(1) 15歳未満の児童及び15歳に達した日からその日以後における最初の3月31日までの間にある児童</p> <p>(2) 前号に掲げる児童を監護し、又は養育する母等</p> <p>(3) 18歳未満の児童及び18歳に達した日からその日の属する月の末日までの間にある児童（第1号に掲げる児童を除く。）</p> <p>2 法第4条第2項第2号から第4号まで及び同条第3項第2号の規定を適用しない場合において、前項の規定に該当する者は、同項に規定する者とみなす。</p> <p>3 略</p>	<p>(対象者)</p> <p>第2条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、本市の区域内に居住地を有する者であつて、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号。以下「法」という。）の規定により、児童扶養手当を受けている母又は女子である養育者（法第9条から第11条までに規定する所得の額の計算方法について、老人福祉法施行令（昭和38年政令第247号）第4条第3項及び第4項の規定を準用した場合において、児童扶養手当を受けられることとなる母又は女子である養育者を含む。以下この項において「母等」という。）及びその者が監護し、又は養育する児童のうち、次の各号の一に該当する者とする。</p> <p>(1) 15歳未満の児童及び15歳に達した日からその日以後における最初の3月31日までの間にある児童</p> <p>(2) 前号に掲げる児童を監護し、又は養育する母等</p> <p>(3) 18歳未満の児童及び18歳に達した日からその日の属する月の末日までの間にある児童（第1号に掲げる児童を除く。）</p> <p>2 法第4条第2項第2号から第4号まで並びに同条第3項第1号及び第3号の規定を適用しない場合において、前項の規定に該当する者は、同項に規定する者とみなす。</p> <p>3 略</p>

○ 議長（藤原要馬君） 提案理由の説明をお願いします。

○ 市民部長（富田宏之君） それでは、お許しを得まして、ただいま御上程をいただきました議案第45号「和泉市母子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について」提案の理由並びにその内容を御説明申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、母子家庭の生計の安定と児童の健全な育成を図るため、昨年10月より母子家庭の医療費の助成を行っておりますが、今般、難民の地位に関する条約等への加入に伴う出入国管理令その他関係法律の整備に関する法律の制定によりまして児童扶養手当法が改正され、それに伴い本条例の整備を行う必要が生じたので、御提案させていただいた次第でございます。

次に、その内容でございますが児童扶養手当法第4条第3項第1号で、日本国民でないときは児童扶養手当を支給しない、となっておりますが、今回の法改正により国籍要件が撤廃され、外国人にも支給されることとなり、和泉市母子家庭医療費の助成に関する条例につきましては、昨年10月の施行当時より国籍要件を問わず、外国人にも適用いたしておりましたので、内容については何ら変わりはありませんが、本条例の整備をいたしたく、第2条第2項の一部を改めさせていただきます。

なお、附則といたしまして、この条例は難民の地位に関する条約又は難民の地位に関する議定書が日本国について効力を生ずる日、すなわち昭和57年1月1日から施行させていただきたいと存じます。

以上、簡単でございますが、提案の理由並びにその内容の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議くださいます、原案どおり可決御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○ 議長（藤原要馬君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって議案第45号を原案どおり可決決定いたします。

○ 議長（藤原要馬君） 日程第17「和泉市民交通傷害補償条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第46号

和泉市民交通傷害補償条例の一部を改正する条例制定について
和泉市民交通傷害補償条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和56年12月15日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市民交通傷害補償条例の一部を改正する条例(案)

和泉市民交通傷害補償条例(昭和43年和泉市条例第14号)の一部を次のように改正する。
第8条第2項を次のように定める。

- 2 この制度に加入しようとする者が当該加入年度の4月1日(保険期間の中途から加入しようとする者(以下「中途加入者」という。))については、当該加入日において次の各号の1に該当する場合には、市はその者が負担すべき前項の負担金のうち180円(中途加入者については、当該加入日の属する月から月割計算した額)を負担するものとする。
- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定により生活扶助を受けている者
 - (2) 5歳以上16歳未満の者(前号に該当する者を除く。)
 - (3) 65歳以上の者(第1号に該当する者を除く。)
 - (4) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者(前3号に該当する者を除く。)
 - (5) 厚生大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けた者(前各号に該当する者を除く。)

附 則

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

理 由

障害者の福祉を増進するため、市民交通傷害保険の加入者負担金の軽減措置の範囲を身体障害者にまで拡充する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

新	旧
<p>(加入者負担金)</p> <p>第8条 この制度に加入しようとする者は、1人につき年額480円の負担金を納付しなければならない。ただし、保険期間の中途から加入しようとする者の負担金は、加入しようとする日の属する月から月割計算した額とする。</p> <p>2 この制度に加入しようとする者が当該加入年度の4月1日(保険期間の中途から加入しようとする者(以下「中途加入者」という。))については、当該加入日)において次の各号の一に該当する場合には、市は、その者が負担すべき前項の負担金のうち180円(中途加入者については、当該加入日の属する月から月割計算した額)を負担するものとする。</p> <p>(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定により生活扶助を受けている者</p> <p>(2) 5歳以上16歳未満の者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>(3) 65歳以上の者(第1号に該当する者を除く。)</p> <p>(4) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第288号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者(前3号に該当する者を除く。)</p> <p>(6) 厚生大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けた者(前各号に該当する者を除く。)</p>	<p>(加入者負担金)</p> <p>第8条 この制度に加入しようとする者は、1人につき年額480円の負担金を納付しなければならない。ただし、保険期間の中途から加入しようとする者の負担金は、加入しようとする日の属する月から月割計算した額とする。</p> <p>2 この制度に加入しようとする者が次の各号に該当する者である場合には、市は、その者が納付すべき前項の負担金のうちそれぞれ当該各号に掲げる額(保険期間の中途から加入しようとする者については、加入しようとする日の属する月から月割計算した額)を負担するものとする。この場合において、その者が第1号に該当し、かつ、第2号又は第3号にも該当する者であるときは、第1号の規定のみを適用する。</p> <p>(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定により扶助を受けている者 年額180円</p> <p>(2) 5歳以上15歳以下の者 月額180円</p> <p>(3) 65歳以上の者 年額180円</p>

○ 議長（藤原要馬君） 提案理由の説明をお願いします。

○ 産業衛生部長（広岡史郎君） ただいま御上程いただきました議案等46号の議案書に関し、記載漏れが生じてございましたことをまずもって深くおわび申し上げます。お手元に御配付申し上げております正誤表のとおり、捜入訂正を賜りますよう、おわびとお願いを申し上げます。

それでは、議案第46号「和泉市民交通障害補償条例の一部を改正する条例制定について」、提案の理由並びにその内容を御説明申し上げます。

最近の厳しい交通事情の中において、弱い立場にある老人、児童には現在加入負担金の割引措置を実施して加入促進を図るとともに交通事故被災者の救済に努めてまいっておりますが、本年の国際障害者年を契機に障害者福祉の増進を図るため、障害者にも加入負担金の割引措置を実施しようとするものでございます。

内容といたしましては、8ページの新旧対照表に記載してございますように、本条例第8条第2項第4号として、身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者及び第5号として、厚生大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けた者を加えて障害者の加入負担金の軽減を図りたいと存じております。

なお、附則といたしまして、この条例は昭和57年4月1日から施行することといたしております。

以上、簡単でございますが、提案の理由並びに内容の御説明を終わります。何とぞよろしく御審議を賜り、原案どおり可決御決定賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（藤原要馬君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

○ 16番（赤阪和見君） 確認だけ。

身体障害者福祉法は、1級から6級までの手帳交付者ということですね。そして、療育手帳の交付を受けた者、とありますが、傷痍軍人の戦争関係者も含んでるわけですか。身体障害者福祉法の中に含まれてるのか。それとも、もう1項目入れなければだめなのか、その点だけ。

○ 議長（藤原要馬君） 答弁。

○ 産業衛生部長（広岡史郎君） 御指摘の戦傷病者の方々はそれぞれ手帳を交付されておまして、身体障害者手帳も交付されてるのが現状でございます。現在、和泉市内に100名程度おられますが、それぞれ身体障害者手帳交付もできることとなっておりますので、それらもあわせてPRしてまいりたい。かように思っております。

○ 16番（赤阪和見君） 若干、身体障害者手帳を受けなくして、戦傷病者の手帳を持ってるという方がありますね。それも含んでるわけですか。それとも、こう書かれてる以上は身体障害者手帳を新たに受けなくてはならないことになるのか。

もう1点は、難病認定患者がありますね。障害者にならないという点もたくさんありますが、その点の救済措置をどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

- 産業衛生部長（広岡史郎君） もちろん、ここで規定させていただいておりますように、身体障害者手帳の交付を受けた者、と限定されておりますので、戦傷病者手帳をお持ちだけでは本項に該当しないと考えております。この障害者手帳の交付を受けていただくという形でPRしてまいりたい。

なお、難病の御質問がございますが、今後の課題として鋭意取り組み検討してまいりたいと考えております。

- 16番（赤阪和見君） 要望だけ。

いま、戦傷病者手帳を持っておって障害者手帳がないという方についてもPRし、今後の課題としてやっていく。また、難病、公害の認定を受けてる方でも大きなハンデを背負うわけですから、そういう点もあわせて見直しを図ってほしいと要望しておきます。

- 議長（藤原要馬君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、議案第46号を原案どおり可決決定いたします。



- 議長（藤原要馬君） 日程第18「和泉市と泉大津市との境界の一部変更について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第47号

和泉市と泉大津市との境界の一部変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項の規定により、昭和57年5月1日から和泉市と泉大津市との境界の一部を次のとおり変更することを大阪府知事に申請する。

昭和56年12月15日提出

和泉市長 池田忠雄

泉大津市に編入する区域

和泉市富秋町217、220、尾井町1031の2、1038の2、1041、1045、1046、
葛の葉町383、387の1、403の2、405、406、408から410まで、
411の1、413の1、415

和泉市に編入する区域

泉大津市綾井11の1、尾井千原125の1、131の2、森383及びこれらの区域に
隣接介在する道路である国有地の全部

議案第47号参考資料1

境界変更の地番、地目及び地積調書

(1) 和泉市から泉大津市に編入する区域

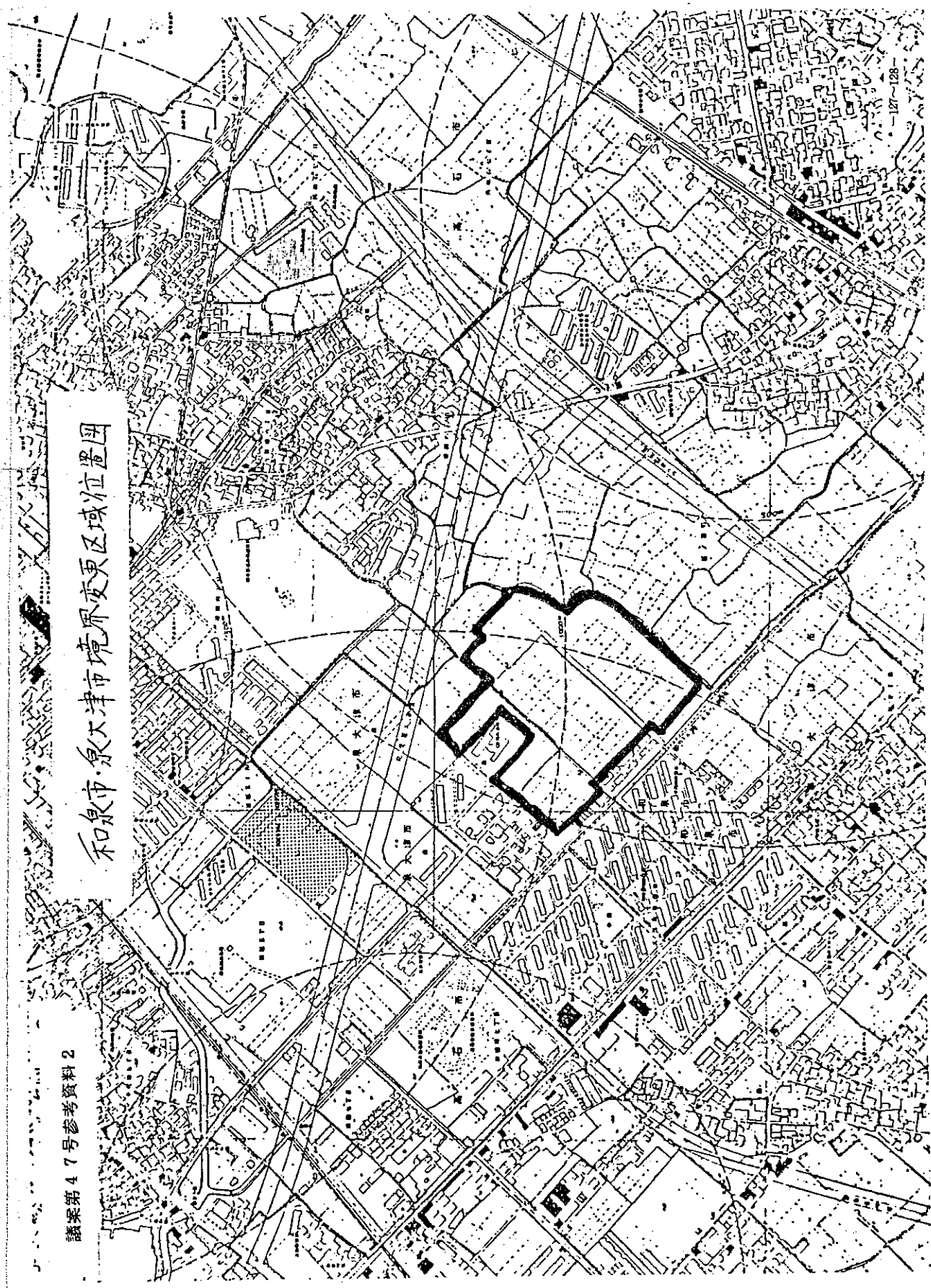
所 在	地 番	地 目	地 積
和 泉 市 富 秋 町	2 1 7	宅 地	2,330.57 m ²
〃	2 2 0	〃	882.64
和 泉 市 尾 井 町	1 0 3 1-2	〃	6.13
〃	1 0 3 3-2	〃	30.62
〃	1 0 4 1	〃	948.76
〃	1 0 4 5	〃	998.84
〃	1 0 4 6	〃	1,120.66
和 泉 市 葛 の 葉 町	3 8 3	〃	2,016.51
〃	3 8 7-1	〃	784.56
〃	4 0 3-2	〃	6.64
〃	4 0 5	〃	1,319.00
〃	4 0 6	〃	1,001.65
〃	4 0 8	〃	998.85
〃	4 0 9	〃	988.42
〃	4 1 0	〃	1,120.66
〃	4 1 1-1	〃	337.02
〃	4 1 3-1	〃	360.09
〃	4 1 5	〃	2,535.52
合 計	1 8 筆		17,786.14

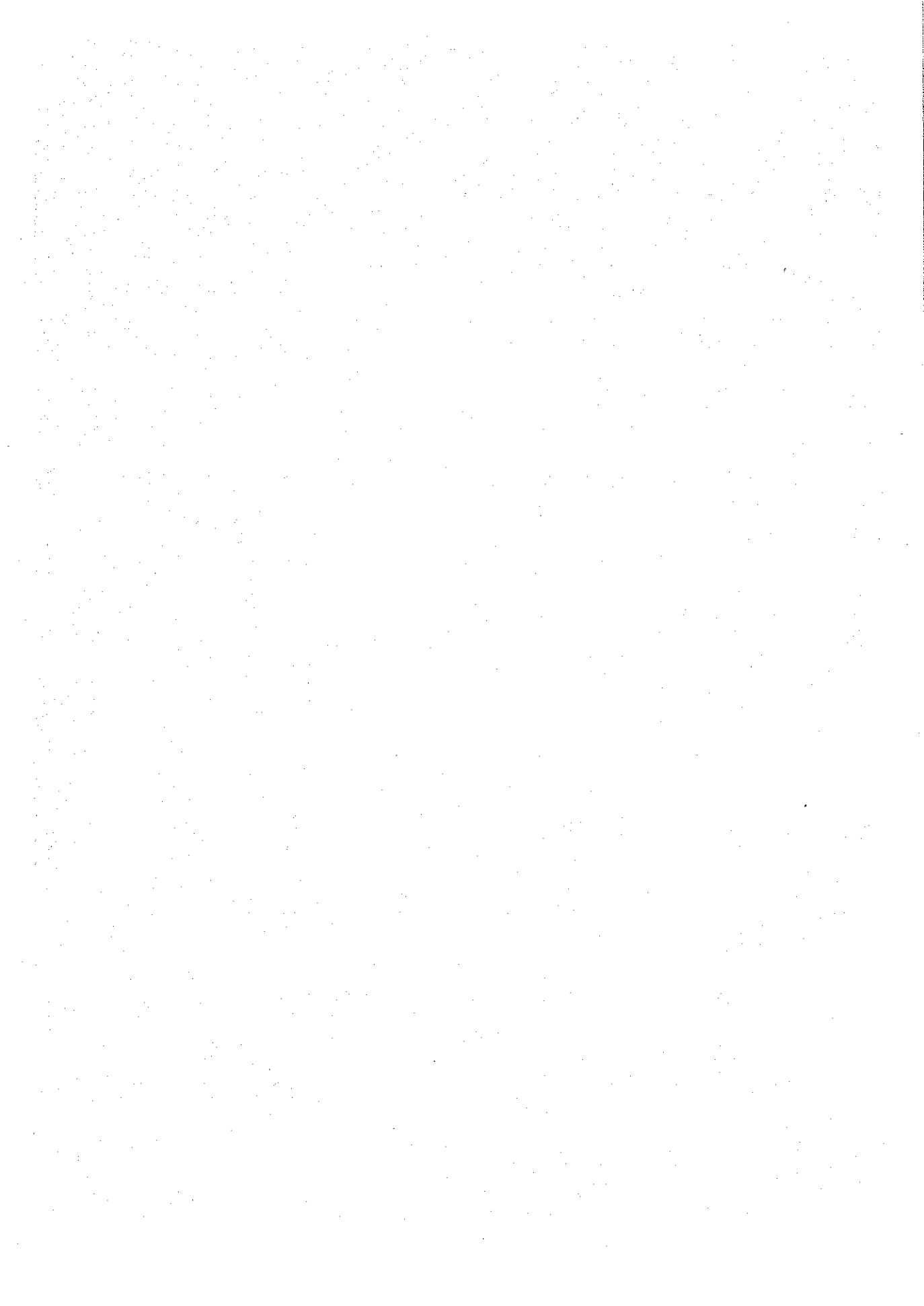
(2) 泉大津市から和泉市に編入する区域

所 在	地 番	地 目	地 積
泉大津市 綾 井	11-1	宅 地	12,391.40 m ²
泉大津市 尾井千原	125-1	〃	3,180.58
〃	131-2	〃	1,227.32
泉大津市 森	383	〃	1,616.51
		道路であ る国有地	944.00
合 計	4 筆		19,359.81

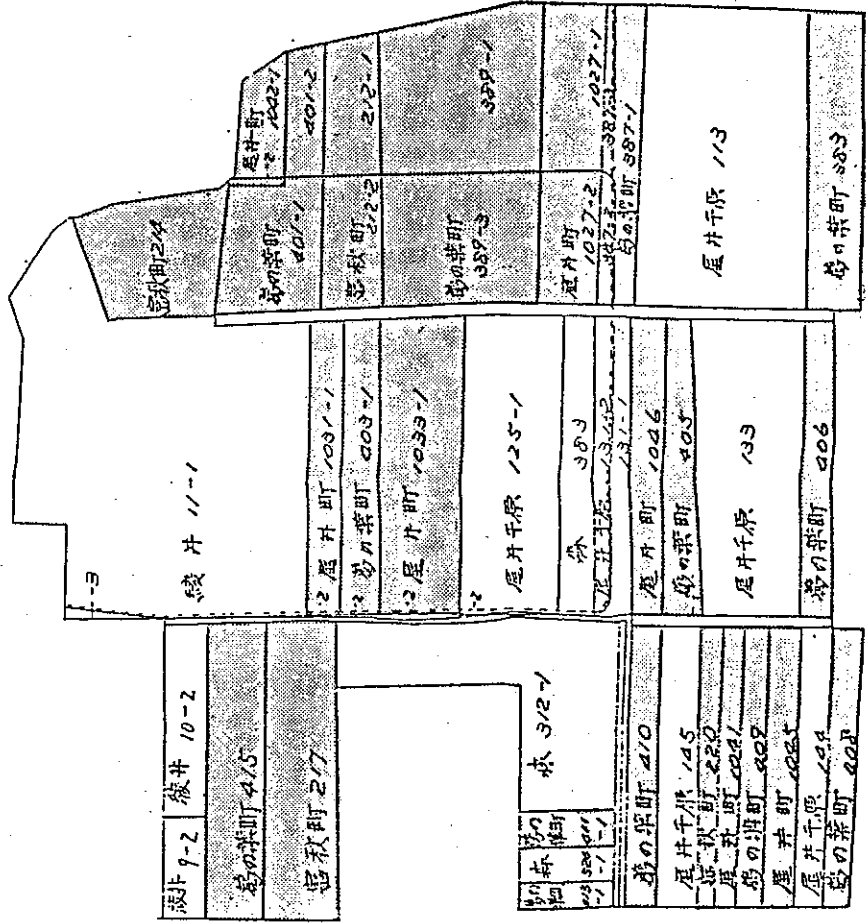
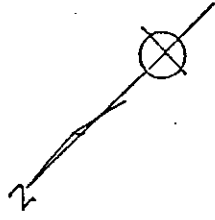
議案第47号参考資料2

和泉市・泉大津市境界変更区域位置図





境界変更区域地籍図 (変更前)



凡例	
-----	登記簿綴
□	泉大津市
□	和束市

縮尺 2000 分の 1

議案第47号参考資料5

地方自治法（昭和22年法律第67号）抜粋

第7条 市町村の廃置分合又は市町村の境界変更は、関係市町村の申請に基き、都道府県知事が当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を自治大臣に届け出なければならない。

2～4 略

5 第1項、第3項及び前項の申請又は協議については、関係のある普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（以下略）

- 議長（藤原要馬君） 提案理由の説明を願います。
- 参与（西川喜久君） お許しをいただきまして、ただいま御上程をいただきました議案第47号「和泉市と泉大津市との境界の一部変更について」の提案の理由並びにその内容の説明を申し上げます。

まず、提案の理由についてでございますが、本市と泉大津市との境界が大変ふくそうし、また飛び地が多数散在していることは、すでに御承知のことと存じます。この境界付近におきまして、すなわち別冊参考資料2でお示した位置でございますが、このたび大阪府住宅供給公社の宅地開発並びに府立高校の建設が計画されておりまして、これが完成した場合には、現在の境界のままでは住民生活及び市民サービスに不便と混乱さもたらすことが予想されますので、これを未然に防止すべく、ここに両市境界の変更を御提案申し上げる次第でございます。

次に、その内容を説明申し上げます。

今回、住宅開発等が行われる区域全体の地域の現況は参考資料3のとおり、非常に複雑に入り組んでおりますが、これを次のページの参考資料4のとおり両市境界を変更いたしたく、そのための議案書10ページあるいは参考資料1に記載のとおり、開発区域のうち和泉市富秋町2(17)外17筆、合計17,786.14平米を泉大津市の区域に編入する一方、泉大津市綾井11の1外3筆及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地合計19,359.81平米を本市の区域に編入しようとするものでございます。

議案内容は以上のとおりでございますが、御参考までに本議会の議を賜った後の手続を申し上げますと、参考資料5でも明らかになったように、府知事への申請、府議会の議決、自治大臣への届け出が行われることとなるわけでございます。

なお、この変更案につきましては去る11月24日、泉大津市和泉市行政境界適正化協議会において両市の協議が整ったものでございます。また、これ以外の両市の境界の適正化につきましても今後、積極的に取り組んでまいることと同協議会におきまして合意をいたしておるところでございます。

以上、簡単でございますが、提案の理由並びに内容の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議を賜り、原案どおり御可決御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

- 議長（藤原要馬君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 19番（大谷昌幸君） 国が元は昔から非常にむずかしい問題であり、大事な問題でありますので、あえて2、3点お尋ねしたいと思います。

先ほどで参考の御説明にもありましたように、11月10日でしたが、泉大津市和泉市行政境界の特別委員会適正化協議会が開かれ詳細にわたって御審議をなされた由でございますが、かよ

うな市議会の議決を経、かつ都道府県議会の議決を経、自治大臣に申請するようなことが、所管の常任委員会の総務委員会に何ら事前に話がないのはいかなる見解に基づくものでありますか。

次いで面積であります。泉大津市と和泉市が相互に編入する面積を端数を切り捨てて概算いたします。道路の国有地を含めて当市の方が1,573平米多くもらうことになっております。これについて、将来的に何らかの形で当市より泉大津市に編入あるいは見返りとしてお渡しするような約束、強いて申しますと密約があるか否か。

第3点、国有地である道路ということですが、この道路が道路形態として今後、和泉市域に残されるのであるか、それともこの道路の状態が何らか変更されるものであるか。

以上、3点について伺います。

○ 議長（藤原要馬君） 答弁。

○ 企画課長（神藤恒治君） ただいまの大谷議員さんの御質問の3点につきまして、企画課長から答弁いたします。

まず、これらの行政境界適正化に係る問題につきましてどうして総務委員会に諮らなかつたか、これにつきましては日程的なこともございましたけれども、行政境界適正化協議会の議会から選出をいただいておりますメンバーといたしましては、一応、議会の常任委員会の委員長さんに御加入いただいております。また、特に地元的に関連の深い地元議員さんといった趣旨で御選任いただいております。そして、総数9名の委員さんになっておりますので、議会議員さんの意思が協議会の中において十分反映されておるといった行政上の解釈というか考え方で総務委員会に諮らなかつたものでございます。よろしく御了解賜りたいと存じます。

それから、第二点目の面積の多少につきましては、確かに今回の場合、本市が受ける面積が若干上回っております。しかし、これらにつきましては、面積の多少にかかわっては非常に行政境界適正化が困難である。あくまでも、今後の土地利用について支障のないような形で行政境界の線引きをしようといったことで両市一定の合意に達した。したがって、今回、和泉市が多かつたからといって、今後の適正化の段階でそれを何らかの形で埋め合わせするといった慣行的な形は一切とってございません。

第三点目の道路の関係でございますが、一応、現在当該地域では、泉大津市が道路認定されて使用しておる部分がございます。しかし今後、泉大津市側では主として住宅が開発され、本市側では府立高校等が主体でございます。そういった土地利用を図る上でその道路がさらに拡大整備された形で生かされ出入りされ、本市のふえた部分については本市の地域になるといったことで、ちょっと凶面がなくて残念ですが、そういったことで、今後の土地利用上、本市に係る部分は多

分にあるといった性質のものでございます。簡単ですが、答弁といたします。

- 19番(大谷昌幸君) 第一点の総務委員6名の中で正副委員長の2名が関係している、あとの4名の者に事前に説明できる時間的な余裕がなかったのか。委員会が開けなければ、この資料を持って説明するだけの熱意と時間がなかったのか、それだけもう一遍ははっきり言うてください。

- 企画課長(神藤恒治君) 再度お答えいたします。

確かに御指摘の点について、われわれも反省しているところでございます。実は泉大津市との合同的な協議会がございまして、そして、その協議会に先立ちまして、本市の関係する協議会をまず持たせていただき、両市の合同の協議会を持たせていただきました。その間に一定の期間があったわけですが、その間に総務委員会が開かれたことは事実なんです。そのときには、この案件というか、それについては両市の合意を得ておりませんでしたし、果たしてこの12月議会に上程できるかどうか不確定な要素がございました。したがってその時点では、総務委員会を開催したときに出せなかったといった事務的な事情があったわけでございます。そしてその後、総務委員会を開くのに日程的に泉大津市との合同議案ということで事務的に長引いたものでございまして、その点の事情をよろしく御了解賜りたいと存じます。

- 19番(大谷昌幸君) 時間を取るのも議長さんをお願いしておきますけれども、これ印刷に廻して我々の手元に入るまでやっぱり数日あるはずなんです。その間に何らかの形でね、4人や5人の方の所を廻っても半日もあればよく出来る事ですから、今後、このような事のないように十分に注意していただきたくお願いしたいと思います。

それから第2点目の面積、これは一応了としますが、3点目の国有地の道路ね、道路の形態のまま残るならば、今後市道として残って行く訳でしょう、以後の手入れなどは、ここでは和泉市の住民が一人もおらないはずなんです。現在、田んぼですから、それをどんな具合でやって行くんですか。それと今度は大津側へ行くところには道路が一つもない、この辺が我々理解できない。

- 企画課長(神藤恒治君) 道路につきましては、現在里道、あるいは水路、そして泉大津市が認定しておる道路と言った性格のものが何本かございます。

しかし、本市に入る部分につきましては、いわゆる高校用地、そういった土地利用上に含まれる道路となっておりますので、今後はこの道路即和泉市の道路として、管理するような形にはならないと、そして他にも道路がございまして、現在の道路形態がある程度周辺で固まっております。それらにつきましては、それらの延長をこの開発地の中にも取り入れた形で接

続すると、しかしその場合についての道路の管理認定と申しますか、つきましては泉大津市サイドの道路がほとんど100パーセント近い形になろうかと考えております。

○ 19番(大谷昌幸君) とにかくこういうところがね、何年も前からありますように、和泉市と泉大津市の中では飛地が交錯して、非常に相互に困っている訳です。特に和泉市にとっては、第二阪和からこちらに泉大津市がかなり入っておって、しかも、向こうの繁華街的なところもあったりして、当市としては非常に迷惑をこうむっている訳ですから、特に理事者の方をお願いしておきますけれども、今後このような問題は適正化委員会ももちろん大事でありますし、総務委員会も絶対におそろかにしてもらいたくないという事を特に要望して終わります。

○ 議長(藤原要馬君) 赤阪君。

○ 16番(赤阪和見君) 私も、協議会には入らせていただいて、その時には意見も申し上げた訳ですが、若干、再確認の意味と、それとお願いしておきたいと思います。特に今回のところ、後の用地、計画ですね。ここで住宅が泉大津市側にはりつき、又、和泉市の一部にも住宅がはりつくというような大阪府の供給公社の計画が出されておりました。そういう点で今回、このような、このさっぱりとした事を行っても、この同じ住宅の人達が2分して9割の人が泉大津市、後の1割が和泉市へなるという事がもしあるとするならば、今後大きなうれいを残すという事になると思う訳です。そういう点で、今後の用地の事で考えた上での決定にさせていただきたい、このような事を絶対ささないという、確約でも取るぐらいの事ではいただかなければ、和泉市の用地のところは非常に住民が又困るんじゃないか、というのは一面、参考資料の1枚目、後で請願として出て来ます、助松団地の泉大津市への編入のお願い、これらを勘案して見ますと、富秋町の助松団地のこれの大きく取り上げて行く以上は、今後の新たな住宅のはりつきというものを考えていただかなければ、特に公共的なものであればある程、余計にそれをさせていただかなければならないと、その点の決意の程を一点だけ聞かしていただきたい、このように思います。

○ 議長(藤原要馬君) 答弁。

○ 参与(西川喜久君) お答え申し上げます。前回の関係議員さんのお集まりいただいた時にも、赤阪議員さんからその点これについてご質問がございました。先程申し上げましたように、和泉市区域は境界変更後の面積は38,189平方メートルある訳でございますが、我々としては、出来る限り高校と公園のみに一つ、やっていきたいという考え方を持っております。当初一部絵の中には一部その住宅の建設を計画としては予定されておるのは事実でございます。

前回ご説明申し上げました通りでございますが、今後、我々も境界線の適正化する上においても一つ出来る限り、我が市の方には、高校と公園のみでとどめてもらうべく、最善の努力を今後してまいりたいとこのように考えております。

- 16番（赤阪和見君） もし、これ出来る限り結構ですけれども、今日の答弁は、しかし、もし住宅が張りつくという事になれば、これは大変なことも、これ以上いこう事出来ないという事になればそこに住む人の不便さというのはあると思う訳です。

そういう点では、やはり、もし住宅が張りつくという事になれば、考えて行かなければこのまま通す訳にはいかんというような事も起こってくると、この前私も意見として言いましたけれども、今日は本会議ですので、その点ははっきりとしといていただきたいという点であります。もしもそういう事があればという、確実に絵に土地利用の計画には住宅という事が張りついておりましたんで、その点、その後の話し合いとしてどこまで進んでいるのか、その点だけははっきりとしておいて下さい。

- 企画課長（神棟恒治君） 和泉市側の土地利用につきましてご指摘の点につきましては、現在までの段階でご提示申し上げておる事でございますが、その後、府立高校用地については、これはまず方針には変更がないと思いますが、和泉市側に一棟住宅を張りつけるという事につきましては、本市の行政境界の問題もからんで将来にいろいろと問題が生じる可能性がある、したがって、これについては引き続いて、たとえば用途変更する、あるいは他のものを設置するなり、いろいろと検討して行こうじゃないかという事で話し合いを進めております。

供給会社の方としましても、和泉市のそういった意向を受けて、今後協議調整を図って行きたいといった見解をいただいておりますので、又、動向推移をご報告してまいりたいとかように考えております。

- 議長（藤原要馬君） 他に。

- 12番（横田憲治郎君） これ、議長、結論的にね、先程大谷さんからご意見が出ておったようですけれども、やっぱり市の財産、或は市民生活に多大な影響の及ぼす問題でございます。いわゆる慎重に扱わなきゃならんというふうな問題でございます。

或は又、これのみじゃなく、ここの一定の場所だけでなしに、泉大津との境界の別の問題は、先程来答弁で理事者側から言っておりますように、線上にいろいろ複雑な問題があるわけで、ここ数年来、10数年、20年来、初めて一定の具体的な問題として出て来た。今まで、飛び地の整理は若干あったように思いますが、そういうこと或は、又、今の答弁内容を聞いてますと、これは総務委員会にですね、付託する形を一つお諮りいただいてですね、最終的に議長の諮らいたいゆだねたいと思っておりますけれども、お願いをしたい。その審議の経過或は理事者の対住宅張りつくという問題で公社との協議の経過等々もですね、委員会への報告を受けながら、先程来申し上げておりますように、いわゆる市の財産の問題でもございます。市民さんの生活圏の問題でもございます。或は又、今後一連の対泉大津或はその他の市との境界の変更の問題も、逐次日程にのぼっ

てようかと思えます。その皮切りを切るような感じがいたしますので、そういう諮らいをお願いしたい。

それと、一点目に関連するんですけども、適正化協議会が出来て、そこへ落って9名参加しているから云々というお話しありましたけど、これはやっぱり議会の議決事項でありますし、議決事項になれば本会議の付属機関であるですね、いわゆる特別委員会ならず常任委員会なんですからね。

理事者側の行政執行上でいろいろと懸念する問題は事前に協議だという形で委員会の開会要請があるわけですからね、これは、いかに何んと言おうがですね。協議会で9名参加しているから良かったんだというようなですね、そういう便法主義的な扱いで、朝からも田中質問ありましたけれどもね、議会、これは無視軽視の方向に継がる僕は答弁のあり方だと思いますんでね。厳重に意見を言っておきたいと思えます。

それと、三点目に、これは答弁いただきたいんですがね、二国のいわゆる第二版和国道よりこれ以西という形での一定の境界と、今、今度請願に富秋団地の泉大津への編入が出て来ます。これは住民サイドからの立場で、総務委員会に必然的にこれはかかる訳ですが、けったいな具合ですけれども、理事者と議会はそれとは違いますけれども、この請願扱いですね、一応審議されていって、又本会議での扱いになっていこうと思うんですけども、これの本件とのいわゆるなんと言うんですか、事務的な扱いの接点というのは、どうなるのかですね。たとえば、これは仮定でしか言えんか知りまへんけども、たとえば、この後、議会に出て来ます請願が委員会付託になって採択されて理事者として今日的な視点で本件と同様時限の扱いでとらえて行こうと出来るのかどうかね。というのは、なぜこんなことを聞くかといいますと、いわゆる一定の境界のおぼろげな新たな線が、いわゆる皮切りになって出来ていこうという感じがある訳です。

今度の請願にも出て来ますけれども、泉大津関係のいわゆる和泉市民のその殆んどが、いわゆる泉大津指向なんです。これは生活圏がそうなりますから、やむを得んわけですけども、であるとするならば、和泉市としての、やはり固有の財産という立場から考えれば微妙な問題がある訳です。

そういう立場からも基本的な泉大津との境界の本市の行政の主体的な立場のですよ、あり方というものを、これに端緒を切って、大体こういうものというような方向性というものをもっているのかどうかね、これをこの際お聞かせを願っておきたい。以上です。

○ 参与(西川喜久君) お答え申し上げます。

いろいろ経過を申し上げますと、時間もかなり長くなるわけですが、当初三案が提示された中で、私どもの三案の内、どの一案でもいいというような形で、今日まで向こうと話し合

って来たことが、事実でございまして、それをやることにおいて、先方さんもあることであり、どうにもうまいこといかなかったという中で、まず今回、ご提案申し上げた内容を一つお願いを申し上げた訳でございまして、私は前回は申し上げましたように、幅狭する地域と申し上げますと、大きくわけて4つございます。

これは、助松団地とその周辺、池上曽根付近、和泉工業高校の西側、豊中28番地と、これらが主でございまして、私はこの際、少なくとも本件と同一の考え方で一つ対処して参りたいと、こういうふうに考えておる訳でございまして。

特に、今回請願も出されておりますし、過去何回か、それらの幅狭する地域の住民の方々から要望が出て来ていることも事実でございまして、やはり私どもといたしましては、その地域の住民の意思を十分尊重する中で、とり合えず1日も早く、一つこの適正な行政境界に積極的に取り組んで参りたいと、泉大津に対しても、今私が申し上げた、我が市の考え方を十分伝える中で、一つ取り組んで参りたいと、かように考えております。

- 12番(横田憲治郎君) 一点目、二点目は、これは理事者の答弁の内容に云々ということやないか知りませんが、これは一応答弁を助役、公室長からいただきたい。いわゆる再度申し上げるのはどうかと思いますけれどもあえて言いますと、慎重な審議、慎重な扱い、今公室長申されたように、大別すれば4点、豊中の28番地、これはもう誰が見たかて和泉市かいなあと思ったら泉大津やと、これも編入ということになってきたら、いわゆる同様時限ということで、わしは誤解や知りませんが、ある意味では確認させていただかなきゃならんわけですが、いわゆる住民指向ということの基本にというのが同様だというふうに私、理解する訳ですが、そうなってくるとですね、大体それじゃほぼ8割ぐらいまでが泉大津指向であるとするならば、いわゆる10年前に3点の目標がありましたけれども、殆んど現状凍結という形で一部修正をしていわゆるななめの線ですね、行かざるを得んという結論をつけたと、こういうような解釈をせならん訳ですけれども、それでいいのかどうかですね、そうするとするならば、一点目、二点目の私の質問にかかわってくるんですけれども、より慎重な配慮が必要だと。そういうことから質問の一。これはいわゆる4月からの年度変わりからのいろんな問題もあろうと思います。こういうことが結論されるならば、決められるとするならば早い方がいいとは思いますが。しかしやはりこれは大きな課題でもありますですね、やはり総務常任委員会に付託の方途を取られた方がいいんじゃないかと、これは全体にお諮りいただいて結構ですけれども、その辺の報告に関することとも一つ助役、公室長から含めて答弁が得られれば結構かと思えます。

そのいわゆる同様という問題についての認識を確認したいのと、合わせて見解を一。

- 参与(西川喜久君) 私、先程申し上げましたように、まず三案と申しますのは、ご承知のよ

うに二国を境界線とするというのが第一案です。

二案というのは、既存の行政境界線を動かさずに、それをもう動かさずに部分的にちよつとやろうかというのがもう一つの案でした。もう一つの案はですね、道路とか水路これを明解に道路水路で区切った境界線にして行こうという三つの案が当初出された訳でございますが、いずれにしても話し合いがつかないことが事実でございます、そうするとそのまま放っておくということになれば行政サービス上問題がある上に、問題が残ってくるということから、たまたま今回ご提案申し上げたのは、ご承知の更地であったがため泉大津さんと話し合いがスムーズに行けたという事実がございます。それでこれを機に一つ先程申し上げました大きく割って4つの地域が特に幅狭しております。行政サービス面においてもいろいろな問題が出て来ますんで、出来ればやはりお互いに損得をほった中で一つ市民の考え方を尊重する中で出来る限り部分的にでもやて行く方がいいじゃないかというふうな考えに立って先方さんと話しを進めております。今までに出された三つの案を固守するということになるといつまでも経っても適正な行政境界の変更が出来ませんので、その点一つご理解を賜わっておきたいと思ひます。

- 12番(横田憲治郎君) もう答弁ありませんけれども議長ね、これやっぱり難かしい問題あると思うんです。

住民の生活というものをやはり尊重せないけません。今まで不便をかこつたという問題も理解せないけませんし、それとともに将来を見越さないかんし、市のやっぱり財産という問題もあります。これはいろいろ複雑で、たまたまこの件については更地ですね、むしろ早いことせんことには、その同じ住宅建てるどころにあつちが泉大津、こつちが和泉となつたら具合悪いと、この際ほたら同じ更地のところをあんばいしとこかと、この件だけ単純にとらえたら僕は理解出来るんですわ。よく分かる。ところが、これも10数年来、この二国で引こうかとかドブと川で引こうかとか、飛び地だけにしとこかというようなことでいろいろとあつた訳ですわ、で、これは端緒になるんやないかと、泉大津との境界のこれがそれならば大体これを今度のこの更地をやつたのが一つのキーになってベースになって行くんやないかとすればね、やはりこの入り口で慎重なやはりその審議というものの経過をもつとかなきゃならないと、こういう立場でお諮りをいただきたい。委員会付託にお考えをいただきたい。

こういうように思ひます。以上、終わります。

- 議長(藤原要馬君) 直村君。

- 9番(直村静二君) これね。いきなりこれ見てよく分からないんですわ。新聞の発表で見ても、いづれ泉大津、和泉市の議会でかかるといふことも見ましたけどね、いきなり説明されても分かりませんのでね、いちいち聞きますんで議長さんよろしくお願ひしますわ。これですね、な

ぜこのようにあわてて来たのか、これは府から来たのか、泉大津から来たのかですね。

これ横田議員の何でおおかた8割方泉大津指向やと、そんなら和泉市はあんた2割ぐらい頭から考えてないというふうなことだね、その点でこういう領域の変更については、和泉市全体の面積なんぼと、和泉市全体の領域なんぼと、この例としてはですね、岸和田と和泉市の領域の変更の場合ちゃんと地図も入れて境界の問題出て来ましたね。その点についてのそういう書類の不備、今後どうなるのかということについてもやっぱり不明確ですので、これは特に行政関係でございますので、私は一つ1点聞きたいのはね、これ今日議決せんことには、もうどないもこないも具合悪いということになってるんかどうかね。これね、非常によく分からないんですけどね、今日ここで議決せんことにはどないもこないも具合悪いと、泉大津やら府に対して信用悪いということであくまでもこの固守するんかね、それとも若干これについて先程指摘されておりましたように所管の総務委員のメンバーに集まってもらいね、それなりの一応疑問についてもやっぱり答えていただかないとね。

先程の課長の答弁ではもう全くですね委員会を無視したということで、それもいけしゃあしゃあとした感じ受けてね、これ皆さん怒ってるわけですよ。で、ですね、やはりそれがそもそも議会軽視の始まりでね、そんなら後で何か問題起こった時にもうにっちもさっちもいかん問題になるんじゃないかと、これですね、私不思議なんですけどね、こういうふうにせないかんのかいな、これ、おおかた泉大津市の中にあるんじゃないんですか。これは、この地図で行くとね。この中で替えてるんでしょ、よう聞きたいですけどね。この中でこっち向きあっち向きする訳でしょ。全部を泉大津か全部が和泉市かということにはなってないんですね。今あるのをちょっと配置替えるだけですか。そんなやりかたというのは横は泉大津でしょ、その中にある分をですね、そんならあんな、あわてんでもいいんじゃないんですか。人がおらん訳でしょ。あわてんでもいいんじゃないんですか、何を建てよう何しようかね。これ府が建てんですな、住宅供給公社でしょ、違いますか。家を建てよう何しようとするやないか。問題起こった時に協議して全部何するかね、そんなとこ2つ作る必要、大津やどやということないん違うかな。ということでまず質問の1点は今日これを可決せんことにはもうどないもしゃあないという緊急になってるんか、これ5月7日で勝手に書いてますけどね、その点一つとそれとこの無理にこんな川の中のヘソの一角の中をすり替えてるようなことはやめてもらわなしゃあないということでちょっと時間とって議長にお願いしてお答えもらえますか。まずその辺の答弁。

- 参与(西川喜久君) お答え申し上げます。直村議員さんがおっしゃってるですね、一応大阪府の供給公社が所有してる土地の中には入り込んでおります。ここで住宅、何を建ててもいいやないかと、あとからきちっと整理したらええということになると又、いろいろ請願なりご要望が

出られてる地域と同じような状態が又生じるんで、我々といたしますと少なくともそれを未然に防ぐために、まあ、和泉市側の方へは高校と公園にしてくれと、泉大津さんの方は住宅ですよということで区分されたものであって、これはあくまでもその問題を未然に防ぐために、こういう形になって今回ご提案を申し上げてることでございます。それと先程総務委員会云々とありましたが、企画課長からあのような説明を申し上げましたが、私といたしましては非常に申し訳なかったと、こういう反省をいたしております。従いましてやはりあくまでも常任委員会の委員会にご提案を申し上げて一つご論議もお願いしたいという中で総務委員会に付託をしていただいて、一つご審議を願いたい。そこでお願いを申し上げたいのは、やはりこれを機に、大津さんの方も行政境界の適正化に積極的に尻を上げてきてくれておりますので出来れば大津さんと歩調を揃える中で府なり自治省へ申請をして参りたいとこう考えておりますので出来れば総務委員会に付託される中で誠にお忙しい中恐れ入る訳でございますけれども一つお忙しい中、こちらの日程に一つご同調願いまして、大津さんが申請する時期に同時に申請出来るようなご配慮を総務委員会の委員さん方々に一つくれぐれもお願いする中でご付託をしてご審議を願いたいと、こうお願いいたしたい訳です。

- 9番(直村静二君) そういう発言出てるからね、了としたいので多く言いませんが、日程上の問題があるんで、つまり今日議決せないかんということではないと、つまりその委員会に付託してもう一辺一。ただしその日程の問題で年内にせないかんのか、それとも今の答弁では泉大津さんと一緒にというなればこの件だけ泉大津がいつの定例議会か知りませんよ、つまり年明けて1月にね、そんなら臨時でやるのか、それともね。その辺のことよく詰めないかんしね、その辺のところを大体お考えをしてからの答弁をされたんではないかと思えますんでね。これは一応議長の扱いで。私もこれは一辺総務委員会に付託という事同調です。
- 企画課長(神藤恒治君) これにつきましては泉大津とタイアップして上程を踏って来ております。

泉大津市側としましては過日10日から開催の議会において原案どおり可決されたという報告を受けております。そして事務的にもし和泉市が本日で議決をいただきましたならば25日の日に両市で大阪府に対して一応資料持参の上説明に上がろうといった日程の予定にはなっているわけなんです。

今後のスケジュールとしましては一応2月の府議会にかけていただいて、そして自治大臣へ届け出をしていただくと、そして3月にはこれに関連しまして町の区域の変更が生ずるので本市議会に上程をさせていただく、そしてそれら一定の手続を終え、自治大臣の告示が5月頃にある、そういった形で5月施行を目途にしておると、こういった日程スケジュールでございまして、総

務委員会付託にされた場合でも、極力そういった早期に開催をもっていただくとした場合には、特に支障はないものと考えます。

- 9番(直村静二君) そんなら今室長の答弁とそれから今の課長答弁とで、いわゆる今日無理に決めらんでも十分、泉大津の関係で間に合うということなればこれ委員会付託していただいて、そういうことで十分審議。ただ意見としてね、やっぱり議会を無視したらこういうことになるということですか。又、このまま通しておいたらやっぱり泉大津にしても府にしても「なんじゃ、和泉の市議会はちよろこいな」ということになりますしね。これはやっぱり委員会付託してきちゃったということがかえってええと思うんですよ。あといろんな請願とか、他の問題ありますけど、それはなかなかそうはいきません。はっきり言うて、もうあんた12月でしょ。もう来年あんた入って再来年あんた選挙ですね。誰が地域変えますかいな。大津のってきまへんで。もう大津の選挙済んでからですがな、そんなもん83年ですがな。そっから和泉市にして。そんな問題あるんでね、やっぱりあとあとのことを考えんと、まずこのことで和泉市が損するか得するかじゃなしにね。公正にやって両方とも仲良くいくという方針出して欲しい。

私は議会をずっとね、尊重して行くやと、以上です。一つこれ落って下さい。委員会付託。

- 議長(藤原要馬君) 田中君。
○ 5番(田中包治君) 5番の田中です。

今、横田議員さんなり、或は直村さん言うとおりの、我々4人の総務委員が、これ異議申し出る訳ですね。だからやっぱり市議会の意見というのは尊重せないかんと思うんですよ。ところが、総務委員会で、事前審議にならない程度にやる配慮がなかったということですね。

そしたら、議会側としては委員会を侮辱してんのかと、こういう格好でね、私はなってると思うんですね。

それとこれは、財産取得でありますし、重要な問題であるし、あとから富秋の問題も出て来ておりますのでね、そこらを兼ね合いの上で、総務委員会に付託してもらいたいということ、わしはお願いしたいと思います。

- 議長(藤原要馬君) 成田君。
○ 11番(成田秀益君) ちょっと先ほどの説明では、この交換分合に対する委員会は、これ私初めて聞きますんですが、これ、私、旧・信太村の尾井やとか富秋やとか、この辺の一緒の村の出身なんです、これは非常にひぶん土のところで、昔、俗にいうふけ田というた所だと思ってるんですけども、いずれにしても、それで、各地元議員が入ってるんで、それで決定的にやるんだということで、ご説明あったんです。

それはそれで結構なんです、しかしこれ団地の中にもあるんですかね。あの、大津のね、そ

れで、選管なんかでも非常に困っておったこともあるんです。

これは、私も昔選管やってる時分に非常に難儀したこともあるんですけどね、それは大津の話し合いで、そっちということで来たわけなんです、現在でも、そうなっているんですけども、選挙の場合にはあっちで、こっちは和泉市で、そしていろんな税金関係なんか向こうでやるというようなことになってると思うんですが、この問題は常に今までからでも、ずい分もう古い昔から問題になってるように思うんですが、今度、その方を放っとして、又、ここの新しい方のこれはずうっと何の葛の葉町のこれはふけ田のとこやないかいなあと思うんですけども。

まあ、ここへ団地こしらえるという、前にもそういう話がちょっと聞いたことありますが、これに対して、あれですか。私はもうこれ、初めて聞きますので、ちょっと突然、めんくろうて、はっきりと内容もよく分からないんですが、地主さんとの話し合いなんか皆出来てますか。

そんなこと必要ないといやそれまでのもんですけれどもね、まあ行政境界の改定ですから。

しかし、地主さんもやはり和泉市なら和泉市、泉大津市なら泉大津市の、それが、こうなるんだという、
「そんな話し、ちょっとも聞かしてくれんと、どないなるんじゃい」と、言うようなことでやってるのかどうかね。

そういうこと、ちょっと一辺聞かして下さいな。

○ 参与(西川喜久君) お答えを申し上げます。

前段の地元の委員さんということになりますと、これで9名の委員さんから構成されておまして、我が市の場合、常任委員さんと、それから議長さん、それから仁井副議長さん、出原議員さん、赤阪議員さん、勝部議員さん、奥村議員さん、穴瀬議員さん、松尾議員さん、とこれらの9名でご無理を申し上げましてですね、お願いした訳でございます。

2点目の地主さんの了解は、取れてるかどうかというお話しでございますけれども、今回この行政境界を変更しようとする土地所有者は、すべて大阪府の住宅供給公社が地主でございまして、買収してますんで、これらとは十分話しをした中で、進めておりますので、一つご理解を賜わりたいと思います。

○ 11番(成田秀益君) 公社がこれ買ったんですか、全部。まあ、それならあんまり何が…。

地主さんとのなんというか、トラブルていうか、まあそういうことはないと思うんですが、すけれども、私もこれ初めて聞きましたんで、これは、この土地をあの団地できてすぐに、そういう話がちょっと私も公社からその当時、十何年前ですけども、相談を受けたことありますので、まだ和泉市合併せん前でしたけどね。

そんなんでね、古い話しやさかいに、そやけど、その後こんななって来てね、してるし、地主さんは売ってもたというんであれば、これは問題ないと思いますけれども、その時も、そ

う時でも何十年か前に、10年も20年も前の話しですけども、その点にやっぱり、その町名問題でバアになったことあるんです。

それで、あの団地をやる時にね、大津の、一緒にやるべきだったんですけど、あれうまくいかなんだというふうなこともありましたのでね。

そういうことで、あれば別に問題ないと思います。

これで、終わります。

○ 議長（藤原要馬君） 貝渕君。

○ 28番（貝渕博治君） この件については何ですか、大津の方はどうなっているんですか、大津の方はこれ。

○ 議長（藤原要馬君） はい。

○ 市長公室長（西川喜久君） お答え申し上げます。11月24日の日に両市から提出されております協議会を開いて、この案を一定ご了解を得たわけでございます。その後大津さんの方が本会議に上程いたしまして、ご議決を得ておるといふ事をお聞きいたしております。

○ 28番（貝渕博治君） うち、常任委員長さんが全部ご足労願ってトップクラスは全部行ってるわけです。それで総務委員会に付託という様な事は、やっぱり、兼ねて懸案である境界の線引きという事は、非常に今まで長らくかかっているという事ですし、今さらこんだけの代表が行ってもらって、そして常任に、また総務に出すという事は、一寸筋が通らんと思うんです。

委員会の委員長が入って頂き、正副入ってもらい、そして地元も入ってもらっているという中で、こんな筋の通らん、そして隣りがこの分議決して、なにしている、というのではちょっと私は義理を感じます。

議長、この点配慮願って委員会付託ということは、ありえないと思うんで、そやったら行って頂いている常任の委員長さんに対して何か申しわけないような気持ちになるんですけど、その点、議長、どうですやろ。

○ 議長（藤原要馬君） こないだ大津へは行ったんですけども、その詳しく審議も何もなかったと思います。そやから、委員長あたりからも今まで質問あったと思うんですけど、そやから、これに議案に対しての審議もめったになかったと思いますから、そやから、理事者でやとったのじゃないかなと思うてるんですけど、そやから…。

○ 28番（貝渕博治君） なんですか、議長は、審議なしで、うらはらでという事ですか。そういうふうに受け止めてよろしいですか。

○ 議長（藤原要馬君） そのような形だったと思うんです。

○ 28番（貝渕博治君） それやったらしゃあないな。

- 議長（藤原要馬君） はい。
- 28番（貝淵博治君） そうでっか、そうやったら、理事者だけが、行っている人は無視されて、そして理事者だけでかってに独走したと、こういうふうに解釈してよろしいか。
- 議長（藤原要馬君） それは、はっきり言えませんが、その時に議案は出したけど、そんなん審議というところまでいってないと思うんです。議論もしたことないし、ただ書類は出したけど、それは目を通しただけじゃないですか、皆さん、私も。
- 28番（貝淵博治君） それ、議長からそれ言われりゃ、も、委員会付託の…。そりゃそやけど、理事者、そやけど、あんたらそやったら、ざっとしてんやないけ。何がために、名前だけあんたら行てくれただけかい。
- 議長（藤原要馬君） その時は、顔つなぎのような形やったと思うんですよ。
- 28番（貝淵博治君） そういう、しかし議会を無視したやり方が許されへんやけ、そうやったら。
- 議長（藤原要馬君） はい。
- 市長（池田忠雄君） いろいろとご指摘をいただいて痛み入ります。この件につきましては、実は事前にそれぞれ両市のかかわる問題でございますので、両市の選出のいわゆる議員さんに対してですよ、理事者として、いろいろと両市持ち分かれてそれぞれご説明させて頂き、いろいろとご審議頂いたことは事実でございます、そうした中で、この件については、府の住宅供給公社の、この物件についての案でございます、これを突破口にして、何とか両市の行政境界を適正化していこうという事の第1歩だという事の中で、いつございましたか、和泉市は和泉市の選出をお願いしております議員さんに対してご説明申し上げ、泉大津は泉大津でご説明申し上げ、そうして去る11月でございますか、相い寄って頂きまして、行政境界適正化協議会という中でいわゆるご上程を頂いて、両市ともいろいろとご審議をいただいた上に立って、両市の顔つなぎ的な第1回のこの協議会であったという事の中で、議長おっしゃる様に、そこでのご論議はあまりなかったという事は、事実でございますが、両市の選出の議員さん、それぞれ事前によくご説明申し上げ、ご論議もいただいてきたと、いう経過の上に立って当日はそうした第1回の協議会のごことでございますので、ご説明があり、ご了解を頂いたという上に立って、各市共、それぞれ今議会にご上程申し上げているというのが経過でございます、総務委員さんに対する、いわゆるご説明が充分でないという事、ご指摘は誠に痛みいるわけでございますが、そうした、それぞれ各市共9名の議員さんにそれぞれご説明申し上げ、いわゆる両市の協議会でご了解を頂いて、ご上程をさせて頂いているという事でございまして、一つその点よろしくご理解を相賜わりたい、こういうふうに存するわけであります。

○ 28番(貝淵博治君) 議会の代表の議長、そしてその9人という中で、そしたらその理事者の方からどういうメンバー行ってんのか。そしてその無視してやな、かってに審議あんばいせんよ、そして、これ出しているという事は、これ、わしどないしてんやな、総務委員会の付託せんように、何とかの話しという事を思てんやけども、それ、それやったら独走して、代表がいて、いるにもかかわらずやで、審議を全然せずにそしてこの議案を出していることについて、なあ、議長。

○ 議長(藤原要馬君) 赤阪君も委員長でしょ。赤阪君、それで一緒に行ったんですからね。そやから、その時に疑問あれば皆言うはずやから。

そやけど、皆意見述べられなかったやろ、それが一つの難点やと思うんですよ。

○ 28番(貝淵博治君) 市長さん、どんなメンバー行ってくれてこういうふうになったんや。はて、放ったらかしにして、あんたらほろくそにしてこの議案出して。ちょっとうなづけんな。

○ 参与(西川喜久君) 貝淵議員さん、経過をご説明させていただきますんで。

経過から説明を申し上げますと、出席者につきましては、市長、助役、私、企画課長が出席いたしております。

2市の協議会に御提案申し上げるまでに、和泉市から出ております9名の議員さん方にその内容を説明して参りました。その説明する内容でございますが、それ以前に我々事務レベルで泉大津市さんと話し合った結果を一つの案とこしらえまして、大津さんは大津さんで、その案を大津さんの議員さんにご説明を申し上げ、和泉市の場合はその案を和泉市選出の9名の議員さんにご説明を申し上げ、よし、これならこれで行こうというような形づくりをした中で、11月の24日に御提案を申し上げた次第でございます。

したがって、24日は殆んど顔つなぎ程度の形で、議長さんがおっしゃるように終わった訳ですけども、その前段で9名の議員さんに説明を申し上げ、いろいろとその時にご意見も賜った結果を24日の日に、ご提案を申し上げておりますので、一つその点御理解を賜りたいと、かように思います。

○ 28番(貝淵博治君) あんたら、どんだけそれ言うたかてやな、議長分かって言うてんやさかい、それは答弁してもろたかて、言い訳になるわな。

審議してないということを言いはってんやからね。

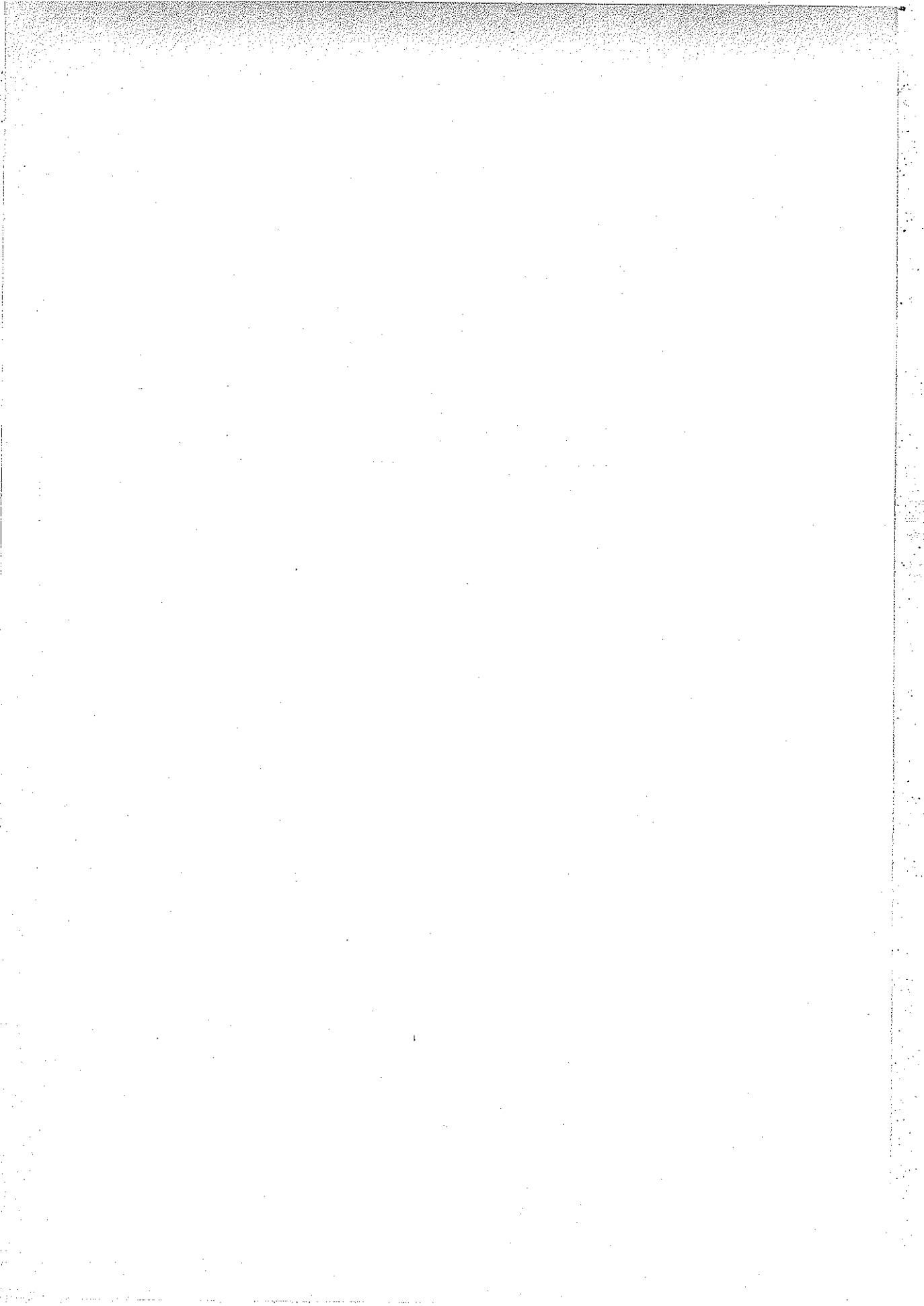
そんなら、あんたら独走してこの議案出してんやというふうになるわな。

○ 議長(藤原要馬君) 貝淵議員さん、今発言してくれてんですけど、一応ここで休憩したいと思いますんで、よろしく願いしたいんですけど、どうもすみませんね。

(午後2時42分 休憩)

以後本会議再開されず流会

第 3 日



昭和56年12月17日午前10時和泉市議会第4回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(25名)

1番	若浜 記久男 君	17番	橋本 佳行 君
2番	竹内 修一 君	18番	松尾 孝明 君
5番	田中 包治 君	19番	大谷 昌幸 君
6番	三井 正光 君	20番	出原 平男 君
7番	勝部 津喜枝 君	21番	池辺 秀夫 君
8番	原 重樹 君	22番	飯坂 楠次 君
9番	直村 静二 君	23番	田中 昭一 君
10番	天堀 博 君	25番	奥村 圭一郎 君
11番	成田 秀益 君	26番	仁井 明 君
12番	横田 憲治郎 君	27番	柳瀬 美樹 君
13番	並河道 雄 君	28番	貝淵 博治 君
15番	穴瀬 克己 君	29番	藤原 要馬 君
16番	赤阪 和見 君		

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

職名	氏名	職名	氏名
市長	池田 忠雄	同和对策部理事兼解放総合センター所長事務取扱	生田 稔
市助	坂口 禮之助	市民部長	富田 宏之
収入役	中塚 白	市民部次長兼福祉事務所長	中川 鉄也
参与兼市長公室長事務取扱	西川 喜久	産業衛生部長	広岡 史郎
参与	林 徳次	産業衛生部次長	角谷 泰夫
秘書広報課長	石本 博信	産業衛生部次長(商工担当)	青木 孝之
財務部長	麻生 和義	建設部長	逢野 一郎
財務部次長	北野 敦雄	建設部次長兼土木課長事務取扱	吉田 日出男
財政課長	大塚 孝之	都市整備部長	浅井 隆介
同和对策部長	橋本 昭夫	都市整備部理事	西川 武道

職 名	氏 名	職 名	氏 名
都市整備部次長	萩本啓介	教 育 長	葛城宗一
改良事業部長	西川武雄	教 育 次 長	杉本弘文
改良事業部次長	前田守正	管 理 部 次 長	逢野博之
病 院 長	竹林 淳	指 導 部 長	高橋貞良
病院事務局長	内田 繁	指 導 部 次 長	竹田明郎
病院事務局次長	藤原光夫	指 導 部 次 長	明坂貞士
水 道 部 長	田、中 稔	選挙管理委員会委員長	味谷日吉
会 計 課 長	赤田 信	選挙管理委員会事務局長	農端小一
消 防 長	松村吉彙	監 査 委 員	久光喜多男
消防本部次長	湯川行夫	監査事務局長兼 公平委員会事務局長	向井 洋
兼消防部署長			
用地担当理事・ 土地開発公社事務局長	平野誠蔵	農 業 委 員 会 会 長	坂上國治
用地担当参事・ 土地開発公社事務局次長	岩井益一	農 業 委 員 会 事 務 局 長	信田種行
教 育 委 員 長	堀内由延		

※ 課長級の職員は、議案等の説明の必要に応じて出席させる。

○
本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会嘱託速記士 中野満男

○
本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事 務 局 長	吉岡昭男
次 長	吉田種義
議 事 係 長	西井 正
議 事 係	佐土谷 茂一
議 事 係	藤原寛治

○
本日の議事日程は次のとおりである。

昭和56年和泉市議会第4回定例会議事日程

(12月17日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1	議案 第47号	和泉市と和津市との境界の一部変更について	
2	議案 第48号	昭和56年度和泉市一般会計補正予算(第4号)	
3	諮問 第1号	人権擁護委員候補者を推薦するにつき意見を求めることについて	
4	議会議案 第15号	特別委員会委員の辞任許可について	
5	議会議案 第16号	特別委員会委員の選任について	
6	請願 第3号	南横山校区内に市役所事務取次所設置に関する請願	
7	請願 第4号	和泉市富秋町助松団地(288世帯)を泉大津市へ編入することの請願	
8	意見 第5号	国民健康保険給付費の都道府県一部負担導入反対に関する意見書	

(午前10時6分開議)

- 議長(藤原要馬君) 皆さんお早うございます。大変長らくお待たせいたしました。議員の皆さんには、連日、お疲れのところ、多数御出席賜わり、ありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を、局長をして報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(吉岡昭男君) ご報告申し上げます。

ただいまご出席されている議員さんは21名でございます。欠席並びに遅刻の届出の議員さんはございません。その他の方につきましては、ほどなくお見えになることと思われま

現在、24名でございます。

- 議長(藤原要馬君) ただいまの報告どおり、出席議員24名をもちまして、議会が成立しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

- 議長(藤原要馬君) 本日の議事日程は、お手元に印刷・配付してあるとおりでありますので、よろしく御了解願います。

日程第1「和泉市、泉大津市との境界の一部変更について」を議題といたします。本件につきましては、昨日の審議において、貝淵議員の質問中、理事者の不手際により、休憩し、そのまま、今日に至りました。このことについて、理事者より、説明をさせます。

○ 市長（池田忠雄君） ただいま、議長さんが申されましたとおり、昨日の本件の議案審議の中で、私ども理事者の不手際から、議会運営に支障を来いたしました。誠に申し訳なく、心からお詫びを申し上げたいと存じます。

今日まで一定の時間をいただきまして、この件につきましては種々対応して参りましたので、本件議案の趣旨を、ご理解を賜わりまして、一つ何卒原案どおり、ご可決ご決定を賜わりますようお願いを申し上げる次第でございます。 よろしくをお願い申し上げます。

○ 議長（藤原要馬君） 他に質疑、ご意見のないものと認め本件を終結します。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認めます。よって議案第47号を、原案どおり可決決定いたしました。

どうもありがとうございました。

○

○ 議長（藤原要馬君） 日程第2「昭和56年度和泉市一般会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第48号

昭和56年度 和泉市一般会計補正予算（第4号）

昭和56年度和泉市の一般会計補正予算（第4号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20,986,5千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ24,684,608千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 既定の債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 既定の地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

昭和56年12月15日提出

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算

1 歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6.交通安全対策特別交付金		13,300	714	14,014
	1.交通安全対策特別交付金	13,300	714	14,014
7.分担金及び負担金		478,851	80,888	559,739
	負担金	449,576	80,888	530,464
9.国庫支出金		4,441,057	34,011	4,475,068
	2.国庫補助金	2,167,891	34,011	2,201,902
10.府支出金		1,514,461	30,362	1,544,823
	2.府補助金	1,257,230	30,064	1,287,294
	3.府委託金	101,082	298	101,380
11.財産収入		104,012	49,359	153,371
	2.財産売却収入	50	49,359	49,409
14.諸収入		3,567,367	7,331	3,574,698
	5.雑収入	2,929,607	7,331	2,936,938
15.市債		1,886,248	7,200	1,893,448
	1.市債	1,886,248	7,200	1,893,448
歳入合計		24,474,743	209,865	24,684,608

2 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2.総務費		2,047,513	8,044	2,055,557
	1.総務管理費	1,128,322	8,044	1,136,366
3.民生費		6,583,099	8,565	6,591,664
	1.社会福祉費	2,634,148	8,565	2,642,713
6.農林水産業費		282,153	26,569	308,722
	1.農業費	273,627	21,871	295,498
	2.林業費	8,526	4,698	13,224

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8土 木 費		3,615,504	158,281	3,773,785
	1.土 木 管 理 費	251,005	1,000	252,005
	2.道 路 橋 梁 費	345,751	26,600	372,351
	3.河 川 水 路 費	166,870	28,720	195,590
	4.都 市 計 画 費	944,029	97,481	1,041,510
	5.住 宅 費	1,907,849	4,480	1,912,329
9.消 防 費		636,447	8,406	644,853
	1.消 防 費	636,447	8,406	644,853
歳 出 合 計		24,474,743	209,865	24,684,608

第2表 債務負担行為補正

事 項	期 間	限 度 額
道路台帳作成業務委託	昭和56年度 ~ 昭和60年度	千円 295,000

第3表 地方債補正

起債の目的	補			正			前			補			正			後				
	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法
共同浴場 整備事業	千円 1,300	普通貸借 又は 証券発行	年9.0% 以内	政 府 銀 行 その他	25年以内(内据置 5年以内)ただし、 市財政の都合により 据置期間及び償還期 限を短縮し、もしく は繰上償還又は、低 利に借換えすること ができる。	千円 4,000	普通貸借 又は 証券発行	年9.0% 以内	政 府 銀 行 その他	25年以内(内据置 5年以内)ただし、 市財政の都合により 据置期間及び償還期 限を短縮し、もしく は繰上償還又は、低 利に借換えすること ができる。	千円	普通貸借 又は 証券発行	年9.0% 以内	政 府 銀 行 その他	25年以内(内据置 5年以内)ただし、 市財政の都合により 据置期間及び償還期 限を短縮し、もしく は繰上償還又は、低 利に借換えすること ができる。					
都市計画事業	110,000	同	同	同	同	113,000	同	同	同	同	同	同	同	同	同					
改良住宅 建設事業	618,900	同	同	同	同	620,400	同	同	同	同										
計	1,886, 248					1,893, 448														

- 議長（藤原要馬君） 提案理由の説明を願います。
- 財務部長（麻生和義君） お許しを得まして、ただいま御上程いただきました議案第48号「昭和56年度一般会計補正予算（第4号）」について御説明申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、おもに国、府の補助金等の確定により事業費等に補正の必要が生じてまいりましたので、本補正予算を御提案申し上げた次第でございます。

内容につきまして、御説明申し上げます。議案書の11ページでございます。

第1条にございますように、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億986万5,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を246億8,460万8,000円と定めるもので、款・項の区分及び当該区分ごとの金額は第1表のとおりでございます。

第2条は、債務負担行為の補正で、道路台帳作成業務委託の経費でございまして、期間、限度額は、第2表のとおりでございます。

第3条は、地方債の補正でございまして、一部事業費の追加等により起債を増額するもので、事業ごとの個々の借入条件等は、第3表のとおりでございます。

続きまして、事項別明細書により内容について御説明申し上げます。25ページの歳出から御説明申し上げたいと存じます。

総務費でございますが、明年1月からの庁舎エレベーター保守点検委託料を初め、交通安全対策費等804万4,000円を追加計上いたしました。

次に民生費でございますが、共同浴場整備工事費856万5,000円の追加計上でございます。

次に、農林水産業費でございますが、農業費2.187万1,000円、林業費469万8,000円それぞれ追加計上いたしてございます。

以上が、農林水産業費でございまして、総額2,656万9,000円と相なる次第でございます。

次に、土木費でございますが、土木管理費100万円計上。道路橋梁費につきましては、道路維持費2,060万円、琴の坂橋架け替工事に伴います測量設計費600万円それぞれ計上いたしてございます。河川水路費につきましては、長谷川河川改修事業費1,872万円、水路費1,000万円をそれぞれ追加計上いたしたものでございます。

都市計画費につきましては、都市計画総務費113万6,000円、旭公園整備事業費1,510万円それぞれ追加計上。また、光明池緑地整備事業費1,540万8,000円減額、市街地排水路整備事業費3,608万3,000円それぞれ追加計上いたしてございます。

住宅費につきましては、既設改良住宅公共下水管接続工事費448万円追加計上いたしたものでございます。

以上が、土木費でございます。

次に、消防費につきましては、消防団費として、団員の公務災害補償費及び団員制服購入費等

589万1,000円、消防施設整備費251万5,000円それぞれ追加計上いたしました。

以上が、歳出予算の事項別の内容でございます。

続きまして、これら歳出予算に充当いたします歳入予算について御説明申し上げます。議案書の17ページでございます。

まず初めに、交通安全対策特別交付金でございますが、71万4,000円計上いたしてございます。

次に、分担金及び負担金でございますが、負担金といたしまして、農林水産業費134万5,000円、土木費負担金7,954万3,000円それぞれ追加計上したものでございます。

次に、国庫支出金でございますが、総額3,401万1,000円を追加計上し、歳出経費の特定財源として措置したものでございます。

次に、府支出金につきましても、各種事業の補助対象内定によります追加といたしまして、3,036万2,000円を追加計上いたしましたものでございます。

次に、財産収入でございますが、土地売払収入として、4,935万9,000円を計上いたしましたものでございます。

諸収入につきましては、雑入といたしまして、733万1,000円を追加計上いたしました。

次に、市債でございますが、720万円を計上してございます。これは適債事業に対して、充当率等を勘案いたしまして、それぞれ計上いたしましたものでございます。

以上が、歳入予算の内容でございますが、2億9,865,000円の追加と相なる次第でございます。よろしく御審議の上、原案どおり可決御決定賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（藤原要馬君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 10番（天堀博君） 1点だけお聞かせ願いたいと思います。

債務負担行為でございますが、道路台帳作成業務委託ということで2億9,500万円組まれておるわけで、期間は56年度から60年度ということですが。実は私、建設の常任委員会にも入っているのですが、その点での具体的な説明等もないままこういう形で出されてるんですが、いずれというか、早い時期に所管の委員会等でどういう形のをどんなふうにつくっていくんだという説明をしていただけるかどうか。そうしていただかんと、こういうふうにポンと出されてもかなり額の大きい、期間もそれなりにかかるので、その点の説明ができるかどうか。大まかな点はこの本会議でできるとしても、細かいところまでとなると時間もかかり、資料等も必要かと思えますので、大まかな点でどういうものをつくるかという説明を願いたい。

それから、どういう形を手をつけていこうとされるのか。56年度が初年度になっておりますので、本年度中、来年3月までに一定の手をつけていこうということで債務負担行為を出されて

いると思いますが、どういう形で、どんなところから手をつけていこうとされるのか。また、本予算化については、具体的に3億円近い部分を本予算化するのか、その点をお伺いしたいと思います。

○ 議長（藤原要馬君） 答弁。

○ 建設部長（逢野一郎君） お答え申し上げます。

ただいまの道路台帳につきましては、本年度当初予算で5,000万円程度の予算をお願いしたわけでございます。この件につきましては、和泉市は合併当時から非常にふくそうした資料が現在、唯一の道路台帳の参考資料としてあるわけですが、最近の土地の急騰により非常に複雑化した諸問題が出てくるわけでございます。これらの整備をするとともに、自治省からも道路台帳の整備について強く指導されてるわけでございます。

この作業の内容ですが、当初の計画では、市街地を中心とした形で台帳の整備を急いでいくという形をお願いしたわけでございますが、どうしても経済上の問題等々もありまして、できれば全体的な形の計画が立てられるところからやっていくという形で今回、債務負担行為をお願いした次第でございます。何を申しまして現在の道路台帳は非常に古いものでございますので、早期に整備をしたいということをお願いした次第でございます。

○ 10番（天堀博君） 市街地を中心としたものでなく全体的なものと言われてますが、そうすると、私どもの地域等でも旧村時代からの非常にふくそうした形のものがあるわけですが。実際上は市道認定がされてなくても準市道的な扱いのもの、単に生活道路ではなく車の往来があるのでそうなるんですが、そういう点での道路台帳上の整備の方向はどういう考えを持って行われるのか、その点だけお聞かせ願いたい。

○ 建設総務課長（坂田平一君） 1つは、道路台帳は幹線道路ということ、それから準幹線道路のいわゆる市道、それから市道に準じた準市道というもの、それから生活道路というような形で道路台帳を作成していきたいと考えております。

○ 10番（天堀博君） いずれ委員会等でいろいろ説明もしていただき、それからの論議も踏まえて進めていただきたい。それだけ確認させていただきたい。

○ 建設部長（逢野一郎君） 委員会には、当初予算の段階でお願いしたわけですが、これらの点につきましては再度、建設委員会に出させていただきます、説明させていただきたいと存じます。

○ 議長（藤原要馬君） 他に。

○ 12番（横田憲治郎君） 1つは、35ページの土木費の中で都市計画費の委託をしている緑のマスタープランを作成するということですが、この基本的な趣旨、現状の掌握あるいは今後における考え方、そういう現状認識と今後のあり方をどのように考えてこの委託をして作成するの

か。プランを作成して今後の対応もどのように考えてるのか。

それと、37ページの浸水対策費ですが、一般質問でも出たようですが、府中4丁目から5丁目、6丁目を経過する清水排水路改修工事費ですが、1つは予算補正で3,500万円と出ていますが、水路工事費のトータルでどのぐらいになるのか。

また、2つ目には、この水路を拡幅するということが答弁で出ておりました。私もそのような方向性を現課から聞いてるわけですが、支障は全くないのか。拡幅の設計を現地へおろせる状態で特別に調査されてるのか。神社側との樹木の関係等は解決されたのかどうか。

3つ目は、両面コンクリートで俗に言う暗渠化を図ると聞いております。もし、そうであるならば、並行して現在使用している道路と同じような形態の道路部分、川の部分が暗渠になって拡幅される形になるのか、あるいは専用歩道の形になるのか。この地域は非常に通過交通、一時交通が多く非常に問題点が多いんです。そういう点も勘案した両面コンクリートの設計になったのかどうか。

それと、地域との話がほぼついてると伺ったのですが、その辺についても、水路が即道路になるということでの協議が整ってるのかどうか。これは水路の改修ということですので余り関連してあげたくはないんですが、ガーデンハウスみたち山は87戸の入居は3月と聞いてます。各戸に車を所有、かなりの通勤その他の自動車交通が予測されます。当然といえば当然と思うんですが、そういう問題についても、水路の改修とあわせて公園との対応がどこまで進展しているのか。それとも、もうすべてこれで協議が完了したのかどうか、その辺も含めて御答弁をいただきたい。

以上です。

○ 議長（藤原要馬君） 答弁。

○ 計画課長（山崎琢磨君） 緑のマスタープランにつきましてお答えいたします。

これにつきましては、西暦2000年をめどにして公園緑地だけではなく、その他の空地も含めて体系的に作成しようとするものでございます。それについては、当初予算より計上していたき現在調書を作成中で、ほぼそれが完了しているものでございます。

なお、その調査の方法でございますが、大阪府の調査したものを含めまして現在、私どもの方で補完的な調査を行いまして体系化しようとするものでございます。

以上でございます。

○ 議長（藤原要馬君） 次。

○ 下水道課長（大浦行男君） 2点目の水路改修の件でございますが、補正でお願いした額と合わせ総額5,900万円ほど予定しております。

次に、水路の拡幅をするわけですが、この用地につきましては、現況の水路用地を利用してそ

の中で対応するというごでございませう。現地の状況は、小栗街道から上流、みたち山公園の横の府中阪本線に横断しております場所までは、一般質問で御説明いたしましたように、幅1メートル30、深さ1メートル、小栗街道から下流につきましては、逆に幅1メートル、深さ1メートル30にするという計画をいたしてございまして、現在の幅の中で対応していきたいと考えております。

次に、3点目の四面コンクリートですので、現況の道路形態との関係ができてくるわけですが、特にみたち山公園の横などにつきましては、現状の道路の幅員と水路につきましては、歩道ブロックを打って歩道との境界をつける形を考えております。

次に、4点目の地元3町会との協議でございませう、おおむね3、4回、町会の役員さんたちとお話し合いをした結果、水路と道路の取り合い等につきましては、一応、御説明の中で了解を得ているわけでございます。

以上、4点についてお答えいたします。

- 建設部長（逢野一郎君） ちょっといまの課長の答弁の中で金額的な形ですが、現在算定中ですので、確たる金額は出ておりませうので……。
- 12番（横田憲治郎君） 緑のマスタープランはちょっと不親切な答弁でしたが、常任委員会があるわけですから本会議で詰めようとは思っていません。本会議で具体的に当初からの経過も根堀り葉堀り報告も願えないので、委員会で報告をいただき協議をお願いしたい、このように要望しておきます。

それと、清水川の関係ですが、本当は委員会で具体的にいろいろと審議してもらいたいとは思いますが、答弁をいただきまして、さらにちょっと大事な問題ですので、再度お伺いをしたいと思ひます。

まず1つは、はっきりわからなかったんですが、2点目に聞いた水路の拡幅、それから深さの問題ですが、気になるのは小栗街道の下、神社の境内を遮断する分ですが、拡幅の余地が、宮さんの樹木がはみ出てきてるのかどうかわかりませうけれども、即断はできませんが、現況の実態を見る限りにおいて、部分的には不可能だろうというふうにだれしもが判断できる箇所があるわけです。

それを1メートルにするんやから深さでいくんや、というお話のように受け取ったんですが、それならば、勾配の問題で流れのことなどありますが、その辺がどうなるのか気になります。1メートルの幅を広げるにしても、神社の樹木との関連ができてくる。そういう点で神社側と交渉をしておかなければ、工事をやりかけたわ、待ったわ、では大変ですので、念を押して聞ひてるわけです。

もう1つ、神社ということで最初に言わなかったんですが、87戸、400人以上になる人口の排水処理が3次処理で、かなり最高度の浄化がされるんだということで地元説明がされております。そうかもしれませんが、神社側にいわゆる通称権現さん、ふちがありますが、この水口の工事もおわせてやってもらわんといかんかと思います。一定の地元世論では、そういう汚水、排水を権現さんに入れてもらっては困るということも聞いてるんですが、その問題は解決されたのかどうか。

それらを含めて3点目になるんですが、暗渠になったら溝の幅が広がる。現在の通路あるいは里道になるのか、恐らく認定道路ではないと思うんですが、公園の横にしても、あるいは公園から小栗街道に出る部分にしてもさらに神社の境内を通過する部分にしても、恐らく市道ではないと思いますが、平面的にはどうなるのか。あそこが広がって車がどんどん通るようになったら、できてしまってから住民の苦情が殺到すると思う。

そんなことはようわかってることですから、事前にきちんと協議の対象に入れておいてもらわなければ、先ほどの答弁ではようわからなかったが、小栗街道から上は歩道みたいにするという課長の答弁でしたが、部長サイドからきちんともっとはっきりしてもらふ答弁の姿勢をお伺いしておきたいし、最後の関連で聞きました道ということで、87戸の自動車の交通増の対応はいかになってるのかもお答えがなかったので、もう一度答弁をいただきたい。

- 下水道課長（大浦行男君） 再度のお尋ねですが、1点目の井上神社の境内の中でございますが、現地調査の結果、特に神社の付近の裏にある楠ですが、幹はかからなくて、若干、根っ子がかかすのですが、何とか工事ができるということです。

なお、ふちにある取水口ですが、今回改修工事により操作を安全容易にするためアルミ製のゲートを取りつけるということで宮さんの方にもお話し上げております。

道路と水路の取り合いですが、できるだけ水路を高くしなくて現在の道路と同じ高さにして、ブロックで境界をつくるようにしたいと考えております。そして、できるだけ水路の方は深くして、そうすることによって宅地からの排水が容易に清水水路に取り入れるということを考えております。現在、水路が高い上に宅地の排水が十分に排水できないという住民のお話がありましたので、その辺も十分に考慮してそういう形の設計を立てておるわけです。

それから、宮さんの権現さんの水口の件ですが、これと関連してポンプ等を設置して年に何回か、中にたまる泥を掃除できるようなものをつくりたいということで公園との詰めをやっております。

以上でございます。

- 建設部長（逢野一郎君） 先ほど横田議員さんから御指摘のありました小栗街道上の工事の内

容でございますが、この件につきましては、いろいろと地元の住民さんと現場で私も立ち会ってお話させていただきました。当初の計画は、現在の側溝を利用した形で、ある程度現在の路盤から10センチぐらいの深さをもった計画で進めておったわけでございます。そういう中でいろいろ地元の要望では、現在の水路を利用した道路の手法、あるいはまた、当初われわれが考えた一面は歩道という考え方で分かれたわけでございますが、最終的には、道路肩についてもある程度補強した、車が乗れるような構造にさせていただきたいということで、課長が説明したことになったということでございます。

- 12番(横田憲治郎君) 要するに3月入居と聞いておるわけです。この間11月の半ばに募集があって、きちんと聞いてませんがかなりの競争で応募があった。恐らく単純な判断ですが、3月当初にはほとんど満杯の入居が明確に予想されると思う。その中で今度予算が決定されて工事が行なわれるわけですが、こんなはずではなかった、ということがあったら大変ですので、バカ念かもしれませんが、お伺いしてるわけです。

いまの一連の課長、部長の答弁の中では、地元3町会との協議の中で全て了解が取れているかどうか、これがまず1点。

それと、どうも聞いておりますと、小栗街道上の公園がらみについては、高さは一緒で何か区分しておくということですが、部長はいま、自動車も通行可能な強度にするということで設計している。何か矛盾があるような答えのように聞こえたんです。いまの道をそのまま広げて自動車も通れるようになるという理解せざるを得ないんですが、その点神社も含めた協議が全く整ったのかどうか。もし、整ってない部分があるとするならば、いつまでという目標でやるのか。3月入居が始まりますのでね。けじめをつけた答弁をお願いしたい。

- 下水道課長(大浦行男君) ただいまの道路との取り合いでございますが、公園の横につきましては生活道路的な要素もあり、軽四程度の住宅のサービスの車は通行しますのでその程度にとどめ、現在の水路との境界をブロック等で区切りをしておきたいと考えております。

なお、強度的には、そうした将来のことも考えておりますが、当面、大きな車は通行できないように確保しておきたいと考えております。

それと、工事の時期は、年明けに着工できると3月まで工期がございまして、鋭意努力して完成をするということで進んでいきたいと思っております。

3点目の3町会との御了解のことでございますが、中央町会長さん、北町会長さんとは、現在もときどきお会いして御意見を聞いておるわけですが、基本的には、そういう形で現在の水路の改修については御了解をいただいたということで考えておりますが、まだ着工の前にはもう一回説明をしてください、ということ承っております。

- 12番(横田憲治郎君) 最後に助役から表明をしてもらいたい。

これは工事が進む、協議が始まる、また工事が進むということで、協議がついていく形できてるんです。そこで、ぎくしゃくした問題が追隨的に出て今日まで至ってることは、助役も先刻御承知かと思います。いまの応答でも、問題点が全然なしとはお感じにならないと思います。私、あえて結論を追及しませんが、87戸入居による道路交通の対応あるいは一般質問でも直村議員さんから出ておりましたが、いま深く触れませんが、果たしてこれが汚水排水を含めて浸水対策事業足り得るのかどうか、こういう問題がいろいろございます。まして、地元協議のいままでの経過、さらに今後、最終的にこんなはずではなかった、という結果が出ないか、等々を考えると、公団との交渉を鋭意さらに継続性を持っていただく中でやっていってもらわないと、3月までの工期で請負工事をやる、2月終わりから8月にはどんだん人が入ってくる、4月ではないんです。その辺のからみでもね。すべてまとめて申し上げましたので、助役から見解を表明していただき、私の方は終わります。

- 助役(坂口礼之助君) 私からお答え申し上げます。

清水排水路の改修工事につきましては、当初予定しておりました計画からさらに数段内容充実いたしまして、地元8町会の方々の要請におこたえできるようということで、随分苦勞してまわっております。しかし、御承知のように過密化している市街地の中を通過していく、その中には神社所有地の一部も通らせていただかなければならないという問題点、なおかつ、いろんな問題も残されておるだろうと思います。しかし、基本的には、現在設計しております改修工事が完了すれば、みたち山団地を含めてあの周辺の浸水対策にもなるんじゃないかと考えておるわけです。しかし、工事過程におきましては、周辺の住民さんからおかつ問題提起があるかもしれませんが、それは今後十分対応していく考え方でおるわけなんです。

2点目の87戸の入居の関係ですが、現在募集された中では、大体2.5倍ぐらいの応募があるわけです。従来からの応募者と入居確定率から申しまして、ほぼ議員さんのおっしゃるとおり、満杯になる可能性がある見通しらしいです。そうなると、袋小路のような団地ですので、その団地から発生する車交通の対応は大きな課題になってまいります。

この点につきましては、周辺の状況からいたしまして、確たる、こうでありたい、という考え方立っての道路整備は、数億の非常に多額な金を要するわけでございます。抜本的な対策は非常に困難ではないかと思っておるわけでございますが、周辺の市道に何らかの形でこのみたち山との道路はぜひでも設置してもらわなければいけないと、住宅公団と厳しい話し合いを現在、進めておる段階でございます。

まだ、最終的な妥結には至ってございませんが、何らかの形で府中阪本線あるいは小栗街道等

の市道とのアプローチ道路というものは確保したいと考えてございます。

いずれ住宅公園の方から年内には返事がくるだろうと期待しているところでございます。それらの問題につきましては、入居が終わったから、終わらないからということにかかわらず、必ず何らかの措置をとる覚悟でおりますので、進行してまいりました段階では、また、それぞれの常任委員会等にも御報告申し上げ御協議を賜りたいと思っておりますので、御理解を願いたいと思っております。

○ 議長（藤原要馬君） 他に。

○ 16番（赤阪和見君） 2点。22ページの不動産売払収入は、どこをどのようにするのか、お聞きいたします。

それと、歳出の方で31ページの水質障害対策事業費、これは今回の補正で初めて出てきたものでありますが、新池の工事費で843万円あがっていますが、どのような事業をやるのか、お願いしたいと思います。

○ 議長（藤原要馬君） 答弁。

○ 財務部次長（北野敦雄君） 財産収入のことについてお答え申し上げます。

これは寺田町の共有地、ため池でございまして、年度内に売却を予定しております、その35%の分の見込み。それから、旧石尾中学校の一部不用品の売却、これは売却済みでございますが、その見込み額を合わせて計上いたしました次第でございまして。

○ 議長（藤原要馬君） 次。

○ 農林課長（谷俊雄君） 水質障害対策事業費でございまして、これは家庭の雑排水が流入して水質が悪化しつつありますので、水質悪化を防止するために行う事業でございまして。事業内容といたしましては、今回、伏屋の新池の周辺では宅地開発で雑排水がふえておりますので、家庭の雑排水を下流にある水路の方に分水する事業でございまして、延長280メートルのヒューム管を入れる事業の内容でございまして。

○ 16番（赤阪和見君） これは補助事業ですか。

○ 農林課長（谷俊雄君） 府単独の補助事業でございまして。

○ 16番（赤阪和見君） これはいろんな形で市街地の方ではなく山手で非常に多いわけですが、私も一般質問等でいろいろ言っているように、山手の方の住宅というのは農業用水路を使って家庭雑排水を捨てて、溝から溝へと最終的には農業用水路へ捨てて、これが一番のネックになっております。その辺で伏屋でも見られるように、たんばへ家庭の雑排水が流れ込んで、ここで言う水質障害対策事業となってくれば、そういう点の問題個所、池云々という問題だけでなく、それ以外の個所もどのぐらい把握され、今後、どのように計画を立ててやっていこうとされてるのか、その点だけちょっとお聞きしたい。

○ 農林課長（谷俊雄君） ことし初めてこの事業が府の方から補助対象になったのですが、現在、かなりの数のため池、水路があると思います。的確な数は把握してございませんが、この事業を今後十分活用いたしまして、措置できるようにしていきたいと考えております。

○ 16番（赤阪和見君） こういう池の場合、その他の財源は地元負担と解釈するんですが、そういう点で水利権者、池の持ち主というのは割合ははっきりしてるんですが、田1枚1枚となってくると、いろんな形で問題が出ると思います。その点で57年度予算の編成時期ですので問題個所の把握をしていただきたい。本当にその水路をとめてしまうことによって周辺に迷惑がかかるが、それを容認することで今度は自分の田が使えなくなるという矛盾、本当に善意で溝をあけてもらう感じですので、何らかの救済措置をせんことにはだめじゃないかと思うんですよ。そういう点で57年度には新たな予算、今回は補正という形で新池だけとなっておりますが、よく把握していただき今後進めていただきたいと思います。

それともう1点、先ほど横田議員からの緑のマスタープランの話がありましたが、答弁の中で空地も含めて調査してる、ということがあったんですが、この空き地というのは、どういう意味合いでとればいいんですか。

○ 計画課長（山崎琢磨君） 緑の部分の空き地というのは、いわゆる墓地とか学校のグラウンドとか、いわゆる比較的準公共的に使ってる部分を緑の部分としております。

なお、先ほど答弁が不親切だということですので、若干、補足させていただきますと、いわゆる保全するもの、将来必要となるもの、それから景観的につくっていくもの、それから現在あるもの、それから現在の民有地の緑地道なども調査して修正しようとするものでございます。

○ 16番（赤阪和見君） 環境保全条例に一部出てくる問題の保護樹木、これも緑の保全に入ってるのかと思いますので、その点だけ確認しておきたい。

それと、中央丘陵開発に伴う和泉市の中央にあれだけ広大な開発がされようとしておりますが、緑を残そうというマスタープランもあわせて入ってるのか、入ってないのか、その点お聞きしたい。

○ 計画課長（山崎琢磨君） 先ほどの環境保全条例と中央丘陵の面は含めて計画する予定でございます。

○ 16番（赤阪和見君） 予定というよりも、現在、すでに補正予算でプラスアルファの分ではないんですか。

○ 計画課長（山崎琢磨君） 先ほど申し上げましたのは調査が主でございまして、それを印刷、製本するものでございますので、最終的には、それを元に計画をつくるということでございます。

○ 議長（藤原要馬君） 他に。

○ 19番(大谷昌幸君) 37ページの府中今福歩行者専用道路に関連してお尋ねいたします。

かねてから要望しております和気地区と府中地区が橋によって結ばれるということで非常にありがたいと思うんですけど、これは全額たしか住宅供給公社の開発に伴う関連事業として、市に関係のない金によって施行されると記憶しております。

関連してこれに接続する堤防、特に柳田橋からこの道路の取りつけに至るまでの間は相当量の通行量があるはずですが、以前は車の通行もありましたが、近い将来、岸和田南海線の開通で車の通行はほとんどなくなるとは思います。人の通行、特に市民病院、図書館、体育館とかの方へ西部の方から利用する人たちが、特に午前7時台、寺田地区から府中駅へ自転車で通勤、通学される方々が相当危ない思いをしながら18号線を通行されております。

そういうことから考えまして、府中今福線が完成するとともに、先ほど申し上げた区間について、同じようなせめてもの歩行者道路をつくっていただけないものかどうか。特に開発公社が埋め立てをし、また、こちらの西側から、いわゆる下流の方から建て売りが建ったり個人的な工場ができたたりして、堤防のり壁がかなり埋め立てをしてくれてあるはずですが、以前に比べて割合簡単に歩行者専用道路ができてくるんじゃないかと考えるんです。

いままで計画課とか土木課とか、あるいは鳳土木の河川課とか窓口はいろいろありますが、一応、建設部として、数年前からの要望もあるこの件についてどう対処されるか。ただ、国、府からの補助金だけでやって、あと積極的に市がやらなければいけないことをなおざりにしておくことは市政上、非常に貧困な感じがします。そういうことも考え合わせて、積極的に今後、どのように取り組まれるおつもりか、建設部としての総合的な見解をお示しいただきたいと思っております。

○ 議長(藤原要馬君) 答弁。

○ 建設部長(逢野一郎君) ただいまの御質問の件につきましては、以前の議会から再三要望を受けてるわけでございます。一般質問でもお答えいたしましたように、この河川につきましては、鳳土木が管理しております。何とかわれわれとしてもこの要望にこたえたいということで現在、鳳土木あるいは今回お願いしておりますように、供給公社がここで工事を行っている時に、できるだけ供給公社の資金を充ててやっていただきたいということで現在、協議をしておるわけでございます。何を申しましても、河川管理につきましては、府の方の使用についてはむずかしい要素がございますが、御期待に沿えるように交渉し、一日も早くできるように努力したいと考えます。

○ 19番(大谷昌幸君) 答弁としては不十分だと思うんですが、とにかく新しく開発された住宅地と以前からの住宅地とのコミュニティ、そういうことをひとつスムーズにするためにできるだけ御努力をしていただく、来年度予算に仮に半分でもしていただくように御努力していただくように、建設部と市長、助役に特に要望しておきます。

○ 議長（藤原要馬君） 田中君。

○ 5番（田中包治君） 先ほどの赤阪議員の質問の答弁でちょっと解せないのは、水質障害対策費というのは、結局、課長の説明では、汚水が池へ流れるから、ということですが、水質対策とは、一体どういう基準になってるのか。これは汚水となると下水の関係でしょう。そうすると、宅造をやられる場合、池の守が判を押しさえすれば出てくる。出てくれば農林で措置しなければならんというのがどうしても理解できない。分担金というのは、何か工事をやるたびに6,000円、1万円、2万円とか要る。工事をやるたびに何多とかいうのは、これは企業に対する補助金ですか。それが入れば、水質事業は恒例的にせないけませんわね。ちょっと理解できない。その間の問題は、申し込んだらいけるのか、1ヶ所の30軒なら30軒の住宅があって、池に流れるのを川に流してもええのか、そういう工事は市でもたないかんのか、そこらがちょっと理解できない。

○ 議長（藤原要馬君） 答弁。

○ 農林課長（谷俊雄君） お答えいたします。

水質障害事業には一定の補助基準がございまして、やはり農家施設、水路、ため池もそうですが、都市化による汚水等が農業用水路に流入して支障が生ずる場合にこの事業を採択していただくわけでございまして、一定の要件といたしまして、受益面積が2ヘクタール以上とか事業費が30万円以上とかの一定の基準がございまして。

なるほどおっしゃるように、宅地開発の下水関係の地元協議等も今後、必要なケースも多々あると思いますが、今回、基準ののっとって補助採択になったのでやるわけでございます。

それと、一定の補助の定額みたいなものがあるのか、というお尋ねでございまして、あくまで事業をすることに対しての府の補助金でございまして。事業が採択になるといただける、そういう性質のものでございます。

○ 5番（田中包治君） いや、事業をするということではなく、大阪府土地改良事業の負担金でしょう。事業をするたびに100万円なら100万円、どういう団体か、法人か任意団体か知りませんが、事業をするたびに何か利権屋のような感じがします。俗に言う天下りがやってる団体ということですね。

それともう一つ、建設部に聞きたいんですが、許可権者は府であっても、30軒、50軒と大きな汚水が出る場合農林と協議するのか。もし、せんとするならば、この工事は下水道の責任やと思うんですが、そこらの兼ね合いをちょっとお聞きしたい。

○ 産業衛生部次長（角谷泰夫君） 前段の基本的な問題についてお答え申し上げます。

確かに御指摘のように、都市サイドの問題を農家がかぶらなければいけないという問題点もあ

るかと思ひます。これは下水道が完備されることが市街化の関係から最も望ましいこととてござひますが、広大な農振地域を持ってあります和泉市といたしましては、当面の処理として、農家サイドに立った対応として、水質対策を考へていくという趣旨から新しくできたもので、御指摘の御趣旨に沿って、農家サイドにその負担を持っていくのは好ましくないと考へておりますが、急拠の策として、大阪府の考へ方を受けまして、本年度事業として採択に踏み切つたものでござひます。今後、下排水問題については、十分建設の下水道課とも詰めてまいり、十分府とも検討を加えてまいりたいと考へております。

それから、後の土地改良連合会につきましては、大阪府下の農振地域を有する市町村が中心に、土地改良事業の推進を図るために相当以前に組織されたものでござひます。当初は、市町村が貧弱なときには、土地改良事業を行うについて大阪府で一定の設計基準を示し、これらの指導を受けておつたのですが、本市も技術職員の充実等によりまして設計委託はいたしておりませんが、土地改良連合会は、そういった農林災害を未然に防止するための特別な設計基準に基づく指標等を指導しておるものでござひまして、天下り的な組織団体でもござひません。その後衰退して職員は2、3名程度ですが、大阪府とのパイプ役の問題等々、事業費割りに分担金も納めてるのが実態でござひますので、御了解賜りたいと存じます。

- 議長(藤原要馬君) 他に。
- 9番(直村静二君) 1点だけ。府中今福の歩道、それから柳田橋の橋詰めからの舗装の要望については、何とかします、ということとてござひましたが、はっきり言って8年前から要望も出てるんです。今後とも鋭意努力します、という答弁では困る。たとえば泉大津の場合は板原は舗装してる。鳳土木に聞くと、泉大津市が腹くって市道認定したんや、だから、する、せんは各自治体の腹やないか、それを何か鳳土木に言うたらできるんや、そんなことでは困る、と云うてます。どこがネックになってるのか。和泉市が市道認定すれば舗装もちゃんとできるんだとなつてます。そういう答弁を上からもらてる。

しかし、府の事業に乗っていきちつとしたものにしようというんならいいが、ただ、努力します、では困る。いつまでたつてもできないでは困ります。

- 議長(藤原要馬君) 答弁。
- 建設部長(逢野一郎君) お答え申し上げます。

先ほどお答え申し上げましたが、努力するということだけでなく、現在、私どもと鳳土木、供給公社の間である程度話し合ひは進んでるわけでござひます。ただ、歩行者専用道路をつくることにおいて、民家がかかなりありまして、車の出入りの問題もござひます。あるいは河川を使用することについての問題、いま、議員さんのお話では、市道認定をせよ、ということですが、その辺

も含めて鳳土木、供給公社も含めて話し合いをしておるわけでございますので、いましばらく時間をいただきたいと思います。

- 9番(直村静二君) だから、市道認定すればできるが、そこに民家があって車の出入りがあるから歩行者専用にはできない。その話し合いをどないして解決するか。車は通ってもらったら困る、中におる人は通してくれ、そういう話をどない詰めるんか。市と鳳土木と供給公社の三者で対立する話になる。だれかがどこかで降りてくれればいけるという問題になってるんか、その辺をはっきりせんとなかなかいけませんよ。実際、東から西へかけて交通は危ないが、中の人の車は通る、歩行者はどうするか、どう話を詰めるんかをはっきりしてもらわんとね。解決策がなければいけないんですけど、何とかしよう、と言うんなら、具体的な手法としてどうするのか、市が積極的にせんと困ります。自分のセクションばかりで思うからね。市の腹しかない。
- 建設部長(逢野一郎君) 私どももある程度の話の内容を進めております。その辺の問題点とかネックは早急に解決いたします。
- 議長(藤原要馬君) 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって議案第48号を原案どおり可決決定いたしました。

-
- 議長(藤原要馬君) 日程第3「人権擁護委員候補者を推薦するにつき意見を求めることについて」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

諮問第1号

人権擁護委員候補者を推薦するにつき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦するについて、人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

昭和56年12月15日提出

和泉市長 池田忠雄

氏名	生年月日	住所	職業

諮問第1号参考資料

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）抜粋

（委員の推薦及び委嘱）

第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

2 略

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

（以下略）

○ 議長（藤原要馬君） 提案理由の説明をお願いします。

○ 市長（池田忠雄君） ただいま御上程をいただきました諮問第1号「人権擁護委員候補者を推薦するにつき意見を求めることについて」、提案の理由を御説明申し上げます。

現在、人権擁護委員として御尺力を賜っております森下亮史氏と友谷重子氏のお二人の任期満了に伴いますもので、森下亮史氏は、昭和50年10月より人権擁護委員として豊かな経験をもって人権活動に活躍せられ、大きな功績を残されております。また、友谷重子氏も、昭和50年10月に人権擁護委員に任命せられて以来、人格識見の豊かさと円満公正をもってその職に当たられてまいりました。

今期の任期満了に伴いまして再度、両氏を人権擁護委員候補者として推薦申し上げたいと存じますので、ここに議員皆様方の御意見をお伺いする次第でございます。何とぞよろしく満場一致で森下亮史氏、友谷重子氏を人権擁護委員候補者として推薦することに御了解を賜りますようお願いを申し上げます。よろしくお願いを申し上げます。

○ 議長（藤原要馬君） お諮りいたします。本件を推薦することに御異議ありませんか。

○ 16番（赤阪和見君） この生年月日、住所、職業について市長から説明がなかったんですが、その点の説明をしてもらわんことには、意見を言うにも何も言えません。

○ 議長（藤原要馬君） 理事者答弁。

○ 秘書広報課長（石本博信君） 事務局を担当する秘書広報課長よりお答えいたします。

森下亮史氏につきましては、大正3年11月3日生まれ、住所は和泉市太町171-18、職業は婦人装身具製造を営んでおります。

友谷重子氏につきましては、大正2年3月6日生まれ、住所は和泉市唐国町676、職業は無職でございます。よろしく願いいたします。

- 16番(赤阪和見君)この参考資料のところに「社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であって直接、間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から……」とありますが、この人たちは、これらのどれに当たるのか、その点のくわしい説明をしてください。

- 秘書広報課長(石本博信君) 森下亮史氏につきましては現在、婦人装身具の製造ということ、50年以来、人権擁護について理解のある社会事業家ということ、また、森下氏につきましては、以前、旧村の村会議員を務められた方でございます。

また、友谷重子氏につきましては、以前教育者として、また、地域の婦人会長等を歴任されておる方でございます。

以上でございます。

- 議長(藤原要馬君) お諮りいたします。本件を原案どおり推薦することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、諮問第1号を原案どおり同意することに決しました。

-
- 議長(藤原要馬君) 日程第4「特別委員会委員の辞任許可について」を議題といたします。議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議会議案第15号

特別委員会委員の辞任許可について

本市議会同和対策特別委員会委員奥村圭一郎氏より昭和56年11月20日付で辞任の届出があったので本議会はこれを許可するものとする。

昭和56年12月16日提出

和泉市議会議長

藤原要馬

- 議長(藤原要馬君) 本件につきましては、ただいま朗読どおり辞任を許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御君労ではございますが、よろしく御審査をお願い申し上げます。



○ 議長（藤原要馬君）日程第7「和泉市富秋町助松団地（288世帯）を泉大津市へ編入することの請願」を議題といたします。

請願を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

和泉市富秋町助松団地（288世帯）を泉大津市へ編入することの請願

紹介議員

和泉市議会議員	橋	本	佳	行
”	池	本	秀	夫
”	赤	阪	和	見
”	松	尾	孝	明
”	飯	坂	楠	次
”	天	堀		博
”	奥	村	圭	一郎
”	穴	瀬	克	己
”	出	原	平	男
”	柳	瀬	美	樹
”	勝	部	津	喜枝

和泉市富秋町助松団地（288世帯）を泉大津市へ編入することの請願

公団助松団地の大部分は泉大津市管内で一部（288世帯）は和泉市管内という全国でも珍らしい二行政区にまたがった団地となっております。

義務教育・水道・ゴミ収集等は泉大津市にお世話になっており、私達の一番望むところは一日も早い泉大津市編入であります。

また、このような行政区の解決には莫大な費用を必要としないと考えます。更に、私達の住んでいる助松団地横の府住宅供給公社有地に立つ住宅は泉大津市と決定されるやに聞いておりますが、どうか現在住んでいる私達住民二十年来の声をお聞き頂き、御賢察賜わり、一日も早く泉大津編入の運びとなりますよう、不便不利益を受けて来た諸点を具体的に述べ、ここに請願いたします。

記

1. 自治会としては二市の窓口になっており複雑である。

2. 和泉市民でありながら行政受益に乏しく、したがって親しみがわきにくい。
 3. 義務教育については泉大津市の児童数が増加する度、混乱が生じたし、新年度が近づく毎に不安を感じている。
 4. 水道・ゴミ収集について疑問・要望があっても、お世話になっている泉大津市には発言しにくい。
 5. 成人式・老人無料検診・老人クラブ・公民館活動・種々の検診等、やはり肩身が狭い思いをしながら泉大津市にお世話になっている。
 6. 団地に住んでいながら選挙の投票には団地内の集会所に行けず、遠い富秋公民館まで行かねばならないので権利が行使しにくい。
 7. 泉大津の市役所へ行くよりも和泉市役所へ来るには、交通費320円の出費増になり（泉大津電車賃160円、和泉市電車・バス代480円）、時間的にも数倍必要とする。
- 以上、同じ団地に住んでいながら昭和37年以来約20年間辛抱してきた和泉市富秋地域住民の気持ちを「住民は主人公」という立場にたってご賢察賜わりたい。

昭和56年12月16日

代表 和泉市富秋町助松団地16棟301号

助松団地自治会会長

佐藤哲朗 ㊞

他559名

和泉市議会議長

藤原要馬 殿

- 議長（藤原要馬君）紹介議員の趣旨説明を願います。
- 7番（勝部津喜枝君） ただいま議員皆様方のお手元に配布させていただいておりますけれども、二十年来、大変不便をしております住民各位の御心情をおくみ取りいただきまして、ぜひ皆様方の御配慮と御賛同をよろしくお願い申し上げます。
- 議長（藤原要馬君） 本件について質疑・御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑・御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件につきましては十分検討する必要があると思いますので、請願の内容からして総務委員会に付託し、閉会後も審査を願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、本件を総務委員会に付託することに決めます。委員の皆さんには御苦労でございますが、よろしく御審査をお願い申し上げます。

- 議長（藤原要馬君） 次に、日程第8「国民健康保険給付費の都道府県一部負担導入反対に関する意見書」を議題といたします。

意見書を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

意見第5号

国民健康保険給付費の都道府県一部負担導入反対に関する意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

昭和56年12月16日

提 出 者

和泉市議会議員

天	堀	博
若	浜	記久男
竹	内	修一
田	中	包治
勝	部	津喜枝
成	田	秀益
並	河	道雄
穴	瀬	克己
大	谷	昌幸
奥	村	圭一郎
貝	淵	博治

国民健康保険給付費の都道府県一部負担導入反対に関する意見書

臨時行政調査会の第一次答申をうけ、厚生省は昭和57年度予算要求において、国民健康保険の医療給付費補助金の一部（5%分2,413億円）を都道府県に転嫁することとしている。

しかしながら、国民健康保険を含め我が国の医療保険制度は、すべて、加入者の保険料と国庫負担で運営する仕組みとなっており、監督責任を理由として、都道府県に負担させることは、不合理である。また、この措置が強行された場合、都道府県に対する財政措置（地方交付税等）が必要と

なり、これが市町村財政にも極めて大きな影響を及ぼすこととなり、行政改革の趣旨及び地方財政の現状から絶対に容認できない。

よって国は、都道府県に国民健康保険給付費の一部負担を導入しないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

昭和56年12月16日

大阪府和泉市議会

- 議長（藤原要馬君） 提案者の趣旨説明を願います。
- 1番（若浜記久男君） ただいま上程されました意見第5号につきまして、はなはだ僭越でございますが、提出者を代表して提案の趣旨説明をいたします。

本件はすでに御案内のとおり、臨時行政調査会の答申をうけ、厚生、大蔵両省とも当初方針どおり、あくまで導入する態度をとっており、来年度予算編成に当たり大変な大問題になることが予想されます。

特にこの後の情勢を聞き及んでいるところによりますと、税収入の確保が容易でない反面、給与改定、災害復旧等の追加財政需要約1兆円があり、この問題を財政の中期展望の枠内で処理しようとして予算編成に苦慮している現状にあり、そのため国民健康保険の療養給付費補助金の一部を都道府県に転嫁することとしております。

これは単に都道府県の負担がふえるだけの問題ではなく、市町村財政にもきわめて大きな影響が及んでくることは必至であり、行革の趣旨及び地方財政の現状から絶対に容認できないと存じます。よって、国は都道府県に一部負担を導入しないよう、本議会として意見書を提出するものでございます。何とぞよろしく御賛同を賜りますようお願い申し上げます、趣旨説明を終わります。

- 議長（藤原要馬君） 本件について質疑・御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑・御意見がないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり意見書を提出することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、意見第5号を原案どおり提出することに決めます。

-
- 議長（藤原要馬君） 以上をもちまして、本定例会に付議されました議案は全部終了いたしましたので、これをもって閉会いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます、よって、本日をもって昭和56年度第4回定例会を閉会いたします。

○ 議長(藤原要馬君) この際、市長のあいさつを願います。

(市長あいさつ)

○ 市長(池田忠雄君) 一言御礼のごあいさつを申し上げます。

去る15日に第4回定例会をお願い申し上げ、多数の重要議案を御提案いたしましたところ、議員皆様方には、年末何かとお忙しい折にもかかわらず、連日にわたり慎重御審議を賜り、御可決、御承認をいただきましたことを衷心より厚く御礼を申し上げます。

なお、昭和55年度歳入歳出決算認定につきましては、決算審査特別委員会に御審議を願うこととなりました。委員の皆さんには御苦勞と存じますが、よろしくお願いを申し上げます。

なおまた、本議会を通じ議員皆様方より御指摘をいただきました諸事項、御意見、御要望に対しましては十分これを尊重し、市政運営に遺憾なきを期してまいる所存でございます。議員皆様方におかれましても、市政運営につきまして、今後なお一層の御支援、御協力をお寄せ賜りますようお願い申し上げます。

いよいよ本年もあと十数日と相なりました。寒さも一段と加わってまいります。皆様方にはくれぐれも御自愛をくださいまして、昭和57年度のよいお年をお迎えくださいますようお願いをいたしまして、はなはだ簡単でございますが、閉会にあたりましての心を込めての御礼のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

(議長あいさつ)

○ 議長(藤原要馬君) 一言、御礼を申し上げます。

去る15日開会の第4回定例会も、皆様方の御協力によりまして、本日をもって閉会の運びとなりましたことを厚く御礼を申し上げます。本定例会を通じ一般質問並びに議案審議について終始御熱心に、しかも慎重御審議をいただきましたこと、また、議事運営に格段の御協力を賜りまして、おかげをもちまして無事終了できましたことを、ここに議員各位に対し心から御礼を申し上げます。

先ほどの市長のあいさつにもありましたが、この定例会を通じていろいろと指摘や要望がありました。特に閉会中の委員会の開催等に十分意を配し、適切なる運営に協力せられんことを要望するとともに、市政発展に全力を尽くされることをお願いいたします。

最後に、ことしもあとわずかになりましたが、皆様方におかれましては、これからも寒さ一段と厳しくなる折から、健康に御留意せられ良いお年をお迎えくださいますようお願い申し上げます。閉会のあいさつといたします。どうもありがとうございました。

(午前11時32分閉会)

○

会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する

和泉市議会議長

同 副議長

同 署名議員

同 署名議員

同 署名議員

